

平成 22 年度 外部評価実施結果報告書

【計画事業評価・補助事業評価】

～ 「新しい計画評価の文化」
の共有と定着に向けて～

平成 22 年 11 月

新宿区外部評価委員会

はじめに

私達の外部評価委員会の作業も4年目を迎えた。また新しい基本計画の体系に基づく計画事業の評価も2年目となり、内部評価と外部評価の関係も次第に改善され、新宿方式が整えられつつある。

今年度は、これまでの計画事業に対して、82の補助事業の評価が加わった。対象の事業数が増えたことによって、委員会と部会の開催回数は前年度のほぼ2倍になった。また同時に、補助事業はより区民に身近な事業が多いため、その評価は一段と慎重を期さなければならなかった。

今後、現基本計画の体系に基づく計画事業、補助事業、そして経常事業という3つの事業を実行計画に合わせてどのようなサイクルで内部評価と外部評価を位置づけるか、という大きな課題がある。外部評価委員会があくまでも区民目線で行う評価であり、常設常勤の委員会ではないので、適切な時期に効果的にその作業を担って行かなければならない。

新宿区は、日本の中でも特筆すべき「区民と行政による新しい計画評価の文化」を生み出そうとしている。この外部評価の結果を区は真摯に受け止め、大胆な事業の改善とその実施をしていただきたい。

新宿区外部評価委員会
会長 卯月盛夫

目 次

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成	1
(1) 委員会設置の経緯と役割	1
(2) 所掌事務	1
(3) 委員会の構成	1
(4) 部会の設置	1
(5) 評価の流れ	2
2 評価活動の経過	3
3 評価の対象	8
4 計画事業の評価の視点	9
5 補助事業の評価の視点	10

第2章 計画事業の評価結果

1 計画事業評価結果の見方	13
2 計画事業の評価結果	
個別目標 - 1 参画と協働により自治を切り拓くまち	14
計画事業 1 ~ 3	
個別目標 - 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	17
計画事業 4 ~ 5	
個別目標 - 1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	19
計画事業 7 ~ 9	
個別目標 - 2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	23
計画事業 10 ~ 13	
個別目標 - 3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	27
計画事業 14 ~ 20, 130	
個別目標 - 4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち	33
計画事業 21 ~ 24	
個別目標 - 5 心身ともに健やかにくらせるまち	37
計画事業 25 ~ 29	
個別目標 - 1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	41
計画事業 30 ~ 35, 131	
個別目標 - 2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	45
計画事業 36 ~ 38, 40, 41	

個別目標	- 3	災害に備えるまち・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
		計画事業	4 2 ~ 4 7
個別目標	- 4	日常生活の安全・安心を高めるまち・・・・・・・・	5 1
		計画事業	4 8 ~ 4 9
個別目標	- 1	環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち・	5 3
		計画事業	5 0 ~ 5 4
個別目標	- 3	人々の活動を支える都市空間を形成するまち・・・	5 6
		計画事業	6 1 , 6 2 , 6 7 , 6 9 , 7 0
個別目標	- 2	地域の個性を活かした愛着をもてるまち・・・・・・・・	6 0
		計画事業	7 3
個別目標	- 3	ぶらりと道草したくなるまち・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1
		計画事業	7 4 ~ 7 5
個別目標	- 1	成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち・・・	6 2
		計画事業	7 6 ~ 7 8
個別目標	- 2	新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち・・・・・・・・	6 5
		計画事業	8 0 ~ 8 1
個別目標	- 3	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	
		・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
		計画事業	8 2 ~ 8 6

第3章 補助事業の評価結果

1	補助事業評価結果一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
2	補助事業評価結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
3	補助事業評価結果の見方・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
4	補助事業の評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0

第4章 今後に向けて

1	計画事業の評価に関して・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7 5
2	補助事業の評価に関して・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7 6
3	外部評価に対する意見に関して・・・・・・・・・・・・	1 7 7

<資 料>

1	新宿区外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・	1 8 1
2	新宿区外部評価委員会条例・・・・・・・・	1 8 2

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 委員会設置の経緯と役割

新宿区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、平成20年度からの新宿区基本構想（以下、「基本構想」という）新宿区総合計画（以下「総合計画」という。）と新宿区第一次実行計画（以下、「第一次実行計画」という。）の進行管理を行うため、平成19年9月、区長の附属機関として、新たに設置されたものである。

また、本委員会により、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくものである。

(2) 所掌事務

外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。

その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 委員会の構成

委員会は、次の15名で構成されている。

学識経験者3名

公募による区民6名

区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の3つの部会を置いた。

第1部会：まちづくり・環境・みどり

第2部会：福祉・子育て・教育・暮らし

第3部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業

(5) 評価の流れ

区が実施する行政評価には、各部経営会議からなる評価委員会が実施する内部評価と外部評価委員会が実施する外部評価があり、その流れは次のとおりである。

内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を評価委員会として、総合計画の施策（以下「個別目標」という。）と第一次実行計画の計画事業の自己評価を行い、決算特別委員会前に公表する。

外部評価

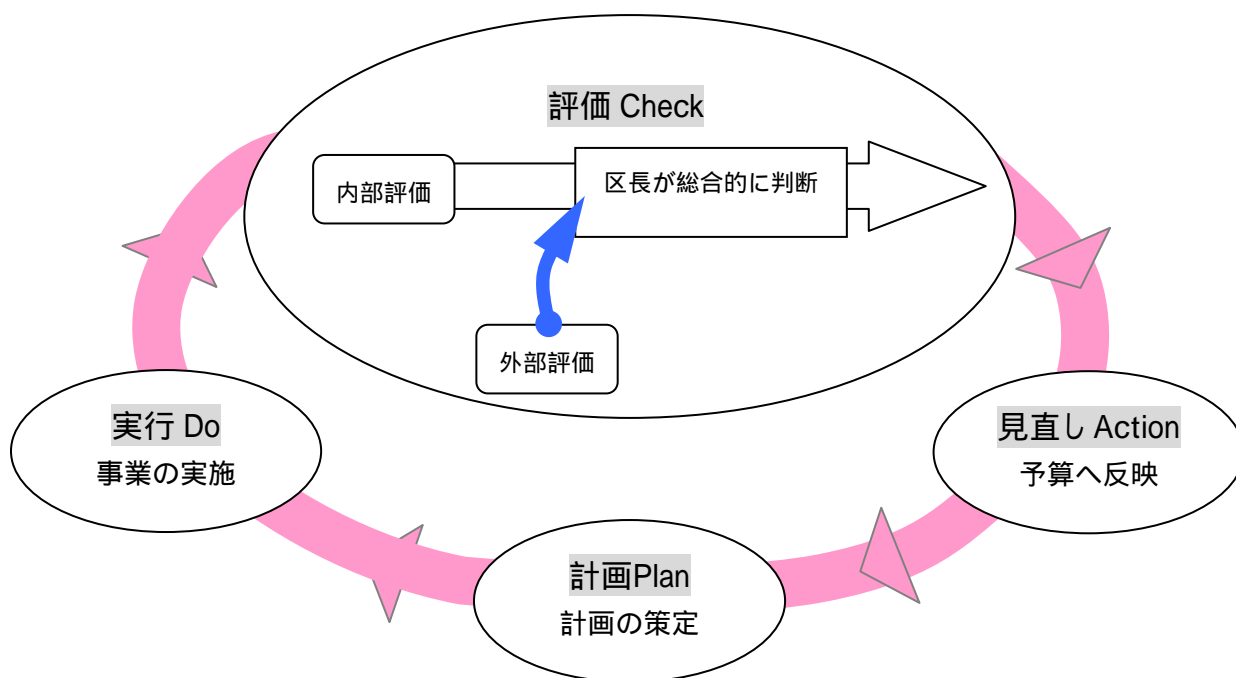
外部評価委員会は、上記の内部評価結果を踏まえ、区民の視点から評価し、評価後、区長に報告する。

区長はその報告を公表する。

総合判断

区長は、内部評価・外部評価それぞれに対する区民からの意見を受け付けて、総合判断を行い、予算編成に反映する。

区長はその結果を公表する。



2 評価活動の経過

平成 19 年度は外部評価委員会の立ち上げの年であり、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととして評価を実施した。

平成 20 年度は、本格的な外部評価の実施として、平成 19 年度に外部評価を実施した対象施策を掘り下げるとともに、関連施策を抽出して 18 施策を対象に評価を実施した。さらに、補助事業については、関連する計画事業と合わせて確認していくこととした。

平成 21 年度は、平成 20 年度から始まった総合計画及び第一次実行計画に係る内部評価のうち、まちづくり編に係る個別目標及び計画事業すべての評価を行った。評価に当たっては、新宿区基本構想の理念である「新宿力」を形づくる上で、「協働」は重要な手法の一つと考えられるため、基本となる 4 つの視点のほか、「協働」を軸に評価を進めることとした。

平成 22 年度は、計画事業について、平成 22 年度内部評価報告書（以下「内部評価」という。）のほか、昨年の外部評価結果を踏まえた区の取り組みについて（以下、「区の取り組み」という。）を確認した上で、評価対象を抽出し評価を進めることとした。

補助事業について、区は、平成 17 年 3 月に新宿区補助金等審査委員会から答申を受け、これまで補助事業の見直しを図ってきたところだが、3 年程度を基本に見直しをするという方針の下に、今年度、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間の実績を踏まえた補助事業の内部評価が行われた。

このため、外部評価委員会においても今年度は全補助事業を対象に評価を実施した。

今年度の外部評価は、昨年度の経験を活かし、以下のような手法で評価を行い、より区民の目線に立った客観的な評価に努めた。

第一に、計画事業の評価については、昨年度の区の取り組みや内部評価報告書から、評価の掘り下げが必要な事業を抽出した。その上で、個別目標や計画事業の内部評価の内容について、疑問な点をあらかじめヒアリング項目として担当課に提示し、それに対する回答や関連資料の提出を求めた。そして、それらを読み込んだ上で、個別目標や計画事業の基本的な考え方、進め方、評価理由などについて確認し、再質問を行った。

第二に、補助事業の評価については、内部評価報告書のほか、要綱等の関係資料の提出を求め確認を行った。その上で、疑問な点をあらかじめヒアリング項目として担当課に提示し、それに対する回答や関連資料の提出を求めた。そして、それらを読み込んだ上で、補助事業の基本的な考え方、内部評価の理由などについて確認し、再質問を行うとともに、必要に応じて追加調査を行った。

第三に、計画事業、補助事業とも、事業が展開されている現場を各部会で視察するとともに、サービスの担い手や補助事業の対象である関係者から生の声をヒアリングし、実態把握に努めた。

評価結果の取りまとめにあたっては、個別目標、計画事業、補助事業の相互関係も考慮しながら、部会ごとにまとめた上で、委員会として全体のまとめを行った。

【活動経過】

	回	開催年月日	審議事項等
委員会	第1回	平成 22 年 4 月 6 日	1 評価方針について
	第2回	平成 22 年 4 月 26 日	1 評価方針について
	第3回	平成 22 年 5 月 17 日	1 評価方針について
	第4回	平成 22 年 6 月 3 日	1 評価方針について
	第5回	平成 22 年 6 月 30 日	1 補助事業評価について
	第6回	平成 22 年 8 月 25 日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第7回	平成 22 年 9 月 7 日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第8回	平成 22 年 9 月 28 日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第9回	平成 22 年 10 月 5 日	1 計画事業評価結果の取りまとめ
	第10回	平成 22 年 10 月 19 日	1 計画事業評価結果の取りまとめ
	第11回	平成 22 年 11 月 2 日	1 計画事業評価結果の取りまとめ
	第12回	平成 22 年 11 月 16 日	1 外部評価実施結果報告書最終確認

	回	開催年月日	審議事項等
第1部会	第1回	平成 22 年 6 月 10 日	1 補助事業ヒアリング対象の抽出について
	第2回	平成 22 年 6 月 16 日	1 補助事業ヒアリング項目の整理について
	第3回	平成 22 年 7 月 2 日	1 補助事業ヒアリングの実施 補助事業 38～41、46、52～53 担当課：みどり土木部（交通対策課）区長室（危機管理課）総務部（総務課）
	第4回	平成 22 年 7 月 16 日	1 補助事業ヒアリングの実施 補助事業 31～37、43～44、57 担当課：都市計画部（建築調整課、住宅課）みどり土木部（道路課）
	第5回	平成 22 年 7 月 20 日	1 補助事業ヒアリングの実施 補助事業 47～51、78 担当課：環境清掃部（環境対策課）みどり土木部（みどり公園課）区長室（特命プロジェクト推進課）

第1部会	第6回	平成 22 年 7 月 27 日	1 計画事業評価対象の抽出 2 補助事業評価結果の取りまとめ
	第7回	平成 22 年 8 月 3 日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第8回	平成 22 年 8 月 10 日	1 現地視察等 視察先：歌舞伎町シネシティ、大久保公園、歌舞伎町タウン・マネージメント事務所 担当課：特命プロジェクト推進課 * 歌舞伎町タウンマネージメントの運営助成事業及び歌舞伎町地区のまちづくり推進事業について施設を見学し、説明を受ける
	第9回	平成 22 年 8 月 26 日	1 計画事業ヒアリングの実施 個別目標 - 3~4、 - 1・3、 - 2~3、 - 3 (計画事業 42~83) 担当課：区長室(特命プロジェクト推進課、危機管理課)みどり土木部(道路課、みどり公園課)都市計画部(都市計画課、景観と地区計画課、建築調整課、地域整備課、建築指導課)
	第10回	平成 22 年 8 月 30 日	1 計画事業ヒアリングの実施 個別目標 - 2~3、 - 1・3(計画事業 40~67) 担当課：区長室(危機管理課)みどり土木部(交通対策課)都市計画部(住宅課)環境清掃部(環境対策課、生活環境課、新宿清掃事務所)
	第11回	平成 22 年 9 月 10 日	1 補助事業・計画事業評価結果の取りまとめ

	回	開催年月日	審議事項等
第2部会	第1回	平成 22 年 6 月 1 日	1 補助事業ヒアリング対象の抽出について
	第2回	平成 22 年 6 月 23 日	1 補助事業ヒアリング項目の整理について
	第3回	平成 22 年 6 月 29 日	1 補助事業ヒアリング対象の抽出・ヒアリング項目の整理について
	第4回	平成 22 年 7 月 15 日	1 補助事業ヒアリングの実施 補助事業 4~11、26 担当課：教育委員会事務局(学校運営課、教育指導課)子ども家庭部(子ども家庭課、子どもサービス課、男女共同参画課、保育課)

第 2 部 会	第5回	平成 22 年 7 月 23 日	1 補助事業ヒアリングの実施 補助事業 12～14 担当課：健康部（衛生課、健康推進課） 2 計画事業評価項目の整理
	第6回	平成 22 年 7 月 26 日	1 補助事業ヒアリングの実施 補助事業 18～25、27～30 担当課：福祉部（地域福祉課、障害者福祉課、介護保険課、高齢者サービス課）
	第7回	平成 22 年 7 月 29 日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第8回	平成 22 年 8 月 4 日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第9回	平成 22 年 8 月 11 日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第10回	平成 22 年 8 月 18 日	1 計画事業ヒアリングについて
	第11回	平成 22 年 8 月 19 日	1 計画事業ヒアリングの実施 個別目標 - 1、3～5（計画事業7～27） 担当課：健康部（健康推進課）教育委員会事務局（中央図書館、新図書館・学校情報化推進担当、教育指導課、学校運営課、学校適正配置担当）福祉部（地域福祉課）
	第12回	平成 22 年 8 月 25 日	1 計画事業ヒアリングの実施 個別目標 - 1～2、 - 1～2（計画事業8～36） 担当課：福祉部（あゆみの家、高齢者サービス課、介護保険課）子ども家庭部（子どもサービス課、保育課、男女共同参画課）
	第13回	平成 22 年 9 月 1 日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第14回	平成 22 年 9 月 28 日	1 補助事業・計画事業評価結果の取りまとめ

	回	開催年月日	審議事項等
第 3 部 会	第1回	平成 22 年 6 月 3 日	1 補助事業ヒアリング対象の抽出について
	第2回	平成 22 年 6 月 29 日	1 補助事業ヒアリング項目の整理について
	第3回	平成 22 年 7 月 9 日	1 計画事業評価対象の抽出とヒアリング対象・ヒアリング項目について

第3部会	第4回	平成22年7月16日	1 補助事業ヒアリングの実施 補助事業1~3、15~17、45、58~59、81 担当課：地域文化部(地域調整課、生涯学習コミュニティ課、特別出張所、消費者支援等担当課、文化観光国際課)
	第5回	平成22年7月23日	1 補助事業ヒアリングの実施 補助事業60~77、79~80、82 担当課：総務部(税務課)地域文化部(産業振興課)
	第6回	平成22年7月30日	1 現地視察等 視察先：栄湯(公衆浴場)染の里二葉苑(新宿三三博物館)「ふるさと応援隊早稲田店」(空き店舗活用事業) 担当課：地域調整課、文化観光国際課、産業振興課 * 補助事業の実効性確認のため、施設を見学し、業務について説明を受ける
	第7回	平成22年8月3日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第8回	平成22年8月25日	1 補助事業・計画事業ヒアリングの実施 個別目標 - 1~2(補助事業1、3、15~17計画事業3~6) 担当課：地域文化部(地域調整課、生涯学習コミュニティ課)
	第9回	平成22年8月27日	1 計画事業ヒアリングの実施 個別目標 - 1~3(計画事業1、2、76~86) 担当課：地域文化部(文化観光国際課、多文化共生担当、産業振興課)総務部(総務課)総合政策部(企画政策課)
	第10回	平成22年9月10日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第11回	平成22年9月21日	1 補助事業評価結果の取りまとめ
	第12回	平成22年9月28日	1 補助事業・計画事業評価結果の取りまとめ

3 評価の対象

平成 22 年度は、計画事業（まちづくり編）について、昨年度の区の取組みや内部評価を踏まえ、抽出評価（計画事業 89 事業中 72 事業を評価）を行ったほか、3 年程度を基本に見直しをするという補助事業に係る区の方針を踏まえ、全補助事業を評価した。

計画事業（区政運営編）及び補助事業については、計画事業の評価を行う際に、関連事業として参照するとともに、必要に応じ評価を行った。

第 1 部会（まちづくり、環境、みどり）

基本目標 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

個別目標 - 2（一部）～ 4 計画事業 40～49
補助事業 31～45

基本目標 持続可能な都市と環境を創造するまち

個別目標 - 1～3 計画事業 50～54, 61, 62, 67, 69, 70
補助事業 46～57

基本目標 まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

個別目標 - 1～3 計画事業 73～75

（個別目標 - 3） 補助事業 78

第 2 部会（福祉、子育て、教育、暮らし）

基本目標 だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

個別目標 - 1～5 計画事業 7～29, 130
補助事業 4～14

基本目標 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

個別目標 - 1～3（一部） 計画事業 30～38, 131
補助事業 18～30

第 3 部会（自治、コミュニティ、文化、観光、産業）

基本目標 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

個別目標 - 1～2 計画事業 1～5
補助事業 1～3

（個別目標 - 5） 補助事業 15～17

基本目標 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

個別目標 - 1～3 計画事業 76～86
補助事業 58～77, 79～81

（個別目標：区政運営編 - 1） 補助事業 82

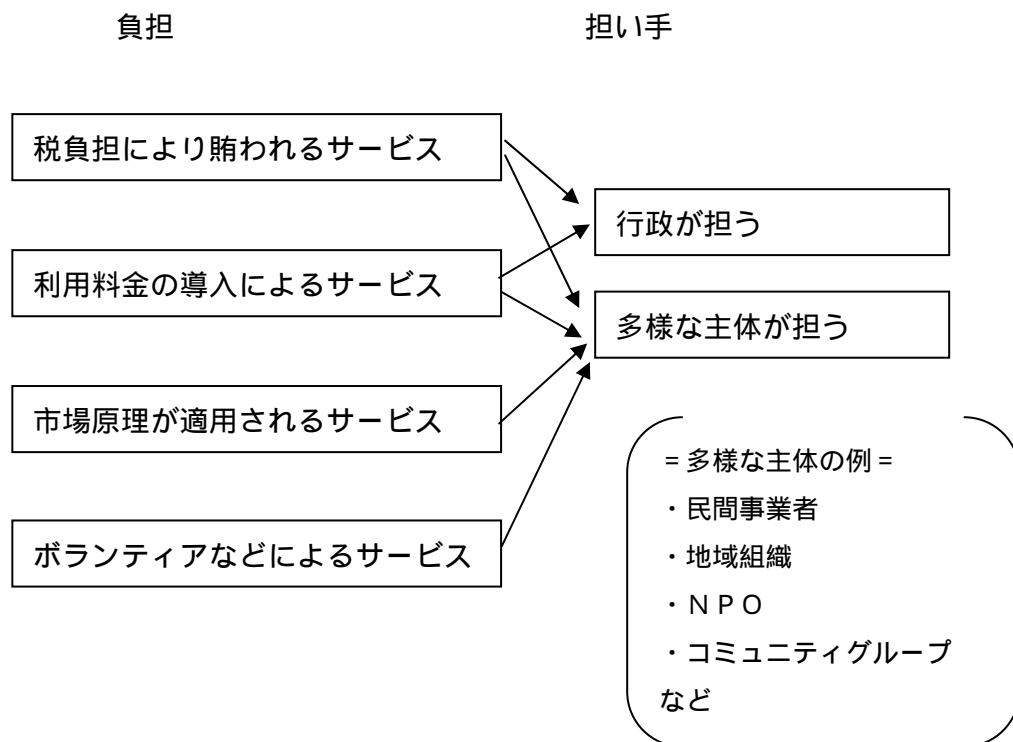
4 計画事業の評価の視点

計画事業の評価に際しては、次の4つの視点を基本に、区民の目線を活かして実施した。

なお、評価区分については、内部評価で評価している区分ごとに、評価区分・評価理由を「適」・「不適」で区分した。

サービスの負担と担い手

サービスを負担と担い手の観点から分類し、適切な対応がとられているか否か。



適切な目標設定

区民ニーズを踏まえた目的・目標になっているか、指標は適切か。

効果的・効率的な視点

費用対効果という面から効果的・効率的に、行われているか。

目的の達成度

目的や意図する成果に対して、それが達成できているか、区民ニーズに応えているか。

5 補助事業の評価の視点

区は補助事業について、3年程度を基本に見直しをするという方針や、昨年度実施された補助金に係る行政監査の指摘も踏まえ、補助事業評価シートを改めたうえ、区単独補助事業の82事業を対象に21年度評価と19年度から21年度までの3年間を振り返った総合評価を実施している。

そのため、外部評価は、全補助事業を対象に評価を実施することとし、評価に際しては、平成17年度の新宿区補助金等審査委員会からの「区民参加による「協働」型補助金制度の実現に向けて」の答申（以下、「平成17年度答申」という。）を念頭におき、19年度から21年度までの3年間の年度評価と3年間を通じての総合評価を基本に、区民の目線を活かした次の4つの視点及び協働の視点から判断し総合的な評価を決定した。

なお、評価区分は平成17年度答申と同じ区分で判定した。

(1) 4つの視点及び協働の視点

役割分担

区と補助対象者との役割分担が適切か。

目的の妥当性

補助開始時期より大きく変動している社会情勢において、補助することで達成しようとしている区の目的や団体（者）に対する直接の助成目的が妥当か。

効率性・代替手段

費用対効果という面から効果的・効率的に、行われているか、補助金以外の代替手段があるか。

目的の達成状況

計画事業や経常事業の目的も踏まえて、補助する目的や意図する成果に対して、それが達成できているか、区民ニーズに込えているか。

協働の視点

区民参加による協働型補助金制度が実施されているか。

(2) 評価区分

- A 区単独補助事業として実施することに概ね問題がないと思われるもの
- B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われるもの
- C 抜本的な見直し・検証を行うべきもの
- D 廃止の方向で検討するべきもの
- E その他

計画事業の評価結果

第2章 計画事業の評価結果

第一次実行計画の事業について、区が行った内部評価を踏まえて抽出評価を実施した。

具体的には、

内部評価の、4つの評価の視点による評価、総合評価及び改革方針の方向性に対し、その内部評価が事業の目的等に照らして適当であるかどうかを評価した。

外部評価の軸とした「協働」の視点や、補助事業との関連からも評価を行った。

1 計画事業評価結果の見方



2 計画事業の評価結果

基本目標		区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	1	参画と協働により自治を切り拓くまち

計画事業	1	(仮称)自治基本条例の制定
------	---	---------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

条例制定作業を、区民・議会・行政が一体となって、それぞれの力を引き出しながら取り組んだことは高く評価できる。

適切な目標設定

条例制定に向けて十分な意見交換を行うため、区民・議会・行政の三者の合意の基に条例制定時期を見直したことは適切である。

効果的・効率的な視点

区民検討会議、パブリックコメント、中間報告会、区民アンケート、地域懇談会など、様々な機会を設定し、区民の意見を収集したことは評価できる。

総合評価

制定時期を見直し、三者の合意形成のうえ本年10月に条例化に至ったことは評価できるが、平成22年7月に実施された区民アンケートを見る限り、自治基本条例制定について事前に知っていた区民は少ない。話し合いの経過をすべて理解してもらうことは難しいが、さまざまな議論の中で深く検討されたことなど、ポイントをきちんと区民に伝え、完成した条例だけの提示にならないようにして欲しい。

【改革方針への意見】

条例制定後は、区民への周知を徹底し、区民の自治意識と自治力の向上を図ることが重要である。

また、最高規範として他条例との整合性の確保、規定した事項を具現化していく仕組みの整備等を早急 to 実施する必要がある。

計画事業	2	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充
------	---	--------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり でない	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
効果的・効率的 な視点	<p>地方分権が推進されてきている中、「庁内の担当部署と連携を取りながら、基礎自治体優先の原則の視点をもって、区の基本的な考え方をまとめていく」ことや、「移管する方向で都区の認識が一致した53項目の事務について、移管にあたって想定される課題等の整理をする」という方向性は評価できる。</p> <p>また、新宿区が単独で進められる事業ではないため、計画どおりに進まないことは十分理解できるが、他区とも連携を図り東京都に対し積極的に交渉していくなど、もう少しスピード感をもって実施すべきではないか。</p>

【4つの視点等への意見】

総合評価

内部評価でも総合評価を「達成度が低い」とし、改革方針・方向性を「手段改善」と評価しているので、問題点を検証しスピード感を持って実施して欲しい。

【改革方針への意見】

区に移管する方向で都区の認識が一致した項目に関しては、区民サービス向上につながるよう具体化に向け協議を深めて欲しい。特に児童相談所の機能や教育人事など、子どもたちの命や成長に直結する問題には積極的に取り組んで欲しい。

計画事業	3	NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進
------	---	--------------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	<p>昨年の内部評価では、目標設定について「改善が必要」としており、本年の内部評価では、「事業実施内容を反映できる指標について検討を行う必要がある」との記載はあるが、改善が見られない状態で、「適切である」と評価している。採択事業数、申請件数、協議会加盟団体数、サイト加盟団体数といったアウトプット指標だけではなく、これらの団体の活動が区民にどんな利益をもたらしたかという視点による指標が必要である。</p>

【4つの視点等への意見】

効果的・効率的な視点

新事業立ち上げ助成の新設、同一事業に対する助成回数制限の導入等、NPO団体育成のための改革は評価できる。一方で、公益性の低い事業を実施するNPO団体等には、助成を打ち切ると事業を遂行できなくなる場合もある。NPO団体や地域活動団体の自立を支援する助成と、公益性が高いと認められる事業へ継続的に支援する助成とに分けて扱うなど、制度のあり方を工夫して欲しい。

目的（目標水準）の達成度

協働事業提案制度に関しては、採択件数を増やすことより、主旨にかなった発展性のある事業を選定し、着実に協働事業としての実績を積み上げていくことが大切である。

総合評価

協働は区の計画の中でも大きなテーマであり、その中心となる本事業をいかに拡大推進していくかが大きなポイントである。従来からの課題を早急に解決し、区と区民の協働をさらに推進して欲しい。

また、検討中のNPOふれあい広場については、地域を支えるNPO団体や地域活動団体の「お互いの顔が見える関係」づくりを引き続き進めることで、協働の促進を図られたい。

基本目標		区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち
個別目標	2	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

計画事業	4	町会・自治会及び地区協議会活動への支援
------	---	---------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	<p>町会・自治会の加入率については、昨年度よりも増加しており、平成21年度も目標に対しほぼ目標どおりの成果をあげている。しかし、町会・自治会の高齢化により団体の活動力が低下している状況を踏まえると、加入率を向上させるだけでは、町会・自治会の活性化にはつながらないと考える。団体の活動実態に即した別の指標も設定すべきである。</p> <p>地区協議会と地域センターの連携を推進する必要性は理解できるが、地区協議会と地域センターの合同役員会等の設置地区数を目標にすることは疑問である。地区協議会の活動がどの程度区民に理解されているかを、指標にするべきではないか。</p>
効果的・効率的な視点	<p>内部評価では、「町会・自治会は地縁による共同活動によって、地区協議会は地域団体や区民で構成する協議会活動によって、地域の公共的役割を担い、住民自治を実践しているため、効果的・効率的」としているが、それぞれの団体に支援したことにより、地域コミュニティの活性化に、どのように効果的・効率的であったのかについて不明確である。</p> <p>地区協議会の活動そのものは何らかの効果をあげていると思うが、地区協議会の存在とその活動内容を地域の人々が認識し、評価できるようになってこそ住民自治への理解が進み、効果的といえるものになると考える。</p>
目的(目標水準)の達成度	<p>現在の指標において達成水準は高いと認めるが、地区協議会の位置づけの明確化や、地域自治のまちを目指すという当初の目標という視点からは、充分とは言えない。</p>
総合評価	<p>内部評価では、「自治基本条例の地域自治組織の規定を踏まえ、新しい指標を検討」するとしており、自治基本条例による地域自治組織の規定は、別の条例に委ねられたが、適正な指標に改善する必要がある。</p>
改革方針・方向性	<p>町会・自治会の加入率を高めるだけでは、活性化を図るのは困難である。町会・自治会の抱えている課題解決に向けた取り組みを推進すべきである。地区協議会への支援のあり方について見直しを図るべきである。</p>

【その他】

自治基本条例では、「地域区分ごとに地域自治組織を置くことができる」とし、「地域区分及び地域自治組織に関し必要な事項は、この条例の理念に基づき別の条例で定める」と規定している。別の条例が制定され地域自治組織の位置づけられるには、2～3年を要することが予想される。その地域自治組織の位置づけが別条例で制定されるまでの間に、これまでの4年間の実績を検証して、地域特性に見合った効率的な事業に対し助成されるよう見直しを図るべきである。

計画事業	5	地域を担う人材の育成と活用
------	---	---------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり でない	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

登録内容や事業を精査した点は評価できるが、昨年の区長の総合判断において、新たな指標を設定するとしたことについて改善が見られなかった。しかし、本年度の内部評価でも要改善とし、新たな視点の指標設定の検討を継続していることは伺えるので、改善に向けさらに取り組んで欲しい。

効果的・効率的な視点

「スポーツ指導者バンク」と「文化等学習支援者バンク」の2種類の人材バンク統合により、登録者の情報の更新と整理ができたことは評価する。

目的（目標水準）の達成度

地域を担う人材の育成事業は、区民が地域に貢献する社会を目指すために重要な事業である。平成20年度は、人材育成講座を受講し地域活動に参加した者の割合が目標を上回っていたが、平成21年度実績においては、目標を下回る結果となっている。人材育成講座受講者が実践活動に参加し易いように、実践活動の受け皿を整備するなど、その後の活用面を工夫して欲しい。

総合評価

地域団体に十分な周知を行い、地域団体との連携を強化することで、地域を担う人材の意欲・能力を発揮できる場が広がることを期待する。

【改革方針への意見】

より多くの地域団体が、地域の人材を活用することに前向きになるような働きかけが望まれる。

また、これから増えてくる様々な能力を持った団塊の世代をどう活用していくか、新しい仕組み作りを考えていく必要がある。

基本目標		だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	1	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

計画事業	7	成年後見制度の利用促進
------	---	-------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	事業拡大
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

区が都と連携し、社会福祉協議会が区の委託事業として実務を担い活動していることは、適切である。

適切な目標設定

制度の推進状況等が把握できる新たな目標設定がなされた点を評価する。

効果的・効率的な視点

社会福祉協議会に委託している事業ではあるが、区も主体的に関わる必要がある。

目的（目標水準）の達成度

全ての指標において目標水準に達したことは評価できる。

社会福祉協議会が受け皿になることは設立の趣旨から妥当だが、区として、事業目標とする身近な相談、支援事業がなされているかなど、本制度の定着に向けてなお一層の取り組みを期待したい。

総合評価

成年後見センターの努力により認知度が高まり、相談件数が増加傾向にあることは評価できる。また、昨年の区長の総合判断での「区が主体性をもって取り組む」との姿勢に沿った対応をしているも評価できる。

改革方針・方向性

高齢者や障害者にとって、なくてはならない制度である。今後、他の支援策との強い連携のもとで、社会貢献型後見人の養成・受任など、区の支援も含めて実効ある事業運営を期待する。

【改革方針への意見】

社会貢献型後見人の育成に取組み、後見監督人の受任も目指しているとあるが、具体的なあり方の方向性も示して欲しい。

また、制度の複雑さ、手続きの煩雑さ等の改善や、申し立て費用の助成の創設、後見監督人報酬の明確化などの改革が必要である。

関係部署の意見調整のため、地域福祉課長を議長とする成年後見制度推進関係調整会議が庁内に設置されたことを評価する。

【協働の視点による評価】

専門性のある職員の確保とともに、協働の視点から身近な相談支援の現場としての役割が十分に担える体制を整備することが、本事業を活かす要件の一つになる。

計画事業	8	男女共同参画の推進
------	---	-----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	<p>これからの社会・経済の発展は、男女がその役割を適切に分担して必要な活動を行うことなしには達成され得ないと考える。そのような認識にたった目標設定がなされるべきではないが、</p> <p>審議会の男女比率等の適正化は意義あることであり、区が直接影響を及ぼすことが可能な点にメリットがあるが、「男女があらゆる分野で共に参画することのできる男女共同参画社会の実現」という目的からすると、狭義である。</p>
改革方針・方向性	<p>男女共同参画推進計画に基づき計画的に事業を進めていく必要があることは理解できるが、男女共同参画を目指した法律や制度が整備されている状況などを踏まえると、報告された内容で「現状のまま継続」という総合評価で良いとはいえない。</p> <p>PTAや町会・自治会等、地域への働きかけを打ち出すことで、より実効性が増すのではないが、</p>

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

事業の企画運営における団体・公募区民との協働を一段と深めていくことを期待したい。

【改革方針への意見】

区が、日常の業務においてどこまで実践し、先導していこうとしているのかが明らかでない。

指標1の「家庭生活や職場、地域活動などで男女が平等と感じる区民の割合」が高まるような実効性ある取組みがない。区として働きかけのしやすい地域活動での男女平等に取り組む姿勢が欲しい。

区の内部においては意識改革や人事などで適材適所を考慮しつつ、男女共同参画が自然に身につくような職員への具体的な働きかけを行い、区が区内企業のモデルとなるくらいの覚悟は必要であろう。

【協働の視点による評価】

講座・セミナー開催において区民と協働している点は評価できるが、地域における意識改善を進めるため、PTA、町会・自治会との協働も必要である。

【その他】

ワーク・ライフ・バランスを意識した職員の意識改革が必要である。

男女共同参画の法律や制度は整備されているが、地域や職場、学校、家庭などでは意識が低い。青少年への啓発活動に期待したい。

計画事業	9	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
------	---	---------------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま継 続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	指標が企業の取り組みに限定されている。今年度には男性の育児・介護休業取得促進に向けた法整備も進んでおり、新宿区がワーク・ライフ・バランスを推進しているということを区民が実感し、区民の取り組みが反映されるような新たな指標が必要と考える。
改革方針・方向性	手段改善ではないか。経済状況の影響はあるが、数字として伸びていないことをもっと意識する必要がある。 今後の方向性として、中小企業への拡大とともに、大企業の区内事業所の優良事例も啓発事例として活用できるのではないか。

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

混迷する経済状況や仕事と生活の調和意識が低い中、区が取り組みを支援することは適切である。ヒアリングを通じ、区が重要な事業と認識して取り組む姿勢であると受け止められた。

目的（目標水準）の達成度

意識啓発活動を推進し、制度の周知を広範囲に、継続的に実施すべきである。

総合評価

認定制度の申請件数が減少している中で、優良企業表彰など、事業全体を推進していることは評価したい。

【改革方針への意見】

厳しい経済状況下で新しい法律の枠組みがスタートした節目の年にあたり、次世代育成支援計画における取り組みを区政の目玉として前面に出せないか。

どのようにすればこの事業の実績が伸びるかを、もっと考える必要があるのではないか。

企業応援資金などの積極的な活用の促進や、優良企業の企業名を積極的に公表するなど、宣伝・広報との連携も必要であろう。

また、今後は、ワークバランス川柳や作文の募集など、区民全体が「ワーク・ライフ・バランス」に取り組むような働きかけも望まれる。

【協働の視点による評価】

従業員側の意識等、働く者の意欲的な取り組みを引き出すことができるかとうかが鍵である。企業側への働きかけから、地域や区民の生活面での意識が変わるように、施策の進化が望まれる。

基本目標		だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	2	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

計画事業	10	保護者が選択できる多様な保育環境の整備
------	----	---------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	事業拡大
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

総合評価

厳しい社会経済状況を見越し、待機児童解消緊急対策部会を立ち上げ、総合的な対策を実施したことは評価する。

待機児童が大幅に増加する中で、区民・保護者が多様な選択肢を活用できるように、サービスの全体像と現況を迅速にわかりやすく情報提供することを心がけて欲しい。

改革方針・方向性

待機児童解消緊急対策の推進のため、児童福祉と教育の連携を強化したうえでの弾力的運営を期待したい。

また、区立幼稚園の適正規模・適正配置については、国の動向も見定めつつ、区民・保護者が生活や就業の態様に応じて選択できる「子ども園」導入を推進する必要があるのではないか。

【改革方針への意見】

保育の質を確保しつつ、多様性を確保する努力をこれまで以上に実施してもらいたい。

計画事業	11	子どもの居場所づくりの充実
------	----	---------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

延長保育の需要は多いと思われるので、児童指導業務委託箇所の目標値は前倒しを検討してはどうか。

効果的・効率的な視点

委託先の学童クラブごとに運営協議会を設置し、そのサービス内容等についての評価を行うことは、効果的である。

総合評価

放課後子どもひろばの開設、学童クラブの業務委託による保育時間の延長により、利用者の利便性が向上したことは適切である。区職員の巡回継続も期待したい。

区として地域特性に応じた事業内容を把握することは非常に重要である。特に本事業費が大きいことから、全体の枠組みの中で個々の課題の判断をする仕組みも大切である。

改革方針・方向性

受託者の質の保持のためには、積極的な区の関与が必要である。

【改革方針への意見】

数値目標の達成だけでなく、ソフトの充実が大切である。区には委託先の質を常にチェックする機能が必要だろう。

空き教室の利用には費用がかかるとしているが、必要性が高ければ区として検討する姿勢があってしかるべきではないか。

放課後子どもひろばと学童クラブのあり方については、役割・機能が重なる部分をどうするかがこれからの課題となる。統合できる部分は統合し、効率性を高めるよう今後も検討を続けて欲しい。

【協働の視点による評価】

受託者にはある程度地域の事情に精通した事業者が望まれるが、必ずしも適わないこともあるであろう。協働の取り組みで、地域の声が反映できるようにすべきである。

また、受託者が中高校生の居場所づくりの視点を強く持つように、区としての支援が必要である。

【その他】

子育て支援策全体のなかでの位置を常に意識して事業に取り組むことが必要である。

計画事業	12	地域における子育て支援サービスの充実
------	----	--------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

前年度指摘した、事業特性により行政が責任をもって取り組むということが明記されたことは、評価したい。

効果的・効率的な視点

業務委託を取り入れた場合、今後運営をフォローする仕組みが必要である、目的（目標水準）の達成度

児童虐待事故の増加の状況の中、21年度子ども家庭支援センターの2箇所開設は適切であった。

複数の部署にまたがる「3～4か月児健診での読み聞かせ」事業においては、責任主体が不明確で、達成度の低さへの改革意識に欠ける。

総合評価

この事業は、区民の生活形態や働き方の変化とともに重要性を増している。子ども家庭支援センターの拡充も含め、本事業は計画どおり進んでいると判断した。

地域における子育て支援サービスは様々な種類があるので、区民が必要に応じ最適なサービスを無理・無駄なく受けられるようにすることは大切である、

各事業については概ね評価できるが、「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」という個別目標の達成に向け、健康部、福祉部等との連携を密にするべきである。

【改革方針への意見】

子育て支援コーディネータには、ソーシャルワークとともに、ネットワークを作る能力の養成が求められている。このため、研修内容を検討することが必要である。ソーシャルワークはこのような部署に勤務する職員にとっては基本的な技術であり、その上を目指すことが必要である。

【協働の視点による評価】

増え続ける子育て相談や虐待防止への迅速な取り組みについては、行政が責任を持つべき範囲をしっかりと守らなければならないが、一方で日常における活動面では、経験ある区民の手を借りてこそ行政サービスが活きる。協働の面からも事業を進めることを明記して欲しい。

【その他】

複数の部署にまたがる事業への関与と責任を、関係部署間で明確にすることが必要であろう。どこが最終的な責任を持ってその事業を推進するのかが明確でないと、事業を円滑に推進できない。事業の移し変えも視野に入れる必要がある。

計画事業	13	子ども発達センター移転と児童デイサービスの拡充
------	----	-------------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

自立支援法に基づく児童へのデイサービス事業を区が負うことは適切である。

総合評価

総合センターへ移転後のサービスの充実を大いに期待する。

基本目標		だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	3	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

計画事業	14	確かな学力の育成
------	----	----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	<p>昨年度は「効果的・効率的な視点」から効果の判断根拠の不明確を指摘し、区の回答により根拠を確認したが、区の回答を踏まえると現在の指標だけで本事業の効果を評価するのは不十分である。</p> <p>学力には、学習して身に付ける能力と、学ぼうとする能力とがあり、この観点が目標設定に見られない。授業がわかりやすくなったという目標値だけでいいのか、検討する必要がある。</p> <p>確かな学力とは何か、何が指標となるかについての議論を広く起こす時期に来ているのではない。</p> <p>また、指標の達成水準として示された数値は、「確かな学力推進員の先生が授業に入ることで勉強がわかりやすくなった」というものであるが、これでは、確かな学力推進員の効果が計れるとしても、確かな学力が育成されたか否かは計れない。</p>
総合評価	<p>意識調査のポイント上昇のほか、学力観に基づく客観的な計数による学力育成状況を示し、これをもとに事業を評価して欲しい。</p>
改革方針・方向性	<p>手段改善とするべきではないか、確かな学力推進員をよりよく活用するための方法を明確に示すことが必要である。</p> <p>事業の重要性・コストの大きさに鑑み、区民の目線で理解できる「確かな学力」を示して欲しい。</p>

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

公立学校での学力定着のため、区の経費負担と推進員等の指導は適切である。

効果的・効率的な視点

教員、確かな学力推進員、授業改善推進員の三者の効果的な補完や相関が明確化されていない。

また、「授業がわかりやすくなったと感じる児童・生徒の割合」の増加のみをもって、効果的・効率的であるとは判断しがたい。

【改革方針への意見】

区立の学校へ進学したくなるような魅力ある学校づくりを目指すことが必要であろう。校長の学校経営により確かな学力推進員の効果が異なるということがあるとすると、事業としてのあり方そのものに関わる問題となる。

【協働の視点による評価】

「確かな学力」が「育成」されたことをどのように客観的に把握するのか、確かな学力とは何かを考えることは難しいが、そこを明確にしてこそ、確かな学力推進員を派遣する意義が明確になり、どのような人材を必要とするかも具体的になる。

【その他】

学校選択性の下では、教育内容にある程度個性を求めているが、そのことと共通して求められる「確かな学力の育成」とのバランスを図ることが重要なので、学校現場においても、この点を常に意識した事業展開を期待する。

計画事業	15	特色ある教育活動の推進
------	----	-------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	<p>昨年「適当でない」とした点に改善が見られないため「適当でない」とした。ただし、22年度から実施する第三者評価を活用した新たな指標の設定を検討することなので、その評価結果を踏まえた適切な指標とすることを期待する。</p> <p>また、学校選択制のもとでは、第三者評価委員による学校評価に期待する。</p>
効果的・効率的な視点	<p>各学校の特色が見えず、実態・状況が不明確である。</p>
総合評価	<p>特色ある教育活動を計画事業と位置づけて推進しているが、各学校の実態が不明確でわかりにくい。重要な計画事業として重点を置いた取り組みを進めるためには、わかりやすい成果指標の設定が不可欠である。</p> <p>特色を区民の視点で理解できる方法で明示してほしい。</p>

【4つの視点等への意見】

目的（目標水準）の達成度

現状で特色ある教育活動ができているかという視点で見た場合、「各学校の教育方針の保護者への周知度75%」という現在の目標水準で十分達成度が測れるのかどうか必ずしも明確でない。

【改革方針への意見】

他の区が実施している第三者評価は、公表をしていないということである。新宿区は評価結果を各学校に文書で提示するとのことだが、文書での提示だけでよいのかなど、検討を必要とする内容が多い。第三者評価の導入において、誰がどのような方法で「特色ある学校」を評価できるかを、モデル事業を実施しながら検討する姿勢も必要ではないか。

また、学校長としては、経営計画に基づいて自主的・自立的な教育を進めていく必要があるとし、他方で経営方針を周知するとあるが、本事業を達成するために保護者や地域への理解が得られるように意思疎通を図る取り組みをすることは周知だけでは困難な点もあると考えられるのではないか。こうした点に対する現場へのフォローが不可欠である。

【協働の視点による評価】

保護者や地域へ問いかけるという協働としての活動は、「学習活動の見える化」に繋がるが、学校長一人の取り組みで成果が期待できるのか。教育委員会事務局として現場をどのように支援するのかという視点が明確でない。

【その他】

「特色ある教育活動」は、基礎的な学力、確かな学力、豊かな人間性の育成、生きる力の育成などと並んで、公教育における重要事項と考える。このため、常に公教育全体の中で、今どこに位置している事業であるかを意識して、新宿らしい特色ある教育活動が推進されることを期待する。

計画事業	16	特別な支援を必要とする児童生徒への支援
------	----	---------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

障害児・者等の自立のため、細やかで迅速な支援を区費で負担するのは適切である。

総合評価

新宿区においては、その地域特性から大切な事業である。

障害のある生徒・児童への支援策であるとともに、通常学級に在籍する児童生徒を含めた、地域全体における教育環境の整備という面でも大いに期待される。

また、日本語のサポートも今後とも必要とされる事業である。専門家チームのアドバイザー及び9か国語の指導実績は評価できる。

改革方針・方向性

専門的な知見のあるスタッフからの支援をはじめ、現場の状況に応じた支援体制をとることなど、統括する区として特段の目配りをして欲しい。

また、情緒障害等通級指導学級の必要性が高まる中、今後の需要に応えるため、設置についての調査・検討の実施を期待したい。

計画事業	17	学校適正配置の推進
------	----	-----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり でない	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

総合評価

公立学校（園）適正配置事業の1地区については、統合等検討協議会が立ち上がり、今後はこの協議会の中で進められること、また、子どもたちの良好な教育環境の整備のためには、区立小・中学校及び幼稚園の小規模校の適正規模・適正配置を推進していく必要があるという考えであるとの説明を受けた。そうであるならば、統合等検討協議会での意見を踏まえたうえで、子どもたちの良好な教育環境としてどうあるべきかの視点を重視して、この事業を推進すべきである。

計画どおり進んでいない現状から、その反省に立ち、教育委員会の学校適正配置計画の全容を公開し、引き続き粘り強く事業を進めることを期待したい。

【改革方針への意見】

内部評価において、問題の把握は十分なされているが、計画どおり進んでいないことに対し、具体的な方針についての記述が欲しい。

地域住民との係わりが強い事業であり、住民理解を得ながら推進する必要がある。

【その他】

学校適正配置の行方は、学校選択制度、特色ある教育活動の推進と大きく関わる。「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」という個別目標達成のために、各事業の連携が求められる。

計画事業	18	学校施設の改善
------	----	---------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

計画事業	130	学校の情報化の推進
------	-----	-----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

教員のIT活用能力は、もっと迅速に進めても良いのではないか。

総合評価

学校の情報化は、施設の整備から情報をどう活用するかという段階に移行している。計画事業14「確かな学力の育成」や同15「特色ある教育活動の推進」などとも連携をして、どのようにして所期の目的が達成できるか検討をする必要がある。

【改革方針への意見】

ハード面は整ったが、それが教員の業務の効率化・生徒の学力向上にどれほど貢献するかは、今後の運用次第である。その点で改革方針は評価できる。その実効性に期待したい。

教員の事務量の軽減を図るITの活用も意味があると思うが、教育環境としてITを活用するための技術を、もっと積極的に教員に進めても良いと思う。教員の指導力に介入するのではなく、現代社会において必要な技術として指導していくことも必要であろう。

一方で、教員同士が支援をし合うことで、教育環境のIT活用を推進することも可能である点も忘れてはならない視点といえる。

【その他】

公教育全体のあり方として検討していくことが必要である。

計画事業	19	地域との協働連携による学校の運営
------	----	------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
改革方針・方向性	この事業は、具体的な実施は平成22年度からである。準備段階とはいえ、推進のスタートが遅いのではないが、 緒に就いたばかりで止むを得ない面もあるが、モデル4校以外についてどのように展開するかが説明されていない。 平成22年度以降の結果を見なければ評価は難しい。

【4つの視点等への意見】

総合評価

ヒアリングを通し、地域との協働・連携のモデル校の選定については実効ある取り組みであることを確認した。

計画事業	20	家庭の教育力向上支援
------	----	------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視点	評価の理由
効果的・効率的 な視点	国立、私立小学校へ進学する保護者への事業に関する広報、周知活動がやや消極的である。

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

昨年度に指摘した国立・私立小学校へ入学する保護者に対する家庭の教育力向上支援については、本事業への指標の追加とせず、保護者会等での家庭教育事業の中で、地区単位保育園・幼稚園・小学校連携講座として実施されたことを確認した。一緒に学び合える機会となる一定の改善が認められるため、目標設定の変更はないが適切と判断する。

総合評価

小学校に入学する児童や保護者の安心安全の確保のため、周知活動を徹底し、拡大することを期待する。

改革方針・方向性

家庭教育学級の事業内容を、事前にわかりやすく該当の保護者に伝える工夫を継続したい。

【改革方針への意見】

今後とも推進していただきたい事業である。

基本目標		だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	4	生涯にわたって学び、自らを高められるまち

計画事業	21	総合運動場及びスポーツ環境の整備
------	----	------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

スポーツに対するニーズが高まる中、区が担い手となり条件整備することは適切である。

【改革方針への意見】

総合型地域スポーツ・文化クラブの設立構想は以前からあるが、具現化されていない。各地域にクラブ設立のためのコーディネータ役を配置し、拠点となる場の確保を定着することにより、区民の関心は高まり、機運の醸成に役立つのではないかと。地域ごとに設立する年度を想定して取り組むことも一つの方法ではないかと。

スポーツ環境の整備は、区民の健康維持においても重要な事業であり、ニーズ把握は重要である。昨年度の区長の総合判断では、区民ニーズを踏まえた総合的な環境整備方針を検討するということだった。今回の内部評価で、区民ニーズ等の調査を22年度に実施するとしているが、結果は今後どのように活用されるのか。21年度にスポーツ環境整備の進め方を検討したとある「庁内会議」との関係などを含めて、内部評価には具体的に明記されたい。

計画事業	22	新しい中央図書館のあり方の検討
------	----	-----------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

区民が待望している施設を区が担うことはきわめて適切である。

効果的・効率的な視点

中央図書館と分館との調整は区民サービスに直結し、検索等の効果を高める。

総合評価

新中央図書館等基本計画により計画策定で構築される中央図書館への期待は大きい。

【改革方針への意見】

電子図書などの動きも顕著になり、図書館が新しい公共サービスの拠点としてどのような情報機能をもつべきか議論のあるところである。新宿区の行政サービスの目玉となるように、検討組織において計画事業としての堅実な取り組みを期待している。

【その他】

区の知の象徴ともなる事業であり、区の特性を生かした内容の事業として欲しい。

計画事業	23	図書館サービスの充実
------	----	------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

特にレファレンスサービスの充実は、図書館の特性として区民も多く期待している。

目的（目標水準）の達成度

今後の区民サービスの核となるインターネットが利用できる利用者向けパソコンは、高く評価できる。

総合評価

地区館の利用者向けインターネットパソコン利用の一層の促進を期待する。

事業が当初の計画どおり進んでいることは評価できるが、情報化技術が進展し、環境条件の大きな変化の胎動の中で、区としてサービスの改革の方針を打ち出すに当たっては、新中央図書館等基本計画策定の検討にリンクさせて取り組む必要があるのではないか。

改革方針・方向性

現状のままの計画を考えれば問題はないが、この事業をもっと積極的に推進する必要性があると考え、手段改善とすることも考えられるのではないか。

【改革方針への意見】

インターネットの利用を含めた図書館の情報機能充実は、目標に対して計画通りに進んでいると評価する。しかしながら、図書館自体が電子図書など新たな課題を抱えるに至っており、学校図書館や家庭での子供たちの読書活動も、情報媒体や機器の多様化の中で新たな問題に直面することは目前である。

したがって、知の拠点として何が公共サービスとして求められるのか、23年度以降のこの計画事業のあり方について再検討する必要がある。

また、区民にとっての図書館の活用という視点に立つと、学校図書館・地域図書館・中央図書館との連携を常に考えた事業活動が重要だが、この視点が弱いように思われる。もっと積極的に図書館利用を推進することが必要ではないか。

【その他】

学校図書館・地域図書館・中央図書館の連携強化が必要である。個別目標である「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」を意識した事業展開が必要である。

計画事業	24	子ども読書活動の推進
------	----	------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	<p>昨年度も指摘したが、この指標のみでは目的の達成度を測ることができない。延べ利用人数の把握と増加に向けての取り組みは意味のあることではあるが、真に読書への働きかけを必要とする子どもへの取り込み状況は把握できない。また、総数に対する利用率は小中学生とも低下しているのではないか。それを踏まえた指標の追加が望まれる。</p> <p>図書館としての事業目標を明確化することが必要ではないか。数値の取り方はどのような方法が適切なのかを、図書館側が検討する姿勢が欲しい。</p>
効果的・効率的な視点	<p>内部評価において、絶対数における利用率が問題として把握されておらず、全体の約半数の子どもたちが利用登録をしていないという事実がこの内部評価からは見えてこない。適切な目標設定を追加し、効果的な事業運営がなされるよう期待する。</p> <p>また、他の図書館関連の事業との総合的な視点を持って、事業に取り組んで欲しい。</p>

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

子どもの読書活動促進のため、区が主体となって推進することは、極めて適切である。

総合評価

第二次新宿区子ども読書推進計画の5つの数値目標中、前年との比較で4項目達成率が増加したということは高く評価できる。計画の実績に基づく評価を工夫して欲しい。

読書が子供たちに身近なものとなるための事業として、極めて重要であり、読書塾推進に加え、計画事業12の読み聞かせや学校図書館等の連携などで、より充実した事業内容になることを期待している。

改革方針・方向性

手段改善とする内部評価は良いが、改革方針の内容が不十分である。さらに具体的な記述を求めたい。

【改革方針への意見】

図書館としての明確な方向性を、この事業のなかに入れる必要がある。

子どもと本との出会いの仲介のため、図書館司書の小中学校への派遣事業は極めて有効である。子どもとの関係を視野に入れるともっと効果的に行うことができるのではないか。

基本目標		だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち
個別目標	5	心身ともに健やかにさせるまち

計画事業	25	歯から始める子育て支援
------	----	-------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

総合評価

地域で歯科保健を支える体制づくりが促進されていると評価したい。

改革方針・方向性

担当する歯科医療従事者との連携が一層重要となる。

【改革方針への意見】

歯の大切さを知らせる活動として、今後も重要になると考える。

計画事業	26	食育の推進
------	----	-------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
改革方針・方向性	<p>食育基本法の立法の趣旨から、今後、青少年を対象とした食育を推進し、食を中心とした個別目標である「心身ともに健やかに暮らせるまち」を実現するための改革が必要である。そのためには、食事内容と同時に、食の安全・食物の育ち方など、将来的には食に関わる内容を総合的に把握できる目標設定とするべきであろう。</p> <p>また、学校や保育園との連携を密にした総合的な取り組みを期待したい。</p> <p>さらに、区内にある淀橋の青果卸売市場を活かした食育や、都市農村交流事業との連携など、食の問題の本質に迫る活動を、より一層拡大し、継続して実践して欲しい。</p>

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

食育フォーラムについてのみの記述になっているが、事業全体についての評価理由を求める。

適切な目標設定

目標設定の改善がなされたことは評価できるが、個別目標を意識した、子どもが実感し「食」に関する内容を総合的に把握できるような目標設定になるよう、さらなる改善を図りたい。

効果的・効率的な視点

献立メニュー中心の活動としては効果的と判断できるが、本来の食の総合性を考えると、効果的・効率的とは判断しがたい。

総合評価

食育は、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行うという食育基本法の目指すところを実現するためには、食育フォーラムやボランティアの育成以前に、学校教育において何を学ぶか、給食の充実はどう取り組むか、食と水や資源とのかかわりについて毎日の生活の中でどう取り組むかという問題が重要である。

学校給食における管理栄養士等により、給食時に食材や栄養などの解説等を行うなどの、児童・生徒に対する継続的指導にも期待したい。

【改革方針への意見】

事業内容が調理と摂取にやや偏っているため、食材の清算・流通分野にも事業内容を広げることで、真の食育の目的が達成されると考える。

高齢者にも活動の場を広げる改革方針は評価できる。さらに今後は、時間に追われ食生活への関心を怠りがちな中年層への働きかけも期待する。

食の安全に対し、区はとてもしっかり入れている。その点を強調し、もっと食の総合性に着目することが必要である。

【協働の視点による評価】

昨年度も指摘しているが協働は食育の原点である。都市農村交流からアジアの人々の食や環境意識など、新宿区ならではの取り組みができる条件が揃っており、有意義な企画ができそうだが検討されてはどうか。

計画事業	27	元気館事業の推進
------	----	----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	<p>プログラムの利用率を指標とすると、今年度のように定員を増やした場合、目的の達成度を測ることができない。また、利用率が低くとも、区民に必要なプログラムもあるはずなので、指標としてふさわしくない。</p> <p>区民の運動習慣のきっかけづくりが目的の1つなので、新規参加者総数や、延べ参加者人数も指標とすることが望ましい。</p>
総合評価	<p>達成度からみると、計画どおりとはいえないと判断する。</p> <p>健康増進を目標としている事業展開には、区民のニーズ把握も必要だが、第一義的には専門家によるプログラムが必要と考える。プログラムの整理等にあたっては、事業の主旨を踏まえ、区は積極的に働きかけて欲しい。</p>

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

区は施設設置者として、元気館でどのような事業展開が必要か指定管理者の事業運営に常に注意を払う意識が必要である。

目的（目標水準）の達成度

指標の達成率が提示されていれば、その数字の結果で達成度を判断するべきではないか。

利用者の延べ人数が増えたという説明により、達成度は高いという評価については適切としたが、そうした目標設定を追加することで多角的に評価し、より効率的な運営が行われることを期待する。

【改革方針への意見】

指定管理者制度による事業内容が、所期の行政サービスに求められるものと合致していることも含め、把握できる仕組みとなっていると評価した。

区には、指定管理者の努力を促す働きかけが求められる。区民が求めるニーズを的確に把握し、指定管理者に的確に伝えることも区の役割であろう。

魅力あるプログラム提供のため一層の経営努力を期待したい。

【協働の視点による評価】

高齢者に求められている行政サービスであるが、それだけに今後の展開について未知の領域も多い。今後、区として、地域ごとの特性を活かした協働の視点からの推進にも留意されたい。

【その他】

個別目標を意識することが必要である。区民が「心身ともに健やかに暮らせるまち」となるための事業であることを、常に念頭におくことが必要であろう。

計画事業	28	新型インフルエンザ対策の推進
------	----	----------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

国のガイドライン、都の体制整備計画に基づき、医療機関と連携した対応は適切である。

適切な目標設定

新型インフルエンザ対策を危機管理体制の整備の視点で実践したことは評価できる。

総合評価

予防のための区民への普及啓発活動、ワクチン接種費用助成など、具体的な対応は評価できる。

今回の内部評価で、感染症対策では行政との連携が第一であり、この点については施策が確実に実施されている。昨年度は国なり都が方針を定めがたい状況にあったが、区長の総合判断にもあるように、危機管理体制づくりは日頃の意識醸成や情報伝達のルートづくりなど、関係者・地域の連携によって準備すべき事柄も多い。

改革方針・方向性

健康危機管理体制を継続し、展開・強化させることを期待する。

【改革方針への意見】

専門性の高い分野ではあるが、区民との協働の視点を入れた計画作成も必要であろう。

前年度のヒアリングで、この計画事業は健康部として行政の危機管理体制を整備する領域であるのご説明であった。今年度のヒアリング項目への回答では、地域における危機管理を区民とともに取り組むとの姿勢であると受け取れる。

計画事業	29	エイズ対策の推進
------	----	----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【協働の視点による評価】

新宿区の特性を考えると必要な事業であり、今後とも推進していくことが必要であろう。

基本目標		安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	1	だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち

計画事業	30	高齢者を地域で支えるしくみづくり
------	----	------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

効果的・効率的な視点

区職員の手作り情報誌は読みやすく、地域に係わるニュースがあり好評である。

総合評価

高齢者を地域で支える土壌や仕組みは徐々に構築されており、今後の事業に期待している。

全国的にも重要な施策の一つとなっているが、新宿区では日頃の行政サービスの中で地域との連携も十分である点を評価する。

【改革方針への意見】

見守り協力員事業が町会・自治会と連携を深めることで、発展・充実される。

高齢者を支えているメンバーも高齢者であることが多い。学校での認知症講座など、既に少しずつ取り組みが行われているようだが、若年層・中年層が高齢者を支える枠組みに参加するように働きかけることが課題である。

【協働の視点による評価】

地域見守り協力員など、区民との協働の姿勢を重視した活動は、今後も重要となると考える。

団塊の世代が高齢者に加わる中、新しい自助・共助をもって高齢者を地域で支える仕組みや、その仕組みの継承について議論する場を持つ必要がある。

【その他】

個別目標「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」を実現するための事業であることを意識した展開が必要である。

計画事業	31	介護保険サービスの基盤整備
------	----	---------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり でない	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

高齢化の進行に伴い、区の支援に基づく民間事業者のサービス提供への期待は大きい。
目的（目標設定）の達成度

認知症高齢者グループホーム，小規模多機能型居宅介護は大切な機能だが、目標が達成できない現状は看過できない。

目標達成度の底上げのため、様々な加算制度だけに頼るのではなく、広く周知して、民間地の活用も視野に入れた努力が必要ではないか。

総合評価

待機者1,000名とも言われる中で、基盤整備としての取り組みが一部とはいえ所期の目標どおりに進んでいない状況を真剣に受けとめ、改革方針に示された情報の共有化や、事業計画前倒しなど、緊急の対応が求められる。

【改革方針への意見】

第5期介護保険計画の作成にあっては、地域特性に配慮した内容とし、必要性和実現可能性を視野に入れた計画とすることが必要である。

計画事業	32	介護保険制度改正に伴う支援
------	----	---------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

他の介護保険関係の事業との連携をとりながら、推進していくことが必要である。

計画事業	33	後期高齢者医療制度の実施に伴う支援
------	----	-------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

今後とも、この事業を活用してもらえようように周知をして欲しい。

計画事業	131	高齢者総合相談センターの機能強化
------	-----	------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

区が機能強化を実施することは適切である。

目的（目標水準）の達成度

区民のニーズに応えている。

総合評価

センター職員の増加により、相談件数や訪問件数は着実に伸びている。

高齢者が多くなる時代を迎え、当該センターが地域における中核的な相談窓口として重要な役割を担うこととなる。地域特性を踏まえ、かつこれからの時間的経過の中で生じる事態に臨機に対処できるよう、区としての管理体制を逐次整備していく必要がある。

【改革方針への意見】

センターの機能は人材確保とそれに伴う資質向上が重要である。

課題が把握され、改革方針も明確である。住民にとって意義のある事業であり、今後も充実していくことを希望する。

【その他】

地域包括支援センターから高齢者総合相談センターの名称変更は、高齢者にわかりやすく好評であり、評価できる。

計画事業	34	障害者の福祉サービス基盤整備
------	----	----------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり でない	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
改革方針・方向性	<p>本計画事業の一部とはいえ、入所施設とグループホームが進んでいない以上、改革の方針は「現状のまま継続」とはならないのではないかと。再度整備計画を関係各部等と検討する等取り組みの姿勢を示して欲しい。</p> <p>また、住民の理解を得る方法の検討が必要であろう。計画のスケジュール管理についても、再考が必要ではないか。</p>

【改革方針への意見】

計画とおりに進まない理由の検討と、その結果どのような方法があるかを考えることが重要である。区民の理解を得るのは難しい点もあると思うが、これまでの事例を参考として検討することが必要である。

計画事業	35	ホームレス及び支援を要する人の自立促進
------	----	---------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	事業拡大
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【協働の視点による評価】

困難な事業ではあるが、適切な協働先を得ることで推進する可能性の高い事業ともいえる。

基本目標		安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	2	だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち

計画事業	36	高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備
------	----	----------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

総合評価

シニア活動館の地域拠点としての整備が進捗していることは評価する。

【改革方針への意見】

改革方針に具体性が欲しい。

ハード面は整備されたが、利用者の年齢層には偏りがみられる。団塊の世代のニーズに応えられるように、今後の運用に工夫が求められる。

今後は指定管理者と区との連携を重視した事業展開を希望する。

新たに社会貢献活動も含めた事業活動内容の充実はこれからの課題であるが、指定管理者制度のもとで運営される場合、特に所期の目的に適合したものとなるよう、区としての管理指導をお願いしたい。

計画事業	37	障害のある人への就労支援の充実
------	----	-----------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

総合評価

ほぼ計画通りに進捗していることについて評価したい。

【改革方針への意見】

一般企業への就職など目標数値の設定が難しい事業もあり、数値だけでは判断できない質の側面も意識した事業展開として欲しい。

計画事業	38	新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援
------	----	------------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	事業拡大
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

総合評価

昨今社会問題化している若年非就業者を始めとする就労支援事業がほぼ計画通りに進んでいることを評価する。

改革方針・方向性

改革の方向性として示されている、一般就労と福祉的就労との狭間にある様々な問題に対処し、多様な就労機会を提供できる仕組みづくりという所期の目標に向かい、「事業拡大」と明記している点を評価する。

【改革方針への意見】

一般企業への就職など目標数値の設定が難しい事業もあり、数値だけでは判断できない質の側面も意識した事業展開として欲しい。

計画事業	40	分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援
------	----	-------------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	その他 (事業見直し)
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
サービスの負 担と担い手	区の側面支援も重要だが、さらに専門家の介在や民間との役割分担も必要である。

適切な目標設定	マンション居住者や入居を考えている人の需用を掴んでいないのではないか。今後新宿区はマンション建て替えが増えると見込まれるため、現在の3つの指標では足りない。
効果的・効率的な視点	マンションアドバイザー利用助成の募集に対する申請件数割合の達成率が極めて低い。居住者の意向や需要を分析し、新宿区の特徴を捉えた事業にすることが望ましい。管理組合ができていないところに、管理組合をつくるための具体的な指導をすることも非常に有効である。
目的(目標水準)の達成度	全体に達成率が低く、中でもマンションアドバイザー利用助成の募集に対する申請件数割合の達成率が極めて低いため、内部評価は適切とはいえない。
総合評価	目標の達成度が低いため、内部評価は適切とはいえない。 防災・防犯面からも、制度利用や住人相互のコミュニケーションの充実を検討して欲しい。

【改革方針への意見】

制度改正に当たっては、新宿区に登録されている者に限定することなくマンション管理組合のアドバイザー利用需要に対応できるように、区に未登録の一級建築士又はマンション管理士も対象とすべきである。

また、個々のマンションの将来を見据えた再生プログラムが必要である。

一様なマンション講座を実施しても、地域・建築年数・管理人の有無や居住者の年齢層が異なるため、需要や効果について疑問がある。

また、各地域の居住者の声を聞いたり、アンケート調査等で実態調査をするところから事業の計画を立てる必要があるのではないか。

【協働の視点による評価】

民間のマンション管理組合組織との協働が望まれる。

【その他】

新宿区は集合住宅の多いまちであるため、管理組合ができていないマンションに関しては、管理組合の作り方を具体的に指導していく必要があるが、管理組合があるところについても、将来の大規模修繕等を考えながら、マンションとしてのコミュニティづくりへの支援に努めるべきである。

計画事業	41	区営住宅の再編整備(早稲田南町地区)
------	----	--------------------

【評価】

視点区分	サービスの負担と担い手	適切な目標設定	効果的・効率的な視点	目的(目標水準)の達成度	総合評価	改革方針・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり でない	その他 (再計画中)
内部評価に対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

基本目標		安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	3	災害に備えるまち

計画事業	42	建築物の耐震性強化
------	----	-----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	事業拡大
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	調査や計画作成が本当に耐震強化につながるかどうかは判断できないため、建築物の耐震化の観点からは、耐震改修工事の実施件数を事業の指標とすべきである。

【4つの視点等への意見】

効果的・効率的な視点

改築している建物は、違法な場合も多いため、区はきめ細かくパトロールする必要がある。

【改革方針への意見】

建築物の耐震化を促進するため、特に耐震改修工事への助成事業の要件の見直しを検討すべきである。また、モデル地区については、特に高齢者世帯が多い地区や耐震化の必要度が高い地区を対象とし、さらに数を増やして事業を実施して欲しい。

【協働の視点による評価】

建築物の耐震化促進のためには、所有者・住民の主体的な取組みが欠かせないので、関係者へのPRや動機付けを強化していく必要がある。

計画事業	43	道路・公園の防災性の向上
------	----	--------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	事業拡大
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

道路・公園の防災性については、現状を捉えた上で、整備目標を全体のうちどのくらいの比率とするか等の目標を設定する必要があるのではないか。

【改革方針への意見】

災害に備えるまちづくりのため、今後とも総合的で積極的な取組みを期待する。

【その他】

電柱についても、区は現状を把握し、危険度が高い順に工事するよう、電柱の管理者に実効ある指導を行って欲しい。

計画事業	44	道路の無電柱化整備
------	----	-----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

電線共同溝計画については、危険地区においては、再開発等の機会に限定せず、事業対象を都市計画道路以外にも広げ、さらに積極的に事業拡大して推進して欲しい。

計画事業	45	木造住宅密集地区整備促進
------	----	--------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
目的(目標水準)の達成度	指標のうち「建替え促進助成適用住宅戸数」の達成状況が十分でない。
総合評価	上記の理由により、計画どおり事業が進んでいるとはいえない。
改革方針・方向性	計画どおり進んでいるとはいえないため、手段改善が必要である。

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

昨年の外部評価結果報告の中で、目標値については各年の目標数値を記入するよう統一することが望ましい旨指摘した(「第3章 今後に向けて」)が、本事業については指標が2つとも23年度までの累計で表記されている。

年度ごとの目標値は設定できないのか。

【改革方針への意見】

共同建替の事業化に向けた関係者の合意形成を容易にするため、関係者のニーズを把握して、インセンティブの検討をすべきである。

計画事業	46	再開発による市街地の整備
------	----	--------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

災害に備えるまちづくりのため、今後とも積極的な取組みを期待する。

計画事業	47	地域防災拠点と避難施設の充実
------	----	----------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

ハード面の整備は着々と進められており、今後は運用や保守管理などソフト面の整備が求められる。また、区内を画一的に見るのではなく、地域の特性を考慮した整備の方法を検討されたい。

基本目標		安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち
個別目標	4	日常生活の安全・安心を高めるまち

計画事業	48	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進
------	----	---------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	現状の指標「安全推進地域活動重点地区指定数」は、既の実績が一定数に達しているため、次のステップとして、そこで効果的な防犯活動が行われているかどうか成果を示す客観的指標を検討すべきである。

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

防犯協会や警察の区民防犯組織、町会、PTA、防犯活動推進連絡会、防犯・防災リーダー塾と、様々な組織がかかわっているが、これらの連携が必要ではないか。

【改革方針への意見】

重点地区の指定が進み、推進体制づくりが進捗していることは評価するが、その活動が地域の安全・安心の確保の観点からどのような成果を挙げているのか説明できるような、客観的な指標を検討すべきである。

体感治安のデータを取りながら、そのレベルアップを目標にして欲しい。

【協働の視点による評価】

区民による自主運営を基本としているだけに、区民の防犯意識の向上を図るためにも、重点地区の防犯活動状況を的確に評価すべきである。

【その他】

区民が自主的に防災・防犯に取り組む環境づくりを推進してほしい。学校を通し、PTAの防災・防犯のリーダー研修会等を実施し、PRに努めて欲しい。

計画事業	49	民有灯の改修支援
------	----	----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

改修優先度の高い民有灯の集中改修計画については評価したい。

【その他】

環境の面からも、高齢化で電球取替えが困難な状況からも、LED電球への切り替えを進めて欲しい。

基本目標		持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	1	環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

計画事業	50	ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進
------	----	----------------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

新宿区は事業系ごみのウエートが非常に高いため、その減量が大変重要な課題となっている。新たに指標として設定した事業系大規模建築物への立ち入り指導件数では、事業系系ゴミの減量管理が十分に行い得ない。

家庭ごみと一緒に収集である等の理由で数値化困難とのことだが、推計値でも良いので、減量目標設定を工夫し、目標を立てて、減量管理をして欲しい。

【改革方針への意見】

容器プラスチックの資源回収状況は、目標と大きく乖離しているので、その原因を十分に究明すべきである。

また、資源持ち去り事案が横行している。監視パトロールは、吸殻のポイ捨てだけでなく、資源持ち去りも含めて複眼的に、効果的・効果的に行うよう工夫すべきである。

【協働の視点による評価】

ごみ発生抑制は、区民の参加と協力が欠かせないため、インセンティブの付与の充実を検討すべきである。

また、容器プラスチック改修後の再生物品の配布など、区民に見える形で示す工夫をして欲しい。

【その他】

町会等を通じた清掃工場見学などで、区民にごみ減量の努力をしてもらう環境づくりを行い、多大な税金を使っていることについての実感を持ってもらえるような働きかけをして欲しい。

計画事業	51	地球温暖化対策の推進
------	----	------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
改革方針・方向性	新たな国の中期目標を踏まえ、実効性のある「地球温暖化防止対策計画」の策定が予定されている。このため、「手段改善」あるいは計画の見直し(その他)」とすべきではないか。

【改革方針への意見】

事業者向け、家庭向けのCO₂削減対策が重要なので、CO₂削減効果を事業ごとに算定・公表して「見える化」を図り、年度ごとに必要なCO₂削減が計画通りに進捗し実施されるように工夫すべきである。

【協働の視点による評価】

CO₂削減効果の「見える化」により、区民の動機付けを図るべきである。

【その他】

雨水利用についても、きめ細かいPRを行って欲しい。

計画事業	52	清潔できれいなトイレづくり
------	----	---------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画以上	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

今後も積極的な取組みを期待する。特に、公園トイレのバリアフリー対応割合が極めて低いので、整備が進められない制約を十分に分析して、必要な対応を検討すべきである。

【その他】

防災面からも、ぶらりと道草したくなるまちに相応しいトイレを、他の事業と協力して前倒して進めて欲しい。

計画事業	53	路上喫煙対策の推進
------	----	-----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
効果的・効率的な視点	路上喫煙対策では積極的な取組みを評価するが、年間経費が多額に上っているため、費用対効果の観点からは、効果が低いのではないかとと思われる。
改革方針・方向性	事業開始当初とは社会情勢が大きく変化し、禁煙社会が進んでいる。上記のとおり費用も継続して多額であるが、手段改善をすべきである。

【改革方針への意見】

条例制定から5年経過しており、指導するにあたっては、悪質な喫煙者が残った状況となっていることから取締りに身の危険を感じずる状況とも聞く。そうであるならば、罰則規定の追加が必要かなども十分検討すべきである。

計画事業	54	環境学習・環境教育の推進
------	----	--------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	エコリーダー養成講座の修了者がどのような活動をしているか、環境意識啓発に効果ある活動を行っているという観点での成果を示す客観的な指標を検討すべきである。

【協働の視点による評価】

区民との協働が期待される分野なので、区民の参加を促進する積極的な取組みを望みたい。

基本目標		持続可能な都市と環境を創造するまち
個別目標	3	人々の活動を支える都市空間を形成するまち

計画事業	61	ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進
------	----	-------------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
効果的・効率的 な視点	ソフト面等の検討も必要になり計画が1年延伸したということだが、検討方針を作成するに当たり、先進自治体の情報を収集する等十分な検討が必要だったのではないかと。
目的(目標水準) の達成度	「都市空間編」を作成したことは評価するが、結果的には指標に対する実績が20年度の目標値にも達していないため、達成度が高いとはいえない。
総合評価	目標水準の達成度が低いことから、計画どおりに進んでいるとはいえない。 縦割りでない総合性が求められる。
改革方針・方向性	手段改善とすべきではないか。 このガイドラインの策定については、新宿区は遅れているとのことなので、後発の利益を活かすべく先進団体の状況を視察する等、効果的・効果的に実施していく着眼が必要である。 また、多くの部課にまたがっているため、効率的に実施していく工夫が必要である。

【その他】

ユニバーサルデザイン・ガイドラインには大きく期待を寄せている。理念のみで終わらせないために、例えば「人々の活動を支える都市空間を形成するまち」という個別目標 - 3の中に括弧でユニバーサルデザインの推進ということを表現するなどしても良いのではないかと。道路、建物、公園、河川等を含めたインフラは最低限の機能が満たせばいいということではなく、安全・安心が必須であるという考えをそこに入れて欲しい。ソフトとハードの両面でガイドラインをつくらうとしているのであれば、単なる実行計画だけでなく、ランクアップするぐらいの気持ちでやっていただきたい。

ガイドライン策定後は、区全体の実施計画を策定して積極的かつ総合的な事業を展開・実施されることを期待する。

計画事業	62	交通バリアフリーの整備推進
------	----	---------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

費用対効果の観点からの事業点検も含めて、事業の効率的な執行を期待する。

【その他】

歩道上の自転車は歩行者にとって危険であり、バリアフリーの観点からも駐輪場整備について対策を講じる必要がある。

他区の現状も参考に、駅前のみでなく駅周辺についても関係事業者へ働きかけるとともに、さらに事業を拡大して駐輪場整備を図って欲しい。

計画事業	67	地域活性化バスの整備促進
------	----	--------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	回遊性の向上及び街の賑わいへの成果の観点から、事業の指標を見直すべきである。成果に着目した目標を設定して欲しい。
目的（目標水準）の達成度	指標とした新宿駅周辺循環型バスの運行が計画どおり開始されたことは評価するが、利用者数は当初見込んでいた数を大幅に下回っている。「バスの運行により回遊性の向上と魅力あふれるまちづくりを目指す」という事業目的に対しては、このバスの利用状況が及ぼす影響は大きいと思われるため、達成度が高いとはいえない。
総合評価	上記の理由から、事業目的に照らすと目的の達成度が低いと評価されることから、計画どおりとは言えない。
改革方針・方向性	ルート・バス停の位置・運行計画の見直しを図ることなので、手段改善とすべきである。 また、区内外へのPR方法の再検討が必要である。

【改革方針への意見】

平成23年度までの時限事業なので、運行計画の見直しの中で利用者ニーズをよく分析した上で、運行ルートや運行間隔、バス停の位置等について試行錯誤を重ねて欲しい。見直しに期待する。

【その他】

病院等を回る巡回ルートも検討してはどうか。

計画事業	69	人にやさしい道路の整備
------	----	-------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

ユニバーサルデザインの観点を考慮した事業の適切な推進を期待する。

計画事業	70	細街路の整備
------	----	--------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	事業拡大
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設定	指標を6kmから6.5kmに増やしたことは評価するが、さらに行政の縦割りを排除し、総合的な政策に基づく目標を設定すべきである。
効果的・効率的な視点	積極的な対応は良いが、効果的な事業推進手法を工夫して、多面的かつ横断的に推進して欲しい。

【改革方針への意見】

区民の生活と生命を守る目線で、縦割りを排除した横断的・総合的な事業執行が必要である。災害に対する街づくりの観点から、今後も事業をさらに拡大し、積極的に推進していくことを期待する。

その際、補助事業の見直しを含めて、関係者に対する効果的なインセンティブの付与を総合的に検討していくべきである。

【協働の視点による評価】

関係住民の主体的な参加・協力が欠かせないため、防災上の必要性を強調して地域住民の合意を形成し、同時にそれを促す効果的なインセンティブを付与するべきである。

【その他】

本事業を構成する補助事業「細街路拡幅整備助成」についても、執行率が著しく低いため、見直しが必要である。

基本目標		まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	2	地域の個性を活かした愛着をもてるまち

計画事業	73	地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進
------	----	----------------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり でない	その他 (指標定義見直し)
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

他の計画事業では事業指標の見直し・変更が必要に応じて随時行われているので、第二次実行計画を待つことなく果敢に行うべきである。

【改革方針への意見】

改革方針の中で、方向性として指標の見直し検討が挙げられている。第二次実行計画を待つことなく果敢に行われるべきである。

また、今後の課題として、地区計画の策定によりどのようなまちづくりの成果が挙げられたのか、具体的な成果指標を検討すべきである。これは計画事業72「景観に配慮したまちづくりの推進」でも同様である。

基本目標		まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	3	ぶらりと道草したくなるまち

計画事業	74	歩きたくなる道づくり
------	----	------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

ユニバーサルデザインの視点を考慮した事業の適切な推進を期待する。

計画事業	75	魅力ある身近な公園づくりの推進
------	----	-----------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【改革方針への意見】

ユニバーサルデザインや災害時についても考慮し、事業をさらに拡大しての推進を期待する。

基本目標		多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	1	成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

計画事業	76	文化・歴史資源の整備・活用
------	----	---------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

効果的・効率的な視点

区民、地域団体・学校・企業の代表者等と一体となって文化芸術振興基本条例を制定したことは評価できる。

今後は文化芸術振興基本条例に基づき文化的資源を保存するとともに、一般の人にも享受できるよう工夫して欲しい。

【改革方針への意見】

文化芸術振興基本条例が制定され事業を終了するのであれば、77「地域のお宝発掘」78「文化体験プログラムの展開」と統合し、文化・歴史の掘り起こし・整備・活用を総合的視野で実施してみてもどうか。

また、条例の規定により設置された文化芸術振興会議が、取り組み進捗状況等を調査・検討していくようだが、条例の具現化をどのような仕組みで実施して行くのか。盛り込まれた28の課題解決に向けて積極的な取り組みに期待する。

【協働の視点による評価】

協働事業として、行政側からテーマを決め発信していくことも検討してみてもどうか。

【その他】

無形文化財は個人の技であるため保存が難しい面もあるので、録音、映像等で記録するなど、伝承しやすい方法を検討して欲しい。

また、区有の文化財・区指定文化財だけでなく、登録文化財にも支援の枠を拡げ、貴重な文化的な財産の保護・保存を推進することが望まれる。

計画事業	77	地域のお宝発掘
------	----	---------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設 定	区民から文化・観光資源の発掘情報の提供件数が飛躍的に増えたのは評価できるが、提供を受けた情報のうち「地域のお宝」として認定された件数を指標に加えるなど、情報のフィードバックにつながる指標も追加する必要がある。

【4つの視点等への意見】

効果的・効率的な視点

昨年の状況に比べ飛躍的に区民から文化・観光資源の発掘情報の提供件数が伸びている。様々な改善により大きな成果をあげたことは高く評価する。

【改革方針への意見】

事業をさらに発展・活性化するため、76「文化・歴史資源の整備・活用」78「文化体験プログラムの展開」と統合し、文化・歴史の掘り起こし・整備・活用を総合的視野で実施してみてはどうか。

【その他】

身近な地域のお宝情報が学校教育にも生かされるよう発信方法を工夫するほか、主なものは新宿区のお宝として区外にも発信して欲しい。

計画事業	78	文化体験プログラムの展開
------	----	--------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

目的（目標水準）の達成度

区民ニーズにあったプログラムを区民に多数提供できており評価できる。

一方、高倍率プログラムが多数存在するということは、参加できず残念な思いをした区民も多かったことになるのではないかと。次年度にはさらに定員枠を増やすなど、より多くの区民の参加につながる取り組みにも期待する。

総合評価

区民から高い満足度も得ており評価できる。

文化芸術振興基本条例が制定されたのを機に、更なる文化芸術活動の活性化が図れるようなプログラムの充実を図り、質・量の両面で拡充させて欲しい。

【改革方針への意見】

事業をさらに発展・活性化するため、76「文化・歴史資源の整備・活用」77「地域のお宝発掘」と統合し、文化・歴史の掘り起こし・整備・活用を総合的視野で実施してみてもどうか。

【協働の視点による評価】

区民の自主的な文化・芸術活動を活発にする事業を拡大推進していく中で、区民ボランティア等の参加を促し、より効果的な事業展開の工夫も考えてもらいたい。

【その他】

成人対象のプログラムについては、民間と競合せずに区が主体となって実施する必然性や、民間との住み分けをはっきりさせることが困難であるとの考えから、子どもたちに豊かな文化体験の機会を与え、学校教育と連携することで、本事業を子ども向けに特化した事業とするべきとの意見があった。

基本目標		多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	2	新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

計画事業	80	新宿文化ロードの創出
------	----	------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設 定	目標水準の再設定や新たな指標を加えたことは評価できるが、実績が既に100%を超えるのであれば、また別の成果指標に見直す必要があるのではないか。

【4つの視点等への意見】

サービスの負担と担い手

区がコーディネート役として新宿文化ロード協議会を設置し、主に広報部分を担うのは適切である。

適切な目標設定

イベントの参加者数とイベント実施回数に加えて、モニターやアンケートにより、実施内容の満足度を調査し指標としてはいかがか。

効果的・効率的な視点

効果的な周知活動が行われたことで、観客人数も飛躍的に増えたことは評価できる。

しかし、協議会への参加団体は昨年度より減っているようである。原因を確かめて今後の活動につなげて欲しい。

総合評価

文化と産業の融合という目的に向けての試みとしては成功していると思われるが、区内の事業者を中心とした文化行事になっており、ここへ区民をどう巻き込んでいくか工夫が必要である。

計画事業	81	文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援
------	----	-----------------------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	事業統合
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
適切な目標設 定	<p>昨年は「適」としたが、統合を踏まえて、目標設定がわかりづらい。全体の指標がアウトプット指標なので、アウトカム指標とするよう努力すべきである。</p> <p>また、ビジネスアシスト新宿応募企業数では、指導助言の結果、中小企業の経営力強化につながったかどうか不明確である。長期的視点は必要だとしても、単年度で図れる指標設定を工夫して欲しい。</p>

【4つの視点等への意見】

総合評価

事業統合が図られ、各々の事業が計画どおり進捗しているので評価できる。

【その他】

地域産業の構造転換を支援し活性化させることを目的としているが、実質的には中小企業支援や育成を図る事業であると思われる。計画事業79「文化創造産業の誘致」と事業統合したこともあり、明快なタイトルに変更してはどうか。

基本目標		多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち
個別目標	3	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

計画事業	82	新宿の魅力の発信
------	----	----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

効果的・効率的な視点

昨年の内部評価での商業情報等の取り込みが不十分という反省から、公益財団法人新宿未来創造財団へ事業移管を行っている。今後は課題にあるとおり、行政の制約を越えた、新宿の魅力積極的に発掘・発信できる仕組み等の改善が望まれる。

総合評価

計画された事業が滞りなく進んでいることは評価できる。これらの事業が十分活用され、効果を上げているかを検証し、さらなる事業の充実を期待する。

【改革方針への意見】

新宿区は魅力いっぱいの集客力のある街である。地方や外国から新宿区を訪れる人々に適切な情報提供をするためには、行政が新宿の魅力の創造・掘り起こしや発信力の強化を行い、それを多くの関係主体に働きかけることが重要であると考えます。来訪者に喜ばれるよう、区の総合力を発揮して事業を推進していくことを期待する。

【協働の視点による評価】

民間には多くの情報や知恵が有るため、民間との協働事業として進めていくことも検討してみてもどうか。

既存の民間サイトと効果的にリンク付けをするなどの、ITの活用も考えていただきたい。

計画事業	83	歌舞伎町地区のまちづくり推進
------	----	----------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視 点	評価の理由
サービスの負担 と担い手	<p>歌舞伎町地区のまちづくり推進事業には、歌舞伎町タウン・マネジメントの運営により実施される事業のほか、道路の整備や放置自転車対策等の公共事業の初期投資を有し、区が主体的に実施していくことが必要な事業があり、それぞれの事業の担い手は妥当である。</p> <p>しかし、歌舞伎町ルネッサンスは、より多くの担い手を巻き込んで発展的に展開していくべき事業なので、さらに多くの民間の参加への働きかけが必要である。区は、地域の自主的な活動をより一層推進していくべきである。</p>
効果的・効率的 な視点	<p>区が前面に出て、大久保公園のイベント広場としての活用やシネシティ広場の活用に向けた基盤整備など、歌舞伎町地区のまちづくりのため大きな役割を果たしたことは評価できる。しかし、まちづくりは地元や事業者といった民間の主体的かつ、効果的な取り組みが重要である。この点で民間の役割発揮は、まだ小さいように見受けられる。区は、民間がより一層前面に出てまちづくりを推進していくことができるような支援、働きかけとなるような事業展開とすべきである。</p>
目的（目標水 準）の達成度	<p>達成水準の指標からすると、放置自転車台数とシネシティ広場使用日数の実績が十分でなく、また、文化発信状況も芳しくない。</p>
総 合 評 価	<p>歌舞伎町地区のまちづくり推進の基盤整備は予定どおり実施されており、歌舞伎町地区がルネッサンス事業の推進により、以前に比べ安全になり、安心して歩けるようになったことは大いに評価したい。</p> <p>しかし、「新たな文化の創造と発信」「繁華街地域運営モデルの構築」といった計画事業の目的から見ると、施策全体の成果としては、必ずしも十分であるとは言えない。</p>
改革方針・方向性	<p>手段改善とすべきである。多額の税金を投入した事業であり、最終的には地域の自立を目指す方向が見えるような事業の推進を望みたい。</p>

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

歌舞伎町地区の安全や環境美化、文化発信、賑わい等、歌舞伎町地区のまちづくりの成果を客観的な数値で表す具体的な事業の指標を検討すべきである。

【改革方針への意見】

都市公園や道路の活用には法的な制約から限界があるので、それらは副次的な位置付けにとどめるべきで、同地区における地元や事業者の積極的な役割発揮こそが求められる。

歌舞伎町地区からの賑わいや文化発信のためのコンセプトを検討すべきである。

【協働の視点による評価】

歌舞伎町地区のまちづくりのためには、実質的な当事者である地元や事業者が大きな役割を果たすべきなので、区はより一層多くの地元や事業者に積極的な関与を働きかけるべきである。

【その他】

多額の税金をつぎ込んだ事業であるが、経済状況の影響もあり、公共投資による効果が形になって外にあらわれてきていないことから、事業の今後の方向性を明確に示すことは非常に重要である。

本事業に関連する補助事業である「歌舞伎町タウン・マネージメントの運営」事業については、初期の段階では、まちづくり推進の牽引役として行政の役割が重要である。しかし、実質的な当事者は地元や事業者なので、今後区は、歌舞伎町タウン・マネージメントの自主運営に向けた一定の方向性を示すべきである。

計画事業	84	商店街活性化支援
------	----	----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

視点	評価の理由
改革方針・方向性	<p>商店会へのサポート活動は効果的な制度であり、より一層の周知徹底を図らねばならない。</p> <p>一方、新宿区内には多くの商店会が存在するため、現在の商店会サポーターの人員では限界があると思われる。そのため商店会サポーターの人員等を強化し、商店会の活性化につなげていく必要があるのではないかと。</p> <p>そのため、改革方針を「現状のまま継続」として継続していくのではなく、「手段改善」等により事業の推進を図るべきである。</p>

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

昨年の外部評価を受け、新たな指標に変更し改善が図れたことは評価できる。

指標3のように事業実施が売上に直結するかどうかは、景気変動の影響で必ずしも高い割合にならないが、区と商店街が共に事業の成果を振り返ることで改善点を見出して欲しい。

効果的・効率的な視点

目標の達成度が低いものについては、原因を調査し次に反映させて欲しい。

また、商店街活性化支援事業は複数の事業で構成されており、様々な助成を実施している。そのため、区は助成をするにあたり、より一層慎重な審査をすべきである。

目的（目標水準）の達成度

空き店舗活用支援に関しては、数字上の高い実績を目指すより、慎重な事業選定と検証を重視して、この事業の意義を深めることが重要と思われる。

総合評価

本計画事業における2つの目標は、達成度が高く評価できるが、達成度が低いものについては、その原因を調査し次に反映させる努力をして欲しい。

計画事業	85	平和啓発事業の推進
------	----	-----------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	現状のまま 継続
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

総合評価

実施方法の工夫により、昨年より多くの人に平和について考える契機を提供することができたことは評価できる。

【改革方針への意見】

戦争を知らない世代が増え平和は観念的なものに成りつつある。「平和展」や「親と子の平和派遣事業」などの既存事業のほか、様々な機会を捉え、平和の普及啓発活動を推進することを期待する。

計画事業	86	地域と育む外国人参加の促進
------	----	---------------

【評価】

視点 区分	サービスの 負担と担い手	適切な 目標設定	効果的・効 率的な視点	目的(目標水 準)の達成度	総合評価	改革方針 ・方向性
内部評価	適切 要改善	適切 要改善	効果的 要改善	達成度が高い 達成度が低い	計画どおり	手段改善
内部評価に 対する評価	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない	適当である 適当でない

【4つの視点等への意見】

適切な目標設定

指標が増えて具体的な事業の進み具合が分かりやすくなった。内部評価でも評価しているように、さらに新しい指標設定に向けての工夫に期待する。

効果的・効率的な視点

コーディネータの資質向上に向け、さらなる努力に期待する。

総合評価

ネットワーク連絡会の中で分科会を組織し、また新たな分科会を設置していく方向性をもっていることなど、積極的かつ具体的な取り組みは評価できる。

補助事業の評価結果

第3章 補助事業の評価結果

区単独補助事業について、区が行った内部評価を踏まえて評価を実施した。

1 補助事業評価結果一覧

評価区分(H17.3補助金等審査委員会答申・H22外部評価)

- A 区単独補助事業として実施することに概ね問題がないと思われるもの
- B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われるもの
- C 抜本的な見直し・検証を行うべきもの
- D 廃止の方向で検討するべきもの
- E その他

「H19」等は、審査委員会答申後(平成19年度等)に開始された事業のため、答申の評価結果がないもの
「-」は審査委員会での審査の対象としていなかったもの

内部評価(総合評価)

3年間の評価 = :効果を十分発揮している :効果を発揮している :効果が十分でない

番号	補助事業名	H17.3 補助金等審査 委員会答申	H22 内部評価 (総合評価)	H22 外部評価
1	協働推進事業助成	A		B
2	地域協働事業への支援	A		C
3	まちづくり活動助成	H19		C
4	男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業	H21		B
5	プレイパーク活動の推進	B		A
6	民間学童クラブ利用料助成	B		A
7	地区青少年育成委員会活動への支援(事業助成)	B		C
8	認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助	H20		A
9	認証保育所保護者等の負担軽減	H19		A
10	私立幼稚園協議会への事業助成	B		B
11	教育研究会事業補助	B		C
12	新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業	C		B
13	夜間往診事業助成	H20		A
14	妊婦健康診査費助成(里帰り等)	H20		A
15	公衆浴場設備費助成	A		B
16	公衆浴場改築改修費助成	H20		B
17	公衆浴場資金の貸付及び利子補給	-		B
18	地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金	A		A
19	区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助	C		D
20	障害児等タイムケア事業運営助成等	H19		A

番号	補助事業名	H17.3 補助金等審査 委員会答申	H22 内部評価 (総合評価)	H22 外部評価
21	特別養護老人ホーム等建設事業助成	<i>B</i>		<i>E</i>
22	特別養護老人ホーム運営助成等	<i>H17</i>		<i>B</i>
23	サービス評価事業(福祉サービス第三者評価受審費用助成)	<i>B</i>		<i>B</i>
24	介護福祉士資格取得費用助成	<i>H21</i>		<i>B</i>
25	医療介護支援事業	<i>H19</i>		<i>A</i>
26	保護司会への事業助成	<i>B</i>		<i>C</i>
27	障害者就労支援施設事業運営助成	<i>H21</i>		<i>A</i>
28	障害者福祉活動事業助成	<i>B</i>		<i>A</i>
29	高齢者クラブ連合会事業助成	<i>B</i>		<i>B</i>
30	高齢者クラブバス派遣	<i>B</i>		<i>D</i>
31	住み替え居住継続支援	<i>A</i>		<i>B</i>
32	子育てファミリー世帯居住支援(転入・転居助成)	<i>H17</i>		<i>B</i>
33	高齢者等入居支援	<i>H19</i>		<i>B</i>
34	災害時居住支援	<i>H20</i>		<i>A</i>
35	民間賃貸住宅家賃助成	-		<i>B</i>
36	分譲マンションアドバイザー制度利用助成	<i>H20</i>		<i>D</i>
37	住宅建設資金融資あっ旋利子補給	-		<i>D</i>
38	消防団への事業助成(3消防団)	<i>B</i>		<i>C</i>
39	各種団体への事業助成(防火防災協会 3協会)	<i>B</i>		<i>C</i>
40	各種団体への事業助成(防犯協会 4協会)	<i>B</i>		<i>C</i>
41	地域防災コミュニティの育成(防災区民組織の育成204組織)	<i>B</i>		<i>C</i>
42	がけ等整備資金融資あっ旋利子補給	-		<i>D</i>
43	民有灯の維持助成	<i>A</i>		<i>B</i>
44	商店街灯の維持助成	<i>A</i>		<i>B</i>
45	消費者活動事業助成	<i>H19</i>		<i>B</i>
46	たばこ商業協同組合への事業助成	<i>C</i>		<i>D</i>
47	新宿区ISO14001等認証取得費補助金	<i>H19</i>		<i>C</i>
48	新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金	<i>H21</i>		<i>A</i>
49	保護樹木・樹林・生垣への助成	<i>A</i>		<i>B</i>
50	生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成	<i>A</i>		<i>C</i>
51	屋上緑化、壁面緑化の新設助成	<i>H20</i>		<i>B</i>

番号	補助事業名	H17.3 補助金等審査 委員会答申	H22 内部評価 (総合評価)	H22 外部評価
52	違法駐車防止対策協議会への事業助成 4 協議会	<i>B</i>		D
53	交通安全協会への事業助成 4 協会	<i>B</i>		C
54	私道舗装助成	<i>A</i>		B
55	私道排水設備改良助成	<i>A</i>		B
56	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成	<i>B</i>		D
57	細街路拡幅整備助成	<i>A</i>		C
58	ミニ博物館運営事業助成	<i>A</i>		B
59	新宿区文化財保護事業に関する補助金	-		B
60	地場産業団体の展示会等支援	<i>H17</i>		B
61	ものづくり産業支援事業助成	<i>H17</i>		A
62	融資資金等の貸付等(環境保全資金利子補給)	-		C
63	融資資金等の貸付等(地場産業振興資金利子補給)	-		A
64	融資資金等の貸付等(商工業緊急資金利子補給)	-		B
65	融資資金等の貸付等(商工業年末特別資金利子補給)	-		B
66	融資資金等の貸付等(小規模企業資金利子補給)	-		B
67	融資資金等の貸付等(小規模企業特例資金利子補給)	<i>H19</i>		B
68	融資資金等の貸付等(創業資金利子補給)	-		B
69	融資資金等の貸付等(技術・事業革新資金利子補給)	-		C
70	融資資金等の貸付等(経営応援資金利子補給)	-		B
71	融資資金等の貸付等(区設小売市場使用者移転支援資金利子補給)	<i>H17</i>		E
72	融資資金等の貸付等(情報技術活用促進資金利子補給)	<i>H18</i>		B
73	融資資金等の貸付等(ワーク・ライフ・バランス企業応援資金利子補給)	<i>H19</i>		B
74	融資資金等の貸付等(貸付信用保証料補助)	-		B
75	融資資金等の貸付等(商店会共同事業資金利子補給)	-		C
76	融資資金等の貸付等(魅力ある商店街づくり資金利子補給)	-		C
77	融資資金等の貸付等(店舗改装資金利子補給)	-		B
78	歌舞伎町ダウン・マネージメントの運営	<i>H20</i>		B
79	新宿区商店会連合会への事業助成	<i>B</i>		C
80	商店街空き店舗活用支援事業	<i>H20</i>		B
81	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	<i>B</i>		B
82	納税貯蓄組合連合会への事業助成	<i>B</i>		D

2 補助事業評価結果の概要

個々の区単独補助金の妥当性に応じて、以下の評価区分で分類した。
分類の内容と件数は以下のとおりである。

- A 区単独補助事業として実施することに概ね問題がないと思われるもの
15事業

- B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われるもの
38事業

- C 抜本的な見直し・検証を行うべきもの
18事業

- D 廃止の方向で検討するべきもの
9事業

- E その他
2事業

ここに分類された「特別養護老人ホーム等建設事業助成」と「融資資金等の貸付等(区設小売市場利用者移転支援資金利子補給)」に対する補助金については、今後新規に実施することがなく、実施期間内のみ対応していく事業であり、他の補助金のように評価によって見直しが行われるものとは異なっており、外部評価委員会の評価になじまなかったため、「Eその他」に分類し、評価しないこととした。

3 補助事業評価結果の見方

基本目標		個別目標 2	経常事業	プレイパーク活動の推進
補助事業	5	プレイパーク活動の推進		事業開始 平成16年度
補助の目的	新宿区内の公園等において、プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う事業を実施する団体の活動に係る経費を助成し、屋外で児童が安心して遊べる環境を確保し、児童の責任に基づく自主的な遊びを支援することを目的としています。			
補助の概要	プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う団体の活動経費を助成します。			
根拠	平成21年度新宿区プレイパーク活動助成要綱			

補助事業の概要を記載

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	安全面等色々配慮する必要があるが、事業の趣旨としては面白い点がある。実績を見て、将来展望を行うべきである。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
プレイパーク活動団体は、運営資金として賛助者からの会費等のみに頼らざるを得ないため十分な財源を持っておらず、現状の運営を自力で続けていくことは依然として難しい状況にある。自主財源の確保に努めることを旨としつつ、公募制事業として補助対象経費を制限し助成する。	

平成17年3月の補助金等審査委員会での審査結果と、これを受けた区の見直しの取組み状況。
A評価だった場合、「取組状況」欄には記載がありません。
平成17年度以降に開始した事業等、審査委員会の審査を受けていない事業は、この欄がありません。

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通したの評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	プレイパーク活動が、児童館や放課後子どもひろばとは違う体験ができる居場所として活用されているためです。	B 目標どおり	B 目標どおり	B 目標どおり

見直しを経た後の、平成19年度から21年度までの各年度毎及び3年間を通した内部評価結果

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	左記の評価結果の理由をこの欄に記載

今回の外部評価の結果及び評価理由
A：区単独補助事業として実施することに概ね問題がないと思われるもの
B：実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われるもの
C：抜本的な見直し・検証を行うべきもの
D：廃止の方向で検討するべきもの
E：その他

【4つの視点への意見】

役割分担

目的の妥当性

効率性・代替手段

目的の達成状況

← 計画事業同様、4つの視点から評価を行い、意見がある場合記載

【改革方針への意見】

← 改革方針に対し意見がある場合記載

【協働の視点の意見】

← 協働の視点からの意見がある場合記載

【その他の意見】

← その他の意見がある場合記載

4 補助事業の評価結果

基本目標		個別目標	1	計画事業	3	NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進	
補助事業	1	協働推進事業助成				事業開始	平成16年度
補助の目的	区民・事業者等の寄附によって支えられた協働推進基金からNPOへの活動資金助成を行うことにより、協働による地域社会づくりを推進していきます。						
補助の概要	NPO活動に資金助成を行い、NPOの財政基盤の強化とNPOの特性を生かした区民サービスの促進を図ります。						
根拠	新宿区協働推進基金条例 新宿区協働推進基金条例施行規則 「協働推進基金」NPO活動資金助成実施要領						

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	この事業の実施によって、事業参加者がNPOのボランティアに加わったり、継続して寄附して下さる方も出てきており、より多くの区民がNPOなどの社会貢献活動に主体的に参加、若しくは寄附という形で参加したりする「みんなで支える地域社会」の実現に向けての環境づくりに効果が出ています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	NPOなどの社会貢献活動は先駆的・開拓的な事業を実施しており、それらの活動へ助成を行うことにより、協働による地域社会づくりを推進していくことは評価できる。 また、本制度によりNPOを育成していく中で、協働で見出された公共性の高い事業が、区の事業としての新たな位置づけを与えられるような場合もあると思われる。 そのため、区はこれまでの補助対象事業の成果を検証し、補助終了後の仕組みづくりや、目的に応じた柔軟な補助期間の見直しなど、活動団体の次のステップに向けて共に考える必要があるのではないかと、この点を含めて事業の見直しを図るべきである。

【4つの視点への意見】

役割分担

区は審査過程や周知を担い、区、区民、事業者、NPO団体等が支え合いながら先駆的な事業を推進する制度は評価できる。

効率性・代替手段

H22年度中に助成できる事業の回数制限を設けるなど、改善されたことは評価できるが、一方で、収益性の低い事業を実施するNPO団体等は、最長3年間の助成終了後、自立できるか疑問である。補助事業である以上、一定期間で補助を終了し、自立させるべき原則は十分理解するところであるが、公益性が高いと認められる事業については、事業継続を支援すべき場合もあるのではないかと、そうした事業を実施するNPO団体等を育成し、事業の継続を支援していくのであれば、制度のあり方を工夫して欲しい。

目的の達成状況

協働推進基金の寄附実績は上がっているが、申請事業数が少ないのは協働推進基金について周知が不足しているのではないかと。

基本目標		個別目標	2	経常事業	地域協働事業への支援
補助事業	2	地域協働事業への支援			事業開始 平成15年度
補助の目的	住みよいまちづくりに向けた区民主体の活動を促進していくため、地域のコミュニティ団体等の活動を支援し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図ることを目的としています。				
補助の概要	コミュニティ団体等が実施する地域住民及び団体等が広く交流できる事業で、条件に該当する事業。助成対象事業に要する経費の1/2の額の範囲で、限度額10万円までです。				
根拠	新宿区地域協働事業助成要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	1テーマを選び選び目的を明確化し、新たな団体も参加しやすくする。 2審査にあたっては、透明性、公平性を図り、また、既存の補助金にも公募制を採用、活性化する。 3提言の趣旨を十分検討し、積極的な改善に取り組む。

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	この事業を活用する団体の活動については、多くの地域住民の交流や区民主体の地域活動促進に効果を発揮するとともに、地域住民の連帯感を醸成し高めています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、 検証を行うべき	補助の利用が地域センターに登録している団体が多いように見受けられる。事業目的からすると、より多くの地域コミュニティ団体等との連携を図っていくことが重要である。そのためには、十分な周知を行うとともに、多くの団体に機会を与えるため、これまでの実績を検証し、より効果的な事業が実施されるよう、抜本的な見直しを図るべきである。

【4つの視点への意見】

効率性・代替手段

小規模な活動にも機会が与えられ有効な制度ではあるが、10地区への団体助成的な部分も見受けられる。これまでに補助を実施した事業内容が、「住みよいまちづくりに向け、地域住民の交流参加の促進と連帯を図る」という補助の目的に向け効果的なものであったかなど成果等を検証し、地域特性に対応した活用方法を検討する時期ではないか。

目的の達成状況

交付団体数が減少している原因を分析し、補助の目的達成に向けて新たな団体を掘り起こしていく必要がある。

【その他の意見】

地域の方々へ成果報告を積極的に行って欲しい。

基本目標		個別目標	2	計画事業	4	町会・自治会及び地区協議会活動への支援	
補助事業	3	まちづくり活動助成				事業開始	平成19年度
補助の目的	地区協議会の自主・自立の発想と創意工夫を生かし、より一層の自主的・自立的な取り組みを支援する。						
補助の概要	地区協議会が行う地域課題の解決に資するまちづくり活動の事業実施に対し、地区協議会まちづくり活動支援補助金を交付します。						
根拠	地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱						

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	地域における課題解決に向けたまちづくり活動を通して、各地域の住民自治の充実が図られました。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、 検証を行うべき	<p>「地区協議会が行う地域課題の解決に資するまちづくり活動」への支援であれば、条例等の制定の中で、地区協議会の位置付けを明確にすることが重要であると考えます。</p> <p>自治基本条例等で明確な位置づけがされない現在の状態では、地区協議会が実施すべき事業内容も不明確であるため、補助対象とする事業が他団体の実施する事業との競合を避けるなどの精査が必要である。</p> <p>区は事業内容の審査を強化し、地域特性に見合った効率的な事業に対し補助すべきではないか。</p> <p>区は、これまでの4年間の実績を検証し、より効果的な事業が実施されるよう、抜本的な見直しを図るべきである。</p>

【4つの視点への意見】

目的の達成状況

地域住民が成果を知り評価するような仕組みがあつてこそ、自治の意識向上といえるのではないかと。また、地域により差があると思うが、まだ住民には充分理解されていない。

基本目標		個別目標	1	経常事業	男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業
補助事業	4	男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業			事業開始 平成21年度
補助の目的	区内中小事業者に対して、男性が育児休業・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりを支援します。				
補助の概要	サポート企業として登録した事業者のうち、要件を満たす事実が発生した場合、1社につき最大3回まで、30万円を上限に奨励金を事業者に支給します。				
根拠	平成21年度新宿区男性の育児・介護サポート企業認定要綱 平成21年度新宿区男性の育児・介護サポート奨励金支給要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	奨励金の支給件数は目標を下回っていますが、区内中小事業者における育児休業等を取得しやすい職場環境づくりの支援および、23区初の先駆的な試みとして、区内事業者における男性の育児休業等取得に対する啓発にもつながったため評価できます。			B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	23区初の試みという点は評価できるが、補助件数が目標をかなり下回っているので事業の周知方法を工夫するとともに、さらなる事業推進のため、計画事業(ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進)との連携を強化する必要がある。 また、男性従業員の育児介護休業取得が進まない理由としては、就業規則、職場の雰囲気、労使の意識不足のほか、その時々々の経済状況に左右されるなどが考えられる。これらの分析が必要ではないか。

【4つの視点への意見】

役割分担

区の取組みとして、事業の周知や企業へ勧奨することにより、認証企業を増やす姿勢は評価できる。

目的の達成状況

改正育児・介護休業法の施行により、男性の育児・介護休業取得促進に向けた法整備も進んでおり、今後の進捗状況を見極めていく必要がある。平成21年度の補助件数は低いが、新しく開始した事業であり、法改正を踏まえた今後の取り組みに期待する。

基本目標		個別目標	2	経常事業	プレイパーク活動の推進
補助事業	5	プレイパーク活動の推進			事業開始 平成16年度
補助の目的	新宿区内の公園等において、プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う事業を実施する団体の活動に係る経費を助成し、屋外で児童が安心して遊べる環境を確保し、児童の責任に基づく自主的な遊びを支援することを目的としています。				
補助の概要	プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う団体の活動経費を助成します。				
根拠	平成21年度新宿区プレイパーク活動助成要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	安全面等色々配慮する必要があるが、事業の趣旨としては面白い点がある。実績を見て、将来展望を行うべきである。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
プレイパーク活動団体は、運営資金として賛助者からの会費等のみに頼らざるを得ないため十分な財源を持っておらず、現状の運営を自力で続けていくことは依然として難しい状況にある。自主財源の確保に努めることを旨としつつ、公募制事業として補助対象経費を制限し助成する。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	プレイパーク活動が、児童館や放課後子どもひろばとは違う体験ができる居場所として活用されているためです。	B 目標どおり	B 目標どおり	B 目標どおり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	「子どもの育ち、自立を地域でしっかり応援するまち」という個別目標にぴったりだった事業内容である。協働の視点からも理想的な運営で評価できる。

【4つの視点への意見】

目的の妥当性

子どもの発達課題を考えると、野外遊びは極めて重要であり目的は的確と評価できる。

効率性・代替手段

子どもたちが火や水を使った体験活動できる場が区内には少ない。子どもの居場所として高い評価ができる。

【協働の視点の意見】

区の財政支援を受け、子どもたちが体験活動を享受できるなど、協働事業として成立している。

【その他の意見】

プレイリーダーの養成をより強化することが望まれる。

基本目標		個別目標	2	経常事業	民間学童クラブ利用料助成	
補助事業	6	民間学童クラブ利用料助成			事業開始	平成16年度
補助の目的	学童クラブ需要増における定員超過解消のための、民間学童クラブ利用の誘導					
補助の概要	民間学童クラブ利用者保護者に、区学童利用者への減免制度と同様の金額を助成します。					
根拠	新宿区民間学童クラブ利用料助成要綱					

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	必要性をより詳細に検証する必要があるのではないか。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
利用件数は少ないが、区が事業実施する学童クラブ利用者との公平性を保つために、生活保護、非課税、兄弟利用世帯に対して必要な助成制度と考え引き続き実施する。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	利用料負担について、区が運営している学童クラブとの平等性を保つことができ保護者の負担が軽減され、民間学童クラブ利用児童数が増えており、目的は達成されています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	学童クラブ需要増における定員超過解消のため、民間学童クラブ利用を誘導するという事業の目的が達成されている。区の学童クラブとの平等性を保つという役割も果たされている。

【4つの視点への意見】

目的の妥当性

民間学童クラブを利用する対象者を支援することで、区が運営している学童クラブ利用料との平等性を保ちつつ、区施設利用の場合と同等のサービスが受けられ、利用の促進と子どもの居場所づくり役に役立っていることは評価できる。

基本目標		個別目標	2	経常事業	地区青少年育成委員会活動への支援
補助事業	7	地区青少年育成委員会活動への支援(事業助成)			事業開始 昭和47年度
補助の目的	青少年の健全育成を目的とした各地区青少年育成委員会の事業の推進を図り、区民と行政による子どもの育ちを応援するまちづくりを行います。				
補助の概要	地域の特色を生かした青少年の健全育成の推進				
根拠	新宿区地区青少年育成委員会事業補助金交付要綱 新宿区都市と農村の青少年交流事業補助金要綱(59年度～H20年度)				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	<p>青少年の健全育成が区の重要施策であることは議論を待たない。また、地区青少年育成委員会が地域においてこの目的に対して重要な役割を果たすべき団体であることも充分認識しているところである。</p> <p>しかしながら、各団体に同額で助成を行うという従来と変わらぬ見直し案では、個々の育成会の活動を活発化させることにはならないと考える。また、区が、地域における地区青少年育成委員会の役割をどのように考え、他の地域団体やNPOなどとの関係をどのように整理しようとしているか充分検討する必要があると思われる。</p> <p>なお、事業の活性化のため、公募制の採用を検討すべきである。</p>
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
<p>育成会は、地域における子どもに関わる育成組織や団体が参加している青少年に関する総合的な組織と位置づけており、NPOや個々の団体が行う育成活動に助成するものではないと考える。各地区の青少年健全育成を目的とした事業については、同額を助成し、実績報告による精算の後、活動に応じた補助を行っていく。</p>	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	10か所ある地区青少年育成委員会は、それぞれ工夫をこらし、地域における青少年の健全育成活動を行っています。また、参加者を増やすよう、町会、PTA、学校関係者と協力しながら実施し、地域ぐるみの活動を展開しています。	B 目標どおり	B 目標どおり	B 目標どおり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、検証を行うべき	<p>地域の特色を生かした青少年の健全育成を推進するうえで、地区青少年育成委員会の果たす役割が重要であることは充分認識し、期待しているところである。</p> <p>しかし、不登校、ひきこもり、いじめ、虐待、安全・安心の見守りなど、青少年健全育成に関する課題は山積しており、区は青少年の自立支援活動の取り組みとして、地域や学校等とも連携し、各地域の青少年健全育成の課題解決に向け、積極的に対応していく必要がある。</p> <p>また、青少年を取り巻く状況を踏まえると、専門的な取り組みのほかに、育成会と協働により、今まで以上に青少年の健全育成を推進することが必要であると考え、そのためには、現在補助している事業では、必ずしも課題解決に対応できないと考えられるため、区は従来の各団体へ同額を補助する仕組みを見直し、区が補助事業として期待している内容をより明確にしたうえで、それらの社会情勢の変化に応じた事業活動に対して、補助する仕組みに切替えていくべきではないか。</p>

【4つの視点への意見】

役割分担

区は「新宿区地区青少年育成委員会事業補助金交付要綱」第2条にある、地域社会の青少年健全育成を図るための4つの事業（「青少年の健全育成に関する事業」「青少年を取り巻く社会環境の浄化と防犯に関する事業」「中学生の社会参加事業」「青少年の健全育成について関心と理解を深める事業」）として、区が求める事業内容を補助団体に具体的に例示するなど、社会情勢の変化に応じた青少年育成上の重要な課題解決に向けけた事業に取り組むよう働きかけて欲しい。

効率性・代替手段

青少年育成委員会、地区協議会、地域センター管理運営委員会で事業競合するところが見受けられるため、補助対象事業について精査すべきである。

目的の達成状況

青少年健全育成のねらいは青少年の自立支援にあり、真に青少年健全育成活動への参加が必要とされる子どものための事業に、もう少し重点をおくべきである。

【協働の視点の意見】

協働は実施されているが、38年間の中で社会情勢が変化しているにもかかわらず、事業の内容に大きな変化がないまま補助対象として継続して助成しており、補助内容が十分精査されているとは言えない。個別目標である「子どもの育ち、自立を地域でしっかり応援するまち」という目標の原点に戻り、補助対象とする事業の内容を考え直すべきである。

そのためには、区が補助事業として期待している内容を、より明確に補助団体へ提示したうえで、各地域の意見を十分に踏まえて事業内容を精査していくことが必要である。

基本目標		個別目標	2	計画事業	10	保護者が選択できる多様な保育環境の整備	
補助事業	8	認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助				事業開始	平成20年度
補助の目的	認証保育所の公募において選定した事業者に対して、認証保育所A型の開設前の施設の賃借に要する経費補助を実施し、新規参入しやすい環境を整備するとともに、認可保育園入所待機児童の解消を図ります。						
補助の概要	認証保育所A型を開設するまでの6ヵ月間を限度として、施設開設前の賃借に要した1ヵ月当たりの経費を、2,000千円を上限として補助します。						
根拠	新宿区認証保育所運営費等補助要綱						

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	認証保育所は、都市型の保育需要に応えるために東京都が独自事業として創設した保育施設であり、既存の認可保育園では対応が難しい、様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応じていくために、新宿区として実行計画に位置づけて、増設を行っています。優良な民間事業者が区内に参入しやすい環境を整えることは、区として必要であり、参入が増えていることから、開設準備期間施設賃借経費補助は非常に有効な手段であり、十分効果を発揮していると判断できます。		B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	待機児童の解消、多様な選択が可能な保育環境の整備という視点から評価できる。 また、優良な民間事業者が区内に参入しやすくなる事業としても評価できる。

【その他の意見】

現在、新宿区では待機児童がいる状態で、未就学児の人口は増加傾向にあるが、全国的には少子化の傾向が続いているので、新宿区もあるところで供給超過になることも考えられる。そのタイミングをしっかりと見極め、計画事業(保護者が選択できる多様な保育環境の整備)全体の中で補助の方法等を検討することが必要である。

基本目標		個別目標	2	計画事業	10	保護者が選択できる多様な保育環境の整備	
補助事業	9	認証保育所保護者等の負担軽減				事業開始	平成19年度
補助の目的	対象児童が認証保育所・保育室・家庭福祉員を利用した場合に、保育料の一部を区が施設に助成することにより、保護者の保育料負担を軽減するとともに、認可保育所を利用した場合の保育料との較差を縮減し、施設の利用促進を図ります。						
補助の概要	保護者の負担を軽減する事を目的に、区内に住民または外国人登録をしている児童が都内認証保育所、区内保育室・家庭福祉員を利用した場合に、保育料の一部を助成します。						
根拠	新宿区認可外保育施設保護者負担軽減事業実施要綱						

内部評価の状況(平成22年7月)

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	保育料の一部を助成することにより保護者の負担が軽減できました。また、区民利用率も年々伸びており、待機児童対策としても十分効果を発揮しています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	認可保育所と認可外保育施設との保育料の差を少なくし、認可外保育施設を利用しやすくすることにより、保護者の選択肢を増やすという目的が達成されている。「家庭の所得税額に応じた受益者負担の適正化を検討する」と、今後の課題もしっかり把握されている。

【4つの視点への意見】

役割分担

区が、認可外施設を利用する保護者の負担解消のため補助を行うことは評価できる。

目的の妥当性

計画事業(保護者が選択できる多様な保育環境の整備)との関りで、保護者の多様な選択の一施策として実効があり、認可外保育施設利用への補助は妥当である。

目的の達成状況

区民の利用率も伸びており評価できる。

【協働の視点の意見】

地域、利用者、事業者、区それぞれの役割分担が明確であり、協働の視点からも評価できる。

【その他の意見】

保護者が選択できる施設の範囲が広がる整備が進められていることを区民に周知し、無理・無駄なく利用されるようにする工夫がいるのではないかと。

基本目標		個別目標	2	経常事業	私立幼稚園の振興	
補助事業	10	私立幼稚園協議会への事業助成			事業開始	昭和48年度
補助の目的	私立幼稚園教職員の研修事業を支援し、教職員の資質向上及び私立幼稚園教育の振興、充実を図る。					
補助の概要	私立幼稚園協議会が教職員を対象として行う研修に係る経費の一部を補助する。					
根拠	新宿区補助金等交付規則 新宿区私立幼稚園教職員研修事業費補助金交付要綱					

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	きちんと実績を把握して、教職員の資質向上という効果が期待できる事業かどうかさらに検証する必要がある。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
平成18年3月に制定した新宿区私立幼稚園教職員研修事業費補助金交付要綱に基づき、事業計画書の段階で、教職員の資質向上の効果が期待できる内容が検証していく。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	区内の私立幼稚園園児数が増加していることから、各幼稚園の教育内容が区民に受け入れられていると判断できます。	B 目標どおり	B 目標どおり	B 目標どおり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>「私立幼稚園教職員の研修事業を支援し、教職員の資質向上及び私立幼稚園教育の振興、充実を図る」という目的が達成されている。</p> <p>ただし、補助対象としている研修が定例化しているように見受けられるが、補助金を有効に使用する工夫が必要である。</p> <p>また、補助事業11(教育研究会事業補助)の枠組みを変えて、この事業との連携を図るなどを検討する必要がある。</p>

【4つの視点への意見】

効率性・代替手段

公立、私立それぞれの特性を活かすために、相互で研修を行う道を拓くにはどうしたらよいか課題である。垣根を越えた取り組みに期待する。

【協働の視点の意見】

ヒアリングによると、区立の小学校で、児童が卒業してきた私立の幼稚園の先生を迎えて、保護者の参加のもとでの行事等の試みを行っているとのことだが、こうした試みは評価する。

基本目標		個別目標	3	経常事業	教職員の研修、研究活動に対する支援
補助事業	11	教育研究会事業補助			事業開始 平成17年度
補助の目的	区立学校教職員で構成される教育研究会の自主的な教育研究・研究授業への支援を通し、新宿区立学校における教育力の向上を図る。(教員自らの資質向上により、「生きる力を育む教育」「確かな学力育成」を図る。)				
補助の概要	区立学校教職員により構成される研究会が実施する、各教科若しくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究・研修事業を支援する。				
根拠	新宿区教育研究事業補助金交付要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	学校・教員にとどまらず、地域住民との連携も考えてはどうか。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
公開授業・研究発表会・講演会・見学会等の実施にあたり、他機関との連携を含め、保護者・一般区民の参加を求めるなどの工夫を行い、その成果を伝える手法の開発に努めていく。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	<p>教育目標の「生きる力をはぐくむ学校教育の実現」と「子どもがいそいそ学ぶ教育環境の実現」に沿って、幼稚園教育研究会では「明日を創る心豊かな育成を目指して」、小学校教育研究会では「知・情・意・体の調和のとれた健全な児童の育成をめざして」、中学校教育研究会では「確かな学力の育成と個性や想像力を伸ばす教育」を研究主題として、研究・研修を続けてきました。</p> <p>その成果を教員が創意工夫し、指導法の改善に努めるなど、教員の質の向上が図られてきています。</p>	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、検証を行うべき	<p>組織的な研修とともに、課題解決に向けて自主的な研修を行っているという説明があったが、内部評価の記述面からは十分に理解できない。多くの教員が自主研究に取り組む姿勢は高く評価するところである。</p> <p>補助対象としていものが教科研修、指導技術の向上だけであれば、本来業務の中で解決すべきではないが。</p> <p>新宿区の実情に合った、「生きる力を育む教育」等を図るための教育研究による指導法の改善成果を、補助金の有効活用という面から、区民目線で理解できるような方法で周知されたい。</p>

【4つの視点への意見】

目的の妥当性

目的は妥当だが、新宿区独自の主題を取り入れて欲しい。

効率性・代替手段

毎年同額の予算で内部評価の記述通りであれば、類似の内容で行われているのではないかとも思える。

目的の達成状況

小学校高学年、中学生の中には学習不応者が増える等の課題について、フォーカスした取り組み姿勢も求められる。

【協働の視点の意見】

17年度答申の指摘事項にある、保護者や地域住民が参加する授業研究への取り組みがなされた証がなく、協働の視点が弱い。

【その他の意見】

教科研修等の向上だけなら本来業務の範囲のはずである。補助事業とするのであれば、学習不応者、不登校児童、モンスターペアレンツなど学習教育以外の問題にも対応できる能力をつける研究会事業も望まれる。

基本目標		個別目標	5	経常事業	人と猫との調和のとれたまちづくり事業
補助事業	12	新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業			事業開始 平成3年度
補助の目的	地域住民（町会）・ボランティア・保健所の3者による協働事業として、飼い猫及び野良猫の近隣に対する被害ならびに迷惑行為を未然の防止を目指し、去勢不妊手術を実施して、効果的に野良猫の増加を抑え、手術後の猫を地域で管理していきます。更に、この実施のために、町会やボランティアと共に地域の実情に合わせたルール作りを進めていきます。				
補助の概要	飼い猫及び野良猫で、これから去勢不妊手術を受ける猫が対象。新宿区民が申請者。				
根拠	動物の愛護及び管理に関する法律（第3条、第37条） 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（第3条、第5条、第8条） 新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
C 抜本的な見直し・検証を行うべき	<p>野良猫の問題は、猫の不妊手術に助成することだけで解決するものではない。行政、地域住民がどうかかわるかが大事である。</p> <p>区は、飼い猫に対しても助成を行っているが、本来飼い主の責任で対応すべき問題であり、区が助成することは適切ではない。また、猫の適正な飼育について一層啓発していくことが必要であると考える。</p> <p>このことなしに、単に不妊手術に助成をすることで事足りるという姿勢では問題の根本的解決にはならない。この点を充分踏まえて区は施策の展開を行って欲しい。補助制度についても施策展開の中で有効に働くような形で検討するべきである。</p>
答申を踏まえた区の取組み状況（平成19年2月）	
<p>地域ねこ対策を進め、協働地域の拡大をしていくため、相談者や助成金申請者に対し、パンフレット、チラシを配布し、地域ねこ対策の取り組みについての説明を日常的に行っていく。このような啓発活動から協働事業として、新たに町会が主体となつての地域ねこ活動も始められ、既に地域ねこ活動を行っている地域とも定期的に打合せ会を開催し対応している。</p>	

【内部評価の状況（平成22年7月）】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	地域で猫のめぐるトラブルを、区民協働で解決していく方向は、国・東京都の野良猫問題解決策とも合致しているものであり、今後とも実施地域を広げていくことが求められています。	A 目標 以上	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果（平成22年10月）】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>補助金は、将来的には地域の環境問題、コミュニティの問題として解決するための橋渡しに過ぎないという姿勢を、何らかの形で明確化するのが望ましい。</p> <p>また、飼い猫の避妊手術への助成については、今後とも飼い主への啓発を続け事業目的に沿った助成について検討をしていくことが必要である。</p>

【4つの視点への意見】

役割分担

みんなで気持ち良く暮らせる街づくりのために、協働の視点から町会、地域の住民の理解が得られNPO、行政との連携のもとで実効を上げており評価できる。

目的の妥当性

区では先進的な地域の取り組みが広がり、暮らしの環境づくりを協働の力で行う点で、他の区に先駆けたものとして評価する。

目的の達成状況

未だ一部に苦情の多い地域があるが、これもみなが関心をもっているが故のことであり、次のステップへの過程とみている。

【協働の視点の意見】

10地区で活動のアンバランスが見られる。今後はボランティアなどの育成を検討することが必要である。戸塚地域などに見られるように、平成17年度の補助金審査委員会の指摘を受け、猫と地域の共存を明確にし、地域づくりの視点から、地域の人々が地域の問題を解決する方法を学ぶきっかけになっている。

【その他の意見】

近年の社会情勢の変化により動物愛護精神も向上している。また、新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）を踏まえ、区民協働や飼い主対策等により「人と猫との調和のとれたまちづくり」を推進している。

基本目標		個別目標	5	経常事業	夜間往診事業助成	
補助事業	13	夜間往診事業助成			事業開始	平成20年度
補助の目的	新宿区における夜間往診体制を構築し、区内における在宅医療体制の充実を図ります。					
補助の概要	夜間往診事業に係る運営経費（人件費・車両費・事務費等）					
根拠	新宿区夜間往診事業に係る補助金の交付に関する要綱					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	在宅療養を支える関係機関において、この事業への関心が高い状況があります。本補助金対象事業をきっかけに、医師会では医師会診療所による昼夜を問わない往診体制の整備をはじめると、区民がかかりつけ医を持つことで、持病の管理や安心して在宅療養できる、在宅医療の体制整備につながってきています。		B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	ヒアリングによると、「夜間往診体制を構築する」という目的は達成され、区内における在宅医療体制の充実が図られており、補助事業としては平成22年度に終了すると説明があった。今後は医師会で実施していく事業であるが、補助した事業であることから事業の推移を注視するとともに、医師会診療所で夜間往診を実施していることを、広く区民に周知して欲しい。

【4つの視点への意見】

役割分担

「かかりつけ医」制度を機に高齢者の緊急時の対策が定着してきていると評価できる。

基本目標		個別目標	5	経常事業	妊婦健康診査等	
補助事業	14	妊婦健康診査費助成(里帰り等)			事業開始	平成 20年度
補助の目的	東京都外での妊婦健康診査等、やむを得ない事情により自己の負担で妊婦健康診査を受診した者に対して、妊婦健康診査費の一部を助成することにより、費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整え、少子化対策に寄与します。					
補助の概要	妊婦健康診査に係る経済的負担を軽減し、健やかに安心して出産できる環境づくりを目指します。					
根拠	母子保健法第13条 新宿区妊婦健康診査実施要綱					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	妊婦健康診査受診者で、本制度を利用する区民が年々増えてきているため、安全で安心な出産及び少子化対策に寄与しています。		B 目標ど おり	A 目標 以上

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	安全で安心な出産、妊婦健診の重要性及び、少子化対策に寄与している事業として高く評価する。

【4つの視点への意見】

役割分担

区民が里帰り出産の事情を抱えていても、安心して住める新宿区となることの効果は大きい。

目的の妥当性

区民が安心して出産できる環境を整え、少子化対策を実施することは急務であり、妥当性がある。

効率性・代替手段

補助を受ける該当者が増加していることから当初の目的を達しており、予想を上回る実績があったことは高く評価できる。

基本目標		個別目標	5	経常事業	公衆浴場の支援
補助事業	15	公衆浴場設備費助成			事業開始 昭和52年度
補助の目的	公衆浴場の設備改善に必要な費用について助成を行うことにより、区民の保健衛生、健康増進向上と公衆浴場経営者の転廃業を防止します。 また、燃料をガス化に転換する公衆浴場経営者に費用を助成することにより環境負荷の低減、省力化を図るとともに経営の安定化を図ります。				
補助の概要	公衆浴場関連設備の老朽化、故障等による設備更新に係る経費を補助します。また、燃料を重油等から都市ガスへ転換する工事に要する経費も補助します。				
根拠	新宿区公衆浴場設備費補助金交付要綱 新宿区補助金交付規則				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	助成の必要性は理解できる。

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	この補助金により、3年間で延36軒の公衆浴場が設備の更新、燃料のガス化等の工事を行うことができ、区民の保健衛生の維持向上、健康増進、地域コミュニティの存続を担う公衆浴場の転廃業の防止に役立ちました。	B 目標どおり	B 目標どおり	改正 制度改正等

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	公衆浴場は保健衛生機能や地域でのふれあい機能等の役割を担っているが、社会情勢の変化に伴い減少傾向にある。公衆浴場経営が厳しい環境にある中で、区が設備更新に係る経費に一定の補助を行うことにより、環境負荷の低減に資するとともに、公衆浴場の転廃業を防止し、区民生活を支えていくことは、合理性がある。ただし、補助対象や申請手続きについてはその有効性を検討する必要がある。

【4つの視点への意見】

役割分担

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の規定や、区内自家風呂保有率97%で、約4,500世帯で自家風呂の無い住居に居住している現状を踏まえると、区が支援を行うことは妥当である。

目的の妥当性

公衆浴場の設備改修費を補助することで、区民の保健衛生の向上、健康増進、環境負荷の低減に資する目的は理解できるが、補助金だけで転廃業を防止していくのは困難であると考えられる。将来的に転廃業は避けられない状況にあることを受け止めた上で、区民生活への支援策を検討する必要があるのではないか。また、補助対象にコインランドリーが含まれているが、公衆浴場設備改修の目的と合致するのか疑問である。

効率性・代替手段

事業者からの直接申請のほうがより工夫がなされることが考えられるため、組合を通じて補助申請をするスタイルを見直すことが必要ではないか。

基本目標		個別目標	5	経常事業	公衆浴場の支援
補助事業	16	公衆浴場改築改修費助成			事業開始 平成20年度
補助の目的	公衆浴場の改築または改修費用の一部を補助することにより、公衆浴場施設を有効活用した区民の健康増進、区民相互の交流促進等区民の福祉の向上を図るとともに、区民の入浴の機会の確保に資することを目的としています。				
補助の概要	東京都と連携し、区民相互の交流促進が図れる施設や区民の健康増進、地域貢献に資する施設を設置し、介護予防事業等を行う公衆浴場に対して改築・改修費用を助成します。				
根拠	新宿区健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通じたの評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	この補助金により区内最初の健康増進型公衆浴場が竣工しました。施設内はバリアフリー化され、車イスのまま利用できるトイレ等高齢者にも優しい公衆浴場となっています。ロビーでは健康増進事業も行われています。新規利用者も増加し公衆浴場の転廃業防止にも役立っています。		B 目標ど おり	

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	20年度から開始された事業ではあるが、2年間における実績が低い。東京都と連携し、高齢者にも利用しやすい健康増進型公衆浴場を推進していくためには、制度を活用しやすくする工夫をする必要がある。

【4つの視点への意見】

目的の妥当性

健康増進型公衆浴場を推進していくことにより、高齢者の交流の場の確保や地域コミュニティの活性化等が期待できる。

効率性・代替手段

事業における補助対象施設整備費の限度額は、「新宿区健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱」第6条において改築事業で1施設につき2億円、改修工事で1施設につき8千万円と規定している。そして補助金の額は、同補助要綱第7条で、補助対象施設整備費の20分の1とし、改築事業は1施設につき1千万円を超えないもの、改修工事は1施設につき4百万円を超えないものと規定し、その範囲において同要綱に基づき補助を実施している。

また、「平成22年度新宿区公衆浴場資金融資あっ旋要綱」第8条において、区があっ旋する取扱金融機関の融資額は、「各資金とも、工事見積額の80パーセント以内(ただし、工事見積が各資金分について1,000万円未満のときは、その見積額の90パーセント以内)とし、10万円を単位として、改修資金においては5,000万円、多角化資金においては、3,000万円を限度として融資あっ旋を行う。」

とし、同要綱第16条で、「区は、借受人が支払うべき利子の2分の1について、償還期間の全期間につき、補給するものとする。」と規定している。

本事業による補助に合わせて、融資あっ旋を受けた場合は、補助対象施設整備費から本事業による補助額を除いた額を融資額とし、区はその融資に対する利子の2分の1を補給することになる。このように公衆浴場改築改修費助成は、利子補給も含め高額な補助となるので、審査にあたっては、具体的にどのような効果をあげられるのか常に意識しながら取り組んで欲しい。

【協働の視点の意見】

本制度を利用し健康増進型公衆浴場へ改修する際には、介護保険事業等への対応が必要とされている。介護保険事業者等との連携などにより、さまざまなサービスが提供され、地域コミュニティが向上されることを期待する。

基本目標		個別目標	5	経常事業	公衆浴場の支援
補助事業	17	公衆浴場資金の貸付及び利子補給			事業開始 平成元年度
補助の目的	公衆浴場の改修・多角化に必要な資金の融資あっ旋及び利子補給を行い、公衆浴場の転廃業を防止し公衆浴場の確保を図ります。				
補助の概要	公衆浴場の設備の改修、多角化のための設備の設置等に要する経費の貸付を取扱金融機関にあっ旋して、その利子を補助します。				
根拠	新宿区公衆浴場資金融資あっ旋要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	この制度により延27軒の公衆浴場が設備の改修や経営の多角化をしました。利子補給をすることにより、公衆浴場経営者または所有者の経済的負担の軽減ができ転廃業防止を図れました。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>公衆浴場経営は装置産業的な側面があり、改修工事等は多額な費用を要する。そのため、貸付・利子補給の制度を設備費助成制度、改修費助成制度と合わせて整備することは、公衆浴場経営者の経済的負担の軽減を図る上で効果的である。</p> <p>ただし、事業開始以来20年余経過しており、区はこれまでの実績を検証し、設備費助成、改修費助成と合わせて見直しをしていく必要がある。</p>

基本目標		個別目標	1	経常事業	各種団体に対する事業助成
補助事業	18	地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金			事業開始 昭和44年度
補助の目的	新宿区の各地区民生委員・児童委員協議会に対し、研修活動に要する経費の一部を助成することにより、新宿区民生委員・児童委員の活動を支援し、もって地域福祉の推進を図ります。				
補助の概要	地区民生委員・児童委員協議会が自主的に実施する研修会、講演会及び施設視察に要する経費の一部を助成します。				
根拠	新宿区地区民生委員・児童委員協議会の研修活動に係る助成金の交付に関する要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	民生委員活動の重要性から、委員の資質の向上につながる活動へ助成するという見直し案は評価できる。 ただ、この助成以外の民生委員の活動内容に対する区の支援や住民に対する周知については不十分ではないか。

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	各地区民生委員・児童委員協議会の創意工夫で実施されている研修及び講演会等により、民生委員・児童委員の質の向上が図られています。研修企画を立案する担当者は、責任を持ち、研修ポイント等を抑えながら、児童や高齢者関係の多岐に渡る問題に対応できるよう研鑽を重ねる場として有効に実施しています。 また、研修等では、参加者は約8割の実績があり、地区行事として年間計画として実施されています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	多様化する地域福祉の課題に対し、実践的な研修活動を通し解決の方向を探る研修補助制度は大いに意義がある。 また、地区民生委員・児童委員協議会が自主的に企画する研修会において、他地区との情報交換ができるように工夫できればさらに効果的になりうる。 今後一層必要性が拡大すると思われる。

【4つの視点への意見】

役割分担

区は交付要綱に基づく経費の補助をし、各民生委員・児童委員協議会が活動に必要な研修を自主的に企画・運営することは、適正な役割分担がされている事業である。

目的の妥当性

地域の福祉の課題が多様化する中、制度や活動内容等を相互研鑽することは、民生委員としての資質向上に役立ち有意義である。

効率性・代替手段

制度運営上欠かせない研修は、全員に対して東京都・新宿区が別途実施しているとの補足説明を受けた。その補足説明を内部評価に明記されたい。

【協働の視点の意見】

障害者施設や介護施設の現場視察を取り入れているが、さらに協働の視点からも企画の充実の検討を働きかけたらどうか。

基本目標		個別目標	1	経常事業	各種団体に対する事業助成
補助事業	19	区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助			事業開始
補助の目的	新宿遺族会への事業補助を通じて、新宿区として戦没された方々への慰霊及び関係ご遺族へ弔意を表します。				
補助の概要	遺族会が自主的に実施する事業のうち、区内戦没者慰霊祭等の経費に対して助成します。				
根拠	区内戦没者慰霊祭等に対する助成金交付要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
C 抜本的な見直し ・検証を行うべき	終戦後60年経過し、遺族会の会員も高齢化し代替わりしている。遺族会に対する補助だけをもって戦没者への慰藉とするのはどうか。 ひとつの区切りとして考えても良い時期に来ているのではないか。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
従来の団体運営補助を改め、次の3事業のみの事業補助とする。また、対象経費については十分に精査し、補助要綱を策定して補助を実施している。対象事業：区内戦没者慰霊祭 沖縄慰霊巡拝(東京の塔) お遺骨お出迎え(千鳥ヶ淵墓苑)	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	新宿区遺族会は区内戦没者慰霊祭の主催及び沖縄慰霊巡拝等の参加を通じて、戦没者への慰霊・追悼については平和社会の実現へ向けて真摯に取り組んでいます。こうした活動は区内戦没者やそのご遺族に対する新宿区の思いに合致するものです。新宿区戦没者慰霊祭・沖縄慰霊巡拝・お遺骨お出迎えの活動を通して区内戦没者遺族等へ弔意を表しています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
D 廃止の方向で 検討するべき	戦没者への慰霊及びご遺族への弔意という目的の意味は十分理解できるが、この補助事業の目的とされる「新宿区として戦没された方々への慰霊」の点から見た場合、遺族会に対する補助だけをもって行うことは妥当とは言えない。 また、遺族会の高齢化や会員の減少などを考慮すると、遺族会のみ補助を継続していくことは難しい。この補助事業の目的として、恒久平和を願う運動を推進するために行う事業に要する経費の助成もあるのであれば、平和事業として行われている他の事業との連携・統合も含めてこの補助事業としての今後のあり方について見直し、過去から未来へつなぐ事業に転換するとともに、これまでの事業の主旨を継承していくことを提案したい。 以上の判断から、現在の補助内容ではDと評価せざるを得ない。

【その他の意見】

補助対象事業に係る内容(沖縄慰霊巡拝)の予算・決算について、そのチェックが事業目的を踏まえて行われたのか不明瞭な点が見受けられた。事業補助である以上、事業実績についても十分チェックする必要がある。

基本目標		個別目標	1	経常事業	障害児等タイムケア事業
補助事業	20	障害児等タイムケア事業運営助成等			事業開始 平成19年度
補助の目的	地域生活支援事業としてタイムケア事業を位置づけ、障害児（特に中・高校生）の放課後等の日中活動支援を図るとともに、必要な職員配置を行うための助成を行うことで重度障害児に対する支援充実を図ります。				
補助の概要	障害児タイムケア事業（地域生活支援事業）を行なう法人の運営に係る人件費を助成し、安定運営とともに支援の充実を図ります。				
根拠	新宿区障害児等タイムケア事業運営費補助金交付要綱 平成20年度障害児等タイムケア事業所等利用者の安全確保に係る経費補助金交付要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	利用者の障害特性に応じた支援と安全確保に対応した支援員配置基準や運営に見合う報酬体系の見直しにより、利用者及び保護者のニーズに応えることができ、法人の安定した運営が可能となりました。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	先駆的な事業として、協働の視点からも期待される事業といえる。旧東戸山中学跡地に新設される「子ども総合センター」内に移転後も、総合的な子ども事業の中で、所期の事業運営が引き継がれるよう関係者との協議をして欲しい。 子ども総合センター内で、理想に則した総合化がなされることを期待する。

【4つの視点への意見】

役割分担

ここまでの安定運営には時間がかかったが、区の補助として軌道に乗ってきた点を評価する。

目的の妥当性

法定基準以上の職員配置ができたことは、保護者にも安心感を与え的確な目標である。

目的の達成状況

重度障害者の放課後の居場所づくりは深刻な課題であり、本制度は保護者にニーズに合致した事業として評価する。

【協働の視点の意見】

補助対象団体との協働はうまくいっており評価できる。

基本目標		個別目標	1	計画事業	31 介護保険サービスの基盤整備
補助事業	21	特別養護老人ホーム等建設事業助成			事業開始 昭和56年度
補助の目的	区民が特別養護老人ホームに円滑に入所できるよう、入所施設を整備充実させると同時に、入所施設での総合的サービスの展開を図ることを目的とします。				
補助の概要	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、施設整備に必要な経費の補助を行います。本事業は、すでに建設が終了している施設への、過去(7～12年度)に行った分割補助の残額分のみとなります。				
根拠	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	建設費を助成するなら、区民の利用が優先されるといった優遇措置が設けられるように努めるべきである。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
区が施設整備の補助金を交付するにあたっては、協定書や補助金交付決定通知において区民の優先利用を定めており、今後も同様の取り扱いとする。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	この補助金を交付したことにより、区外の特別養護老人ホーム300床分を、入所調整の対象として確保することができました。そのことから、入所施設を整備充実させると同時に、入所施設での総合的サービスを展開するという本事業の目的に対し、適切な効果を発揮しているものと評価します。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
E その他	本事業は、新規受付を終了しているため、評価しない。

【4つの視点への意見】

役割分担

補助事業自体は、過去に確保した施設整備の分割支払いの残額分であることを確認した。

目的の妥当性

介護保険計画の趣旨にも合致し妥当である。

【その他の意見】

将来的に無くなる補助事業であるため、計画事業31(介護保険サービスの基盤整備)との関わりで検討し、今後の第5期介護保険事業計画策定に活かすことが必要である。

基本目標		個別目標	1	経常事業	特別養護老人ホーム運営助成等	
補助事業	22	特別養護老人ホーム運営助成等			事業開始	平成17年度
補助の目的	特別養護老人ホームあかね苑及び北新宿特別養護老人ホームは、介護保険導入以前に区立の施設として開設し17年度に自主事業化しました。これらの施設に対し、利用者サービスの維持・向上など、区民等の要望に応えられる施設となるため運営費等に要する経費の一部を補助することを目的とします。					
補助の概要	特別養護老人ホームに対し運営費・施設整備費・あん摩マッサージ指圧師加算等を交付します。					
根拠	新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	特別養護老人ホームの入所希望者が1,000名を超える状況の中、東京都の助成金制度が適用されない特別養護老人ホームに補助金を交付したことは、区民の高齢者福祉に対する期待に応え、ひいては区民サービスの維持向上に寄与しています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	個別目標の「だれもが互いに支えあい、安心してらせるまち」づくりのために、入所できない方への対応を踏まえた事業を構築する必要がある。それが不可能であれば、不公平感がでないように補助金のバランスを検討すべきである。

【4つの視点への意見】

目的の妥当性

平成17年度から自主運営化した時の経緯を踏まえ、区が補助を行っている事情は理解できる。

【その他の意見】

施設の絶対数が不足している現状では、施設を増やすという選択もふくめて介護保険制度運営全体の中で検討すべきではないか。

補助金の交付により安定した施設運営に寄与していることは理解できるが、毎年前金払い方式で100%となっている点に疑問を感じる。

基本目標		個別目標	1	経常事業	福祉サービス第三者評価受審の促進
補助事業	23	サービス評価事業(福祉サービス第三者評価受審費用助成)			事業開始 平成15年度
補助の目的	福祉サービス第三者評価を受けることにより、提供するサービスの質を事業者自身が自ら向上させるとともに、利用者が事業者を選択する際の資料の一つに資することを目的とします。				
補助の概要	東京都福祉サービス評価推進機構に認定された評価機関の中から事業者が自ら評価機関を選定し第三者評価を受審することで要した経費に対して、一定の上限額の範囲で全額補助します。				
根拠	新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	第三者評価は大事な制度ではあるが、本質的には事業者が自ら受審すべきものである。制度当初の呼び水的な役割としての助成制度であるなら理解できるが、評価体制の充実度をよくみて対応すべきである。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
本事業は、サービス評価事業者が第三者評価の受審を促進するため、受審費用の一部を補助する呼び水的事業で、東京都の補助金事業である。このため、東京都が事業を廃止すれば区も廃止する。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	本事業の総合評価は「効果を発揮している」です。理由は、この補助金を交付したことにより、第三者評価が促進され、事業者は自らの課題を把握でき、サービスの質の向上が図られたからです。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	福祉サービス第三者評価は重要な制度であるが、多くの特質をもつ中小事業者が、事務負担が大きいため受審できないなど、福祉サービス第三者評価受審費用助成だけでは目的の達成が難しい状況である。多くの事業者が第三者評価を意味あるものとして捉えるような働きかけをしていくとともに、補助の実効性の面からも検討すべきである。

【4つの視点への意見】

役割分担

事業者の透明性や公平性維持のため、役割分担は明確である。

目的の妥当性

福祉サービス第三者評価受審費用助成は事業者の質の向上に係わることとなるための確である。

ただし、事業者の受審を促進することで事業所の透明性を確保し、利用者が事業者を選択する際の資料の一つとする目的に関する区の取組み姿勢は弱い。

基本目標		個別目標	1	経常事業	介護サービス事業者の質の向上
補助事業	24	介護福祉士資格取得費用助成			事業開始 平成21年度
補助の目的	区内の介護保険サービス事業所に勤務する介護職員が介護福祉士資格を取得することを支援することで、事業所が提供する介護サービスの質を向上させることを目的とします。				
補助の概要	介護福祉士の受験料と受験のための講座受講料に対し、上限62,800円の範囲内で実際に要した金額の1/2を補助します。				
根拠	新宿区介護人材確保・育成事業実施要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	総合評価は「効果を発揮している」となります。理由は、介護保険サービスに従事する人材の確保・育成支援を目的とした本事業は、初年度に予定人数の6割の費用助成決定があり、さらに介護人材に対するスキルアップのための支援は、区内の介護保険サービスの質を向上させることにつながり、実際にサービスを受ける区民にとって有益なものだからです。			B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>第5期介護保険事業計画にも継続して、スキルアップとサービスの向上を目指す対策として取り組むことを期待する。</p> <p>ただし、費用助成を受けていながら、区のアンケートに回答しない者もあり、この点をどのように考えるのが今後の課題である。職業選択の自由を縛ることはできないが、費用助成を受けた者の役割としての認識が弱いのでは、区が認識させていないのではないかと。</p>

【4つの視点への意見】

役割分担

区が介護従事者のスキルアップを支援して雇用を確保するとともに、利用者の利便に結びつくことを期待する。

目的の妥当性

資格としてキャリアパスに反映させるとともに、雇用者の処遇改善のインセンティブとなることから大切である。

効率性・代替手段

受験費用や講座受講費用を助成することで、特に若い人材の確保が期待できる。

【その他の意見】

補助を受けた者で、区のアンケートに回答しない者がいるのであれば、補助に当たって、結果報告義務を条件とするよう改善すべきである。

なお、一定期間経過後をもって、この補助事業を打ち切ることも視野に入れる必要があるだろう。

基本目標		個別目標	1	経常事業	特別養護老人ホーム等運営助成・維持管理
補助事業	25	医療介護支援事業			事業開始 平成19年度
補助の目的	新宿区内に存する特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、医療処置を必要とする区民の受入れに要する費用の一部を補助することにより、医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備に質することを目的とします。				
補助の概要	新宿区内の特別養護老人ホームのうち、胃ろう等医療処置を必要とする者を一定数受け入れ、かつ配置基準を超えて人員配置する施設に、人件費等を補助します。				
根拠	新宿区医療介護支援補助金交付要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	高齢化が進む現状では地域で安心して暮らしていくための支援の一つとして、特別養護老人ホームにおける医療処置者の受入体制の整備は重要です。今後も社会情勢を踏まえながら継続して支援を実施していく必要はあります。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	制度の改定によって変化する可能性があり、支援内容については、法制度の変更等に併せて見直していくことが必要である。

【協働の視点の意見】

年々要介護度の高い高齢者が増加する中で、補助事業としての対応では限界がある。入院よりは生活を重視した地元の特別養護老人ホームに入所し、地域で安心して暮らせるための支援策の一つであり、他の事業とも併せて実効ある事業となるように皆で知恵を働かせることが必要である。

基本目標		個別目標	1	経常事業	保護司会への事業助成
補助事業	26	保護司会への事業助成			事業開始 昭和39年度
補助の目的	青少年非行防止・地域環境浄化活動の推進を図り、区民と行政による安心してくらするまちづくりを行います。				
補助の概要	青少年非行防止・地域環境浄化活動の普及啓発事業を助成しPR効果を高めます。				
根拠	新宿区保護司会事業補助金交付要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	保護司会の活動の重要性から支援することは理解できるが、見直し案で示された事業はふさわしいものとは思えない。むしろ、保護司の活動の周知とか、理解を深めるといった活動への助成の方が良いのではないか。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
犯罪や非行を犯した人の立ち直りを地域で支えるボランティア団体として、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に取り組んでいる保護司会の事業について助成することは適切である。保護司会は、活動や連携行事を通して、保護司活動の周知と理解を深める活動を行っている。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	犯罪を犯した人の立ち直りを地域で支える活動を行うボランティア団体として、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に積極的に取り組んでおり、保護司会の事業に助成することは、助成目的に合致し評価できます。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、検証を行うべき	保護司会の役割は重要であるが、真に保護司会の活動である事業に補助を行うべきである。新宿区保護司会事業補助交付要綱第2条に掲げた事業に直結するような事業として再検討する必要がある。

【4つの視点への意見】

役割分担

保護司の役割の重要性を社会的に認識徹底させることや、青少年等を見守るための地域関係団体との関係強化、後継者の確保に向けた取り組みなど、区が担うべき役割は大きい。

効率性・代替手段

新宿通りパレードは広報活動として効果があると思われるが、「新宿区保護司会事業補助金交付要綱」第2条の補助対象事業(「青少年健全育成活動」「社会環境の改善活動に関する事業」)からはやや離れているのではないか。

また、平成17年度補助金審査委員会で「方法などの見直しが必要」とされているが、区としては、団体補助を事業補助にただけである。今後、区は、保護司会の活動の周知や理解を深める事業のほか、保護司会本来の事業助成の趣旨に沿った補助内容となるよう、再検討する必要がある。

【協働の視点の意見】

青少年の非行問題など社会環境の浄化が喫緊の課題である。地域や若者を巻き込んだ新しいネットワークの形成を目指して、地域関係団体との強化をさらに推進して欲しい。

また、区民の協働で取り組む企画を公募してはどうか。

基本目標		個別目標	1	経常事業	精神障害者施設整備助成 心身障害者小規模通所施設事業運営助成
補助事業	27	障害者就労支援施設事業運営助成			事業開始 平成21年度
補助の目的	障害福祉サービスに移行した小規模通所施設を運営する社会福祉法人に対し事業運営補助を行い、安定的な施設運営とともに利用者支援の充実を図ります。また、旧精神障害者共同作業所から新体系に移行した法人の経営の安定化をサポートし、精神障害者の福祉の向上を図ります。				
補助の概要	障害福祉サービスに移行した小規模通所施設を運営する社会福祉法人及び旧精神障害者共同作業所から新体系に移行した法人に対して運営費の助成を行うことで、安定運営とともに重度障害者対応を含めた利用者支援の向上を図ります。				
根拠	新宿区心身障害者小規模通所施設事業補助金交付要綱 新宿区精神障害者就労移行支援施設運営助成補助金交付要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	理由は、利用者に支障をきたすことなく運営でき、また、支援員の増配置により重度障害者対応とサービス水準の維持ができたことです。			B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	事業の主旨は理解できるが、前金払いについては見直しが必要である。

【4つの視点への意見】

役割分担

障害者自立支援法施行に伴って、区が事業者の運営基盤の整備費用を補助していることは妥当である。

目的の妥当性

利用者支援の視点から、きめ細かいサービス提供は評価できる。

基本目標		個別目標	2	経常事業	障害者福祉活動事業助成等
補助事業	28	障害者福祉活動事業助成			事業開始 平成15年度
補助の目的	障害者の自立と社会参加を促進する自主活動を援助するため、助成金を交付し、心身障害者の福祉の増進を図ります。				
補助の概要	障害者の自立と社会参加を促進する目的で行う、学習・研修事業、調査研究事業、福祉教育事業並びに啓発事業、福祉器具・機材の開発整備事業、他の模範となる事業等に要する経費の一部を助成します。				
根拠	新宿区障害者福祉活動基金条例 新宿区障害者福祉活動基金条例施行規則				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	団体の活動状況の効果検証を行っているのか。効果検証を受けて、団体の活動に助言を行うことも考えるべきではないか。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
実績報告書及び中間報告書により、団体の自主性を尊重しながら、効果を最大に上げるための必要な助言等を行う。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	当事者等の自主的活動に対して、基金の運用収入を活用しているため効率的であり、実績報告を通して各団体の事業遂行状況を確認しています。当事業により障害者の自立及び社会参加が促進されています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	目的はほぼ達成されている。ただし、新規参入を促す対策が必要である。 また、支出方法について、前金払から概算払いへの移行や、幅広い募集方法の検討を要するという課題を明記されたい。

【4つの視点への意見】

役割分担

補助対象者が自主的に事業展開をしていることは評価する。

また、実績報告時に各団体から提出される事業評価シートに基づいて、運営上の問題点や利用者の満足度を区として把握していることは評価する。

目的の妥当性

障害者への自立支援に直結する目的の補助としては妥当である。

【協働の視点の意見】

3年間新規参入事業者がないことや団体の高齢化などを踏まえ、新たな事業者参入を支援する対応などを検討する必要がある。

基本目標		個別目標	2	経常事業	高齢者クラブ連合会事業助成
補助事業	29	高齢者クラブ連合会事業助成			事業開始 昭和47年度
補助の目的	高齢者の積極的な社会参加を促進することで、共に支えあう地域社会の実現をめざしています。				
補助の概要	新宿区高齢者クラブ連合会が行なう自主事業の実施経費の一部を助成することで、高齢者の社会参加の機会づくりを支援しています。				
根拠	新宿区高齢者クラブ自主運営事業助成要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	現在の助成対象が高齢者の生きがいに資するものであるならば問題ないが、会員数の減少している状況から見て魅力的なものかどうか疑問がある。 高齢者クラブの活動や高齢者の生きがいを、趣味・娯楽に限定して考えていないか。高齢者の実態もずいぶん変わっており、社会貢献活動等の取り入れも考えたほうが良いのではないか。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
高齢者にとって、活動の成果を発表できる福祉大会等を開催することは、生きがいづくりに直結し、意義は大きいですが、高齢者の社会参加、地域福祉の更なる増進を図りながら、同時に補助金を無駄なく有効に活用するよう、機会あるごとに要請していく。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	高齢者福祉大会では、多数の参加があり盛況です。 参加者同士及び地域高齢者の交流の場にもなっており、欠かせない存在です。 高齢者クラブを続けていく目標にもなっています。 高齢者クラブの活動も活発になっています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	高齢化社会が進む中で高齢者クラブ連合会の事業へ助成する意義は認めるところである。 しかし、多様な価値観がある中で、従来の事業内容を継続するために補助を行う仕組みでは、補助の目的に合わないと考え、高齢者のお楽しみ場の確保しつつも、社会参加が真に必要とされる新規メンバーが加入できる、加入したくなるような活動に補助することが望まれる。

【4つの視点への意見】

目的の妥当性

平成17年度補助金検討委員会の指摘に対して、適切な対応はとられているとはいえない。目的そのものに検討の余地がある。

効率性・代替手段

高齢者の知的好奇心を充足するような活動を期待したい。

【協働の視点の意見】

単位クラブのメンバーの高齢化が進む一方で、団塊の世代の未加入と言う両極化の問題を抱えており、その面からの対応策が十分ではない。団塊の世代を参加させるため、その世代の得意分野を企画に取り入れるなどの工夫はできないか。

基本目標		個別目標	2	経常事業	高齢者クラブへの助成等
補助事業	30	高齢者クラブバス派遣			事業開始 昭和55年度
補助の目的	高齢者の積極的な社会参加を促進し、共に支えあう地域社会の実現を目指します。				
補助の概要	高齢者クラブ等がバスを利用して行なう自主事業を実施するにあたり、バス借り上げ費の一部を助成することで高齢者の社会参加の促進を目指しています。				
根拠	新宿区高齢者クラブバス用バス借り上げ費助成要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	現在の助成対象が高齢者の生きがいに資するものであるならば問題ないが、会員数の減少している状況から見て魅力的なものかどうか疑問がある。 高齢者クラブの活動や高齢者の生きがいを、趣味・娯楽に限定して考えていないか。高齢者の実態もずいぶん変わっており、社会貢献活動等の取り入れも考えたほうが良いのではないか。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
クラブ会員が年々減少傾向にある実態にあわせ、小人数での研修旅行に対応できる中型バスを導入した。また、受益者負担の見直しも行い、定率補助に改定することとした。連合会の研修旅行では、バス内で介護保険制度や友愛活動等高齢者クラブ活動研修用ビデオを上映し、学習会を開き意見や感想を発表し合った。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	高齢者クラブの研修旅行等に助成することは、高齢者のいきがい作りや引きこもり防止に有効です。 高齢者クラブ連合会が主宰する研修旅行と歩行会には多くの高齢者が参加し、相互の交流を図りつつ、健康の維持にもつながっています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
D 廃止の方向で検討すべき	バス派遣補助事業で高齢者のひきこもりなどがどの程度防止できたのか明らかでなく、目的の妥当性として適切という内部評価は疑問である。また、バス利用は受益者負担が原則と考える。 今後、社会情勢を踏まえた検討の必要がある。高齢者クラブ連合会事業助成と併せて検討する必要がある。

【4つの視点への意見】

目的の達成状況

新規メンバーが入らず、クラブ会員のメンバーが固定化されつつある現状においては、「高齢者の積極的な社会参加を促進することで、共に支えあう地域社会の実現を目指す」という目的が達成されているとは言いがたい。

【その他の意見】

社会情勢の変化を踏まえ要綱の見直しが必要ではないか。

基本目標		個別目標	2	経常事業	住み替え居住継続支援
補助事業	31	住み替え居住継続支援			事業開始 平成17年度
補助の目的	<p>住宅の取り壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった高齢者等に、転居にかかる費用を助成し、居住の継続、安定を図る。</p> <p>区立住宅の使用承継を受けられない世帯に転居費用を助成し、居住の安定を図る。</p> <p>離職に伴って住居喪失状態になっている区民（離職退去者）が、賃貸住宅に入居するまでの一時的な居住先を確保するための費用助成を行い、居住の安定を図り、雇用の安定と福祉の向上に資する。</p>				
補助の概要	<p>民間賃貸住宅の立ち退きを求められている高齢者等に対して、家賃差額と転居費用を助成する。</p> <p>区立住宅の承継を受けられなかった世帯に転居費用を助成する。</p> <p>離職退去者に一時的な居住先確保のための支援を行う。</p>				
根拠	新宿区住み替え居住継続支援要綱 新宿区離職退去者一時居住緊急支援要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	社会的弱者への住宅対策の一つとしての激変緩和措置と考えれば理解できる。

【内部評価の状況（平成22年7月）】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	この補助金を交付による経済的な支援を行ったことにより、円滑な転居及び居住の安定並びに福祉の向上に資することができたため、当補助事業は効果を発揮していると判断します。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果（平成22年10月）】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>セーフティネットとしての事業の必要性は認識する。</p> <p>社会経済情勢の変化を見極めつつ、他の福祉や居住環境整備の施策などとの連携を図りながら、居住者のニーズを把握して、真に必要とする対象者に柔軟に対応できるような制度となるよう、総合的で効果的な仕組みを検討して欲しい。</p> <p>また、支援を必要とする者が制度を利用できるよう、関係事業者との連携や周知方法の工夫について、さらに努力されたい。</p>

【その他の意見】

事業を広くPRするとともに、改革方針に書かれているように住宅に困っている対象者の情報を広く収集する方法を模索して欲しい。

また、高齢者に対する居住支援については、補助事業33「高齢者等入居支援」との連携を考慮されたい。

基本目標		個別目標	2	経常事業	子育てファミリー世帯居住支援
補助事業	32	子育てファミリー世帯居住支援(転入・転居助成)			事業開始 平成17年度
補助の目的	区外から区内の民間賃貸住宅に転入する子育てファミリー世帯へ転入にかかる費用の助成及び子の成長に伴い、区内の民間賃貸住宅に転居する子育てファミリー世帯へ転居前後の家賃差額と移転費用を助成することにより、義務教育修了前の子を扶養する世帯の居住環境の安定を図ります。				
補助の概要	義務教育修了前の児童を扶養・同居する世帯が、区内の民間賃貸住宅に住み替える場合、賃貸契約時の費用または転居前後の家賃の差額と引越し費用の一部を助成します。				
根拠	新宿区転入転居助成要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	各年度とも実施件数が予定数に近いことから、概ね計画どおり事業を推進できたことから、効果を発揮していると考えます。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>必要な事業と認識する。より執行率を高めるため、さらにPRして、積極的に進めて欲しい。</p> <p>子育て世帯の居住促進・継続は、子育てしやすいまちづくりの一環として、区における重要な少子化対策の1つである。</p> <p>この制度が目的に対しどのような効果を挙げているか、十分検証されたうえで、制度の充実を図って欲しい。</p>

【その他の意見】

ひとり親世帯に対し、補助事業31「住み替え居住継続支援」、33「高齢者等入居支援」、35「民間賃貸住宅家賃助成」との関連を、わかりやすく周知する必要があるのではないか。

社会経済状況の変化を見極めつつ、総合的かつ効果的な取組みを検討されたい。

基本目標		個別目標	2	計画事業	39	特別な支援を必要とする人への支援	
補助事業	33	高齢者等入居支援				事業開始	平成19年度
補助の目的	保証人が見つからないことで民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯等の円滑な転居及び居住の安定を図ることを目的とします。						
補助の概要	保証人が見つからず、区内の民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯等に対し、区と協定を結んだ保証会社を紹介するとともに、65歳以上を含む世帯、障害者世帯、ひとり親世帯には保証料の助成を行います。						
根拠	新宿区高齢者等入居支援事業実施要綱						

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	本事業は、区が実施する住み替え相談から当事業の申請につながることが多くありますが、21年度は当該相談で住み替えに至った方のうち、住み替え促進協力店の協力により当事業を利用せずに入居できた方が多かったことなどから、目標に達しませんでした。しかし、特別な支援を必要とする方への円滑な入居や居住の安定を図ることができたことから、事業全体として効果を発揮していると判断します。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	セーフティネットとしての事業の必要性は認識する。 31「住み替え居住継続支援」同様、他の福祉や居住環境整備の施策などとの連携を図りながら、居住者のニーズを把握して、真に必要とする対象者に柔軟に対応できるような制度となるよう、総合的で効果的な仕組みを検討して欲しい。

【協働の視点の意見】

住宅に困る高齢者は、入居後の生活面においても不安があり、その他の生活相談も必要とする。福祉部の高齢者担当課で所管し、民生委員・保護司等との連携を図って総合事業とすれば、高齢者も保証会社も安心して制度を利用できるのではないかと。

【その他の意見】

行政がこの事業を必要とする対象者を把握することは限界があるため、PRなど工夫をして欲しい。

基本目標		個別目標	2	計画事業	39	特別な支援を必要とする人への支援	
補助事業	34	災害時居住支援				事業開始	平成20年度
補助の目的	被災世帯の経済的支援と居住の安定を目的とします。						
補助の概要	火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなった世帯が、一時的な居住場所として民間賃貸住宅等に入居した場合に、住宅確保に要した費用を助成します。						
根拠	新宿区災害時居住支援助成要綱						

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	火災等の災害により住宅を失ったりした世帯で、一時的な居住先を確保した世帯のすべてに居住支援を行い、被災世帯の早期の生活再建と区内居住の継続に効果をあげています。		B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	セーフティネットとしての事業の必要性は認識する。

【その他の意見】

必要とする被災者に十分対応できるよう、状況によっては助成日数を増やす等のきめ細かい対応も含めた効果的な支援を検討されたい。

基本目標		個別目標	2	経常事業	民間賃貸住宅家賃助成	
補助事業	35	民間賃貸住宅家賃助成			事業開始	平成10年度
補助の目的	区内の民間賃貸住宅に居住し、または、居住しようとする世帯の家賃負担を軽減することにより、子育て世帯及び学生・勤労単身者世帯の居住継続及び地域の活性化を図ります。					
補助の概要	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養する世帯及び18歳以上28歳以下の学生・勤労単身者世帯に対し、家賃の一部を助成します。					
根拠	新宿区世帯向家賃助成要綱 新宿区学生及び勤労単身者向家賃助成要綱					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	各年度とも実施件数が予定数に到達し、計画どおり事業を推進できたからです。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>必要な事業と認識するので、改革方針に沿って努力して欲しい。</p> <p>子育て世帯の居住促進・継続は、子育てしやすいまちづくりの一環として、区における重要な少子化対策の1つである。</p> <p>この制度が、子育て世帯や学生・勤労者の居住継続・地域活性化という目的に対し、それぞれどのような効果を挙げているか、十分検証されたい。</p>

基本目標		個別目標	2	計画事業	40	分譲マンションアドバイザー制度利用助成	
補助事業	36	分譲マンションアドバイザー制度利用助成				事業開始	平成20年度
補助の目的	分譲マンションに関する各種アドバイザー制度を利用した管理組合に対し、派遣料の一部を助成することにより、分譲マンションの適切な維持管理の促進と円滑な建替え又は改修を支援します。						
補助の概要	(財)東京都防災・建築まちづくりセンターの実施する「管理アドバイザー制度」又は「建替え・改修アドバイザー制度」を利用した管理組合に対し、派遣料の一部又は全額を助成します。						
根拠	新宿区分譲マンションアドバイザー制度利用助成要綱						

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果が十分でない	<p>助成実施件数が目標値に達しませんでした。</p> <p>これは、区が実施するマンション管理セミナー等の際にパンフレットを配布するなどにより、当事業が少しずつ周知されてきたものの、まだ十分に浸透していなかったことが考えられます。そのため、分譲マンションの適切な維持管理の促進と円滑な建替え又は改修について、効果が十分でないと判断しました。</p>		C 目標を下回った	C 目標を下回った

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
D 廃止の方向で検討するべき	<p>平成20年度に開始した事業ではあるが、執行率が非常に低く、区民に求められている事業とはいえないのではないかと。</p> <p>マンションの維持管理促進と建替え・改修について、行政として何らかの支援は必要であるが、本事業は実績も低く効果が十分ではないため、いったん廃止し、他の方法を考えたほうが良いのではないかと。</p>

基本目標		個別目標	2	経常事業	住宅建設資金融資あっ旋利子補給	
補助事業	37	住宅建設資金融資あっ旋利子補給			事業開始	平成10年度
補助の目的	区民が居住する住宅の居住性の向上及び居住の継続を図ることを目的とします。					
補助の概要	協定金融機関に住宅資金の融資をあっ旋し、融資金の返済を確認した上で利子の一部を補給する。					
根拠	新宿区住宅建設資金融資あっ旋要綱					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果が十分でない	この3年間、新規の融資あっ旋利用者がなく、実績があがっていません。予算の執行率が低く、効果は十分とはいえません。	D 目標を下回った	C 目標を下回った	改正 制度改 正等

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
D 廃止の方向で検討すべき	補助の規模・金額が非常に小さく、中途半端である。20・21年度とも、利用実績が1件のみであり、必要とされる事業とはいえないのではないかと、民間の融資が充実してきているので、民間に任せ、本事業は廃止とすべきである。

基本目標		個別目標	3	経常事業	消防団活動への振興助成
補助事業	38	消防団への事業助成（3消防団）			事業開始 昭和22年度
補助の目的	基本施策目標である「災害に強い体制づくり」の実現に向けて、地域の防災リーダーである消防団の活動を支援することにより、地域の防火防災活動力の強化を図ります。				
補助の概要	消防団の安全で安心な地域社会づくりへの取組みや地域住民との協働による防火防災活動等を支援しています。				
根拠	消防団事業に対する補助金交付要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	消防団の活動が、住民に理解されるよう区としても考えていくべきではないか。
答申を踏まえた区の取組み状況（平成19年2月）	
各消防団が行う事業のうち、区民の利益に直接的に結びつく事業を限定列挙し、これに要する経費について対費用効果等を考察し、その一部を補助する仕組みに改めた。また、消防団の活動を区民にみえるかたちでPRし、消防団員と防災区民組織及び地域住民との連携による有機的な防災体制づくりに協力していく。	

【内部評価の状況（平成22年7月）】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	消防団は、区民に最も身近な防火防災活動団体として、火災予防活動及び催事の警戒活動など火災や事故発生防止に努めるなど地域住民からも信頼を得ています。また、災害に備えた区民の防火防災意識啓発や訓練指導、消防団ポンプ操法大会等を通じた消防団の活動能力の向上も図られており、地域の防火防災活動力の強化が図られています。	B 目標どおり	B 目標どおり	B 目標どおり

【内部評価に対する外部評価結果（平成22年10月）】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、検証を行うべき	消防団への補助の内容が、平成17年答申時点とほぼ同額・同内容となっており、助成基準から見ても実質的には団体助成のままと言わざるを得ない。 区は、必要な事業についての経費を助成していく方向へ見直していくべきである。

【協働の視点の意見】

消防団活動への補助は協働の視点から意義あるものと言えるが、企業・学生も取り込み、地域と企業・学生が協働できる仕組みの構築をすすめていくことで、消防団の活性化にも繋がるものとしていく必要があるのではないかと。地域の防火・防災力の維持・向上のためには、団員の確保をはじめとして各種消防団活動の活性化、地域住民の防火防災活動への参加・協力等が推進されることが欠かせないが、この補助金の交付がこうした地域の防火・防災力の強化や地域との連携・協働の観点から十分な成果を挙げているのか、検証していくことが必要である。

【その他の意見】

団体助成から事業助成への移行が十分でなく、さらに改善に向けた見直しが必要である。

平成22年4月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、対象活動経費が明記されたのは一歩前進だが、補助金額の算定基準は団体助成を伺わせる基準のままとなっている。そのうえ、少なくとも平成13年度以降、毎年度3消防団にそれぞれ一定額が交付され続けており、執行上はまず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言いがたい。

また、この観点からも、概算払いが適当であるとの監査委員の指摘は妥当であり、これに対して依然として前金払いとなっているので、十分な検討が速やかに行われるべきである。

基本目標		個別目標	3	経常事業	防火防災協会及び防犯協会への事業助成
補助事業	39	各種団体への事業助成（防火防災協会 3協会）			事業開始 平成3年度
補助の目的	基本施策目標である「災害に強い体制づくり」の実現に向けて、防火防災協会の活動を支援することにより、地域の防火防災活動力の強化を図ります。				
補助の概要	災害に強い体制づくりに向けて防火防災協会が実施する地域の安全・安心まちづくりのための活動や地域住民との協働による防火防災活動を支援します。				
根拠	防火防災事業に対する補助金交付要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支出するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなどそれぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。
答申を踏まえた区の取組み状況（平成19年2月）	
協会に対する包括的な補助ではなく、具体的に各協会が行う事業のうち、区民の利益に直接的に結びつく事業を列挙し、これに要する経費について対費用効果等を考察し、その一部を補助する仕組みに改める。また、補助金を支出する立場から、区の意向が協会の事業に反映されるよう求めていく。	

【内部評価の状況（平成22年7月）】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	防火防災協会の取組みの結果、四谷消防署管内では平成22年2月10日に「火災による死者ゼロ：4,000日」を達成し、防火防災意識の普及や防火防災行動力の向上が図られるなど大きな成果を上げています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果（平成22年10月）】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、検証を行うべき	事業の目的が、団体の活動を支援することに重点が置かれており、団体助成から事業助成への移行が十分でない。 補助の目的が不明確であり、なお改善に向けた見直しが必要である。

【4つの視点への意見】

効率性・代替手段

消防団事業に対する補助金交付要綱と、防火防災事業に対する補助金交付要綱に定める補助金交付事業は、重複しているところがある。地域の防火活動の強化のために公費で補助すべき事業としての必要性について、検討すべきである。

目的の達成状況

支出は主に「分担金」や「リーフレット購入」等で、補助金を使って他の組織・事業に補助をしているかのようにみえる。独自の事業があるべきではないか。

【協働の視点の意見】

地域・学生・企業が協働する組織による活動のほうが、災害時に効果的ではないか。

災害に強い地域体制の醸成を図るためには、区民の防火防災意識の普及・啓発や地域の防火・防災力の向上等が必要であるが、この補助金の交付が災害に強い地域体制の醸成や地域との連携・協働の観点から十分な成果を挙げているのか、検証していくことが必要である。

【その他の意見】

平成21年6月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、対象活動経費が明記されたのは一歩前進だが、補助金額の算定基準が事業の補助対象経費の2分の1以内とされているものの、少なくとも平成13年度以降、毎年度3防火防災協会にそれぞれ同額の18万円が交付され続けており、執行上まず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言い難い。

また、この観点からも、概算払いが適当であるとの監査委員の指摘は妥当であり、これに対して依然として前金払いとなっているので、十分な検討が速やかに行われるべきである。

基本目標		個別目標	3	経常事業	防火防災協会及び防犯協会への事業助成
補助事業	40	各種団体への助成事業 (防犯協会 4協会)			事業開始 昭和39年度
補助の目的	区の政策目標である、安全・安心のまちづくりを実現するため。				
補助の概要	防犯協会が行う、地域住民との協働による地域安全活動を支援するため。				
根拠	地域の防犯活動に対する補助金交付要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支出するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなどそれぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
これまでのような協会に対する包括的補助ではなく、具体的に各協会が行う事業のうち、区民の利益に直接的に結びつく事業を限定列挙し、これに要する経費について対費用効果等を考察し、その一部を補助する仕組みに改める。また補助金を算出する立場から、区民の意向が協会の事業に反映されるように求めていく。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	新宿4警察署の防犯協会による啓発活動を実施したことにより、防犯知識・意識の高揚に繋がり、「自分達のまちは自分達で守る」といった自主防犯活動に対する普及活動に一定の成果を見せており、ボランティア団体も年々増加しています。また、犯罪発生件数については、ほぼ横ばいに推移しており、更に区内の安全・安心まちづくりを効率的・効果的に推進していくため、補助を継続とします。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、検証を行うべき	事業の目的が、団体の活動を支援することに重点が置かれており、団体助成から事業助成への移行が十分でない。 補助の目的が不明確であり、なお改善に向けた見直しが必要である。

【4つの視点への意見】

効率性・代替手段

「地域の防犯活動に対する補助金交付要綱」第3条第4号に規定された補助対象事業「青少年の健全育成を図るために行うスポーツ活動及び非行防止活動に関する事業」については、補助事業7番「地区青少年育成委員会活動への支援」事業との連携は図られているのか。その関係が明確でない。

目的の達成状況

防火防災協会と同様に、補助金を受け入れて他の組織・事業に補助をしているかのように見える。独自の事業があるべきではないか。他の事業と競合するところが見受けられるため、補助対象事業について整理する必要がある。

【協働の視点の意見】

社会情勢の変化に合わせ、NPO法人やPTA、商店会、販売店、企業、マンション管理組合などと協働の組織を構築すべきではないか。

地域の防犯力の向上のためには、地域住民の防犯に対する意識の啓発・高揚や青少年の健全な育成等が必要であるが、この補助金の交付がこうした地域の防犯力の向上や地域との連携・協働の観点から十分な成果を挙げているのか、検証していくことが必要である。

【その他の意見】

防犯協会としてすべきことはもっとあるはず。知恵を出して欲しい。

平成21年6月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、補助金額の算定基準や対象活動経費が明確にされたのは一歩前進だが、補助金額の算定基準については4防火防災協会に対する補助金額の上限が同額の225,000円と記載され、また、少なくとも平成13年度以降、毎年度4防火防災協会に対して同額の225,000万円が交付され続けており、執行上まず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言い難い。

また、この観点からも、概算払いが適当であるとの監査委員の指摘は妥当であり、これに対して依然として前金払いとなっているので、十分な検討が速やかに行われるべきである。

基本目標		個別目標	3	経常事業	地域防災コミュニティの育成
補助事業	41	地域防災コミュニティの育成(防災区民組織の育成204組織)			事業開始 平成11年度
補助の目的	防災区民組織への活動助成による平常時の減災活動の促進、災害時の初期消火活動や救護活動をはじめとする応急対策活動への備えなど自主防災体制の確立と地域防災コミュニティの育成を目的としています。				
補助の概要	防災区民組織の防災用資器材購入、防災訓練や啓発活動などに対し、組織の世帯数に応じた助成を行っています。				
根拠	新宿区防災区民組織活動助成金交付要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	必要性のある事業だが、世帯数に比した助成額という現行方式ではなく、個々の組織の活動実績に応じた助成に変更したほうが、より個々の組織の能力向上に資するのではないか。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
世帯に比した助成額支給を基本とするが、各組織の自主活動達成度を把握するための自己評価制度を導入し、活動が停滞している組織には防災指導員等を派遣して地域防災力を向上させる。活動実績に応じた助成金交付は、各組織から活動報告が提出されても十分な実績把握が困難である。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	防災区民組織の実態に合わせた活動助成を行うことで、各組織が幅広く防災活動に取り組み、地域の自主防災体制の確立・強化が図られています。また、防災活動を通じた地域のコミュニティ活動が促進されています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、検証を行うべき	団体助成から事業助成への移行が十分でなく、なお改善に向けた見直しが必要である。

【協働の視点の意見】

町会のみでなく、NPOや学生・事業所も参加できるシステムの構築が必要である。内部評価の「改革方針」に書かれた内容に期待する。

【その他の意見】

平成22年4月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、助成対象活動等一覧の見直し等が行われたことは一歩前進である。

しかし、助成額の基準が防災区民組織の世帯規模毎に5万円、6万円、7万円と助成上限額が定められ、これまで毎年度約200の防災区民組織に対してほぼ上限額と同額の補助金が交付され続けていることから、執行上まず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言い難い。また、この観点からも、概算払いが適当であるとの監査委員の指摘は妥当であり、これに対して依然として前金払いとなっているので、十分な検討が速やかに行われるべきである。(防災区民組織の世帯規模にしても、実際には数十世帯から3,000世帯を超える世帯までの幅があると思われる。現状の世帯規模による3段階の助成上限額設定は、この点からも実態に合わないのではないかと。))

地域における自主防災体制の確立のためには、防災区民組織の育成や活動能力の向上等が必要であるが、この補助金の交付がこうした自主防災体制の向上・活性化や地域との連携・協働の観点から十分な成果を挙げているか、検証していくことが必要である。

基本目標		個別目標	3	経常事業	がけ等整備資金融資あっ旋利子補給
補助事業	42	がけ等整備資金融資あっ旋利子補給			事業開始 昭和56年度
補助の目的	災害が発生するおそれのあるがけ及び擁壁の補修、改善を行おうとするものに対し、必要な資金の融資あっせん及び利子補給を行い、災害の発生を予防し、生命、財産の安全を図ることを目的とします。				
補助の概要	区内のがけ等の補修、改善のための経費を、区のあっせんする金融機関から融資を受けた所有者等にその利子の一部を補給します。				
根拠	新宿区がけ等整備資金融資あっせん及び利子補給要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果が十分でない	新規申込者が0件の状態が続いています。災害発生を予防する目的で構築された事業ですが、利用者がいなくては効果は不十分です。	D 目標を下回った	C 目標を下回った	改正 制度改正等

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
D 廃止の方向で検討すべき	事業の目的は妥当だが、利子補給の近年の新規申し込み実績が0なので、この事業としては一旦廃止とし、内部評価の「改革方針」に沿って、必要に応じて新たに有効な制度を検討していくべきである。

基本目標		個別目標	4	経常事業	民有灯及び商店街灯への助成
補助事業	43	民有灯の維持助成			事業開始 昭和38年度
補助の目的	私道上の照明灯（民有灯）の維持管理を行う町会等に対して、助成金を交付し負担を軽減することにより適切な管理を促し、区民の生活環境の向上と犯罪の防止を図ります。				
補助の概要	町会等が維持管理している民有灯に対して、電気料等を助成します。 一律3,000円 / 基・年				
根拠	新宿区民有灯の設置等に関する規則				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	助成額と実際のランニングコストとの差はどの程度あるか等実績額との検証も必要ではないか。

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	助成金の交付によって町会等の負担が軽減され、民有灯が適切に管理されることにより、安心・安全のまちづくりに効果を発揮していると評価します。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	町会・自治会等の役割・協力はどうか、社会情勢の変化も考慮に入れて、よく検討すべきである。また、補助単価や助成規定、支払方法についても見直しを要する。

【その他の意見】

民有灯の補助単価が妥当かどうか、実績との検証により見直しを行う必要があるのではないか。また、民有灯設置規則では、助成経費の内容が明らかではないので、具体的な内容の規定に改正すべきである。

街路灯も含め、民有灯・商店街灯の維持管理のコストパフォーマンスをよく検討すべきである。また、新宿区もエネルギー削減が義務付けられていることから、電球のエコロジー対応への更新を研究・推進して欲しい。

さらに、協働のまちづくりの観点からも、町会や商店街等の役割・協力はどうかということについて、社会情勢の変化も考慮に入れて検討すべきである。

補助金の支払方法について、事務処理の効率化の観点から「前金払い」が効果的で継続したいとしている。しかし、補助事業の適正な執行を担保する観点から、補助実績を確認し、補助目的が適正であるかを審査するためにも、監査委員の「概算払いが適当である」との指摘は妥当であり、支払方法の再検討が必要である。

基本目標		個別目標	4	経常事業	民有灯及び商店街灯への助成
補助事業	44	商店街灯の維持助成			事業開始 昭和38年度
補助の目的	商店街灯の維持管理を行う商店会等に対して助成金を交付し、商店街等の負担軽減を図ることにより、適切な管理を促し、区民の生活環境の向上と犯罪の防止を図ります。				
補助の概要	商店街が維持管理している商店街灯に対して、電気料の一部を助成する。				
根拠	新宿区商店街灯助成要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	助成額と実際のランニングコストとの差はどの程度あるか等実績額との検証も必要ではないか。

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	助成金の交付により、商店街灯が適切に管理され、商店街の活性化とまちの安全確保に寄与していることから、効果を発揮しているものと評価します。	B 目標どおり	B 目標どおり	B 目標どおり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	商店の減少・高齢化等、社会経済情勢の変化や、エコロジーの観点も考慮に入れ、実施内容をよく検討すべきである。また、支払方法についても見直しを要する。

【その他の意見】

街路灯も含め、民有灯・商店街灯の維持管理のコストパフォーマンスをよく検討すべきである。また、新宿区もエネルギー削減が義務付けられていることから、電球のエコロジー対応への更新を研究・推進して欲しい。

さらに、協働のまちづくりの観点からも、町会や商店街等の役割・協力はどうかということについて、社会情勢の変化も考慮に入れて検討すべきである。

補助金の支払方法について、事務処理の効率化の観点から「前金払い」が効果的で継続したいとしている。しかし、補助事業の適正な執行を担保する観点から、補助実績を確認し、補助目的が適正であるかを審査するためにも、監査委員の「概算払いが適当である」との指摘は妥当であり、支払方法の再検討が必要である。

基本目標		個別目標	4	経常事業	消費者活動事業助成等	
補助事業	45	消費者活動事業助成			事業開始	平成19年度
補助の目的	消費者基本法第26条に基づき、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進することを目的として、その活動成果を広く区民に普及啓発し、消費生活についての理解を深め、団体活動に参加する区民の拡大を目指します。					
補助の概要	消費者団体が行う公益性のある事業に対して、活動経費の一部を助成します。					
根拠	新宿区消費者活動促進等事業助成要綱					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	消費者基本法の趣旨を踏まえ、消費者活動の拡大促進を目的とした公募による事業助成制度であり、目的、補助対象、補助率ともに妥当です。また、公募制により積極的に周知することで、消費生活センターで活動している団体以外の消費者活動を掘り起こすとともに、幅広い消費者活動を促す契機にもなることから、効果的かつ効率的な手段です。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	区は公募団体の拡大だけではなく、事業実施から3年間に補助してきた団体の活動報告を検証し、区民の生活課題に密着した活動支援の整理をしていくことが重要である。そのうえで、より消費者活動の支援に貢献するような事業へ補助をしていくことが必要である。

【4つの視点への意見】

役割分担

各消費者団体が意欲的に事業を行っており、助成は妥当であるが、区は活動を始めたばかりの団体の育成にも力を入れるべきではないか。

また、改革方針にあるように、区も活動発表の場の提供や区民への周知の支援を積極的に行って欲しい。

効率性・代替手段

補助している事業の内容として、消費者保護に向けた事業が少ないように見受けられる。時代の変化、新しいニーズへの感度を高めることにより、効果的な補助に努めるべきである。

基本目標		個別目標	1	経常事業	たばこ商業協同組合への事業助成
補助事業	46	たばこ商業協同組合への事業助成			事業開始 平成3年度
補助の目的	環境美化の課題である路上喫煙やポイ捨て禁止などの啓発を、たばこ商業協同組合が主体となって区内のたばこ小売店が実施することで、効果的に喫煙者のマナーの向上を図ります。				
補助の概要	街の環境美化と喫煙者のマナーの向上を図るために、たばこ商業協同組合が実施する啓発事業や美化活動事業に対して経費の一部を助成します。				
根拠	新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
C 抜本的な見直し ・検証を行うべき	環境美化の観点からも、健康被害の観点からも、現状のままの形で存続させる意味があるのか。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
平成17年度に要綱を制定し、平成16年度までの用品配付から事業助成へと変更している。 さらに今後の事業のあり方について、たばこ組合と協議をすすめていく。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	喫煙者にとって最も身近なたばこ小売店が、様々な機会を通じて路上喫煙やポイ捨ての禁止などを啓発をすることによって、効果的に喫煙者のマナーの向上が図られ、環境美化に繋がったため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
D 廃止の方向で 検討するべき	団体助成から事業助成への移行が十分ではない。事業目的・補助金の使途や実績も不明確であり、この補助事業を存続させる必要性について疑問である。

【4つの視点への意見】

目的の妥当性

内部評価報告書に記載された内容では、たばこ商業協同組合に助成する必要性が明確でなく、補助目的が不明確であり、補助目的が妥当とはいえない。

効率性・代替手段

喫煙者に身近な販売事業者が事業展開することが、どう効果的であるのか、明確でない。
補助金の交付対象とした事業の内容であれば、NPO法人でも対応可能なのではないかと疑問。

目的の達成状況

この補助によって環境美化という目的達成にどのような効果を挙げたのか、不明確である。

【その他の意見】

平成22年1月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、助成対象経費の明確化が図られたことは一歩前進だが、これまで毎年度助成上限額と同額の100万円の補助金が交付され続けており、執行上はまず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言い難い。

しかも、購入したポリ製ゴミ袋がどのように活用されているのか不明であるなど、助成金の使途や実績が不透明であり、補助金が環境美化活動に効果的に活用されているか、検証されていない。

基本目標		個別目標	1	計画事業	51	新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付事業	
補助事業	47	新宿区ISO14001等認証取得費補助金				事業開始	平成19年度
補助の目的	<p>京都議定書の目標をわが国が達成するために、区としても区内における二酸化炭素排出量の削減を進める必要があります。特に区内の消費エネルギーのうち3分の2は産業部門と民生（業務）部門が占めており、その中でも多くを占める中小事業者の環境行動を進展させることが必須となっています。このため、区内の中小事業者における環境マネジメントシステムの認証取得を支援することにより、継続的な環境負荷の低減を図ります。</p>						
補助の概要	<p>新宿区内の事業所を対象に、新たにISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムを取得する事業者や、新宿区内の事業所に適用範囲を拡大する事業者に対し、対象経費の半額を助成します。</p>						
根拠	新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付要綱						

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果が十分でない	<p>ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証取得には審査が半年程度かかることから、年度内の取得が完了しない事業者については、次年度に申請するよう調整を行っています。補助金を交付した事業者からの取組み状況報告書では、取得前後での電気・水道・軽油使用量が大幅に削減されており、当補助制度が区内の消費エネルギーの削減に寄与したと考えられます。しかし、目標件数を大きく下回ったため効果が十分ではありませんでした。</p>	B 目標ど おり	B 目標ど おり	C 目標を 下回っ た

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、 検証を行うべき	<p>目標の達成状況が十分ではない。この制度自体の位置付けを再検討し、制度の抜本的な見直しを図る必要がある。</p>

【4つの視点への意見】

効率性・代替手段

ISO14001取得だけでなく、区、事業者、区民が協働する新宿区独自のエコ事業に補助をすること等も視野に、制度の抜本的な見直しを図ってはどうか。

【その他の意見】

改革方針でも触れられているが、認証を取得することのメリットが事業者にとってどこにあるのか、十分周知する必要がある。

事業者業務部門におけるCO2削減対策としてこの事業を重視する必要があるのなら、中小事業者の協力が欠かせないことから、中小事業者に魅力的なインセンティブを与えるため、中小事業者に対する補助上限額の見直しの必要性についても検討してはどうか。

基本目標		個別目標	1	計画事業	51	地球温暖化対策の推進(区民省エネルギー意識の啓発)
補助事業	48	新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金			事業開始	平成21年度
補助の目的	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した新エネルギー及び省エネルギー機器等の普及啓発を積極的に図り、もって地球環境の保全及び自然と人間が共生できるまちづくりを推進することを目的とします。					
補助の概要	区内において新エネルギー及び省エネルギー機器等を導入する者に対し、区が予算の範囲内において補助金を交付します。					
根拠	平成22年度新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付要綱					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を十分発揮している	当初、予定していた280件を上回る申請があり、さらに問合せが多かったため、急遽、補正予算を組んで対応することとなりました。 効果は十分発揮できました。			A 目標以上

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	区の省エネ削減目標達成のためにも、区民のニーズが高いこの事業を推進して欲しい。 補助対象とする機器やその価格の動向も注視し、常に事業目的を念頭に、補助単価の最適化が図られるような取組みを期待する。

【4つの視点への意見】

目的の達成状況

初年度としては、補正予算で事業費の増額を図るほどで、およそ目的を達成している。

【その他の意見】

地球温暖化対策に区民の積極的な参加・協力を求めるためには、区として国のCO2削減目標を踏まえ、新宿区の削減目標を明確に定めること、また補助事業を含めて、各種事業の実施がCO2削減にどのような成果を挙げるのかについて数値で具体的に示し、事業実施効果の見える化を行うことが必要である。

基本目標		個別目標	2	計画事業	59	樹木、樹林等の保護	
補助事業	49	保護樹木・樹林・生垣への助成				事業開始	昭和47年度
補助の目的	保護樹木等の剪定、落葉の処理、病害虫防除など樹木の維持に必要な管理費の一部や移植の費用を支援することにより保護し、貴重なみどりを守っていきます。						
補助の概要	当該交付を行う年度の10月1日に存する保護樹木等の本数、面積及び長さに基づき、維持管理費の一部を助成します。 保護樹木の移植の必要性が生じた場合に、その費用の一部を助成します。						
根拠	新宿区みどりの条例、同施行規則 新宿区みどりの文化財（保護樹木等）助成金交付要綱 新宿区保護樹木移植助成金交付要綱						

【新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	助成の趣旨は有意義である。さらに、保護対象となった樹木が開発等により無条件で伐採されることのないような対策が望まれる。

【内部評価の状況（平成22年7月）】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	保護樹木の指定本数は増えており、貴重なみどりを守っていくという目的に対する効果を発揮できています。	B 目標どおり	A 目標以上	B 目標どおり

【内部評価に対する外部評価結果（平成22年10月）】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	区内の貴重なみどりを守るため、区民にとって制度の利用しやすさ等の視点から補助基準を検証し、制度周知に努めて欲しい。

【その他の意見】

みどりを増やすことを本位として、区民が利用しやすい補助事業とする必要がある。保護生垣の認定基準を緩和するとともに、植樹帯の維持管理も助成対象とする、生垣とフェンスとの兼ね合いの運用基準等の緩和など、見直し・検証を図るべきではないか。

基本目標		個別目標	2	経常事業	安心のみどり整備	
補助事業	50	生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成			事業開始	昭和63年度
補助の目的	接道部の危険なブロック塀を撤去して、生垣や植樹帯にしようと考えている区民等に対し、その経費を一部支援することで、経済的負担を軽減します。					
補助の概要	一定の条件を満たす生垣・植樹帯を新規に造成する場合及び、その生垣・植樹帯を造成する位置にあるブロック塀等を撤去する場合、その費用の一部を助成します。					
根拠	新宿区みどりの条例 新宿区みどりの条例施行規則 新宿区接道部緑化助成金交付要綱					

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果が十分でない	生垣の幅の要件の弾力化や、みどりの推進モデル地区における助成金額及び上限額の引き上げを行ったほか、啓発パネルなどによるPRを行いました。助成件数は増加していません。	D 目標を下回った	C 目標を下回った	C 目標を下回った

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、検証を行うべき	目的の達成状況が十分でない。緑を増やすことを本位として、区民が利用しやすい補助事業とする必要がある。

【その他の意見】

都心で生垣をつくることのハードルは高いと思われる。区民が利用しやすい補助事業とする必要があるため、49番の補助事業の認定基準の緩和・見直しなどにより、設置時だけでなく維持管理についても助成することで、本事業の実績を伸ばすことも検討してはどうか。

基本目標		個別目標	2	計画事業	58 新宿らしい都市緑化の推進
補助事業	51	屋上緑化、壁面緑化の新設助成			事業開始 平成20年度
補助の目的	自宅や事業所の屋上や壁面を緑化しようと考えている区民等に対し、その経費の負担を一部軽減することにより、地上部に緑化余地の少ない新宿で、新たな緑化空間として建築物の屋上、壁面の緑化を図り、みどり豊かで快適な美しいまちづくりを進めます。				
補助の概要	一定の条件を満たす屋上緑化、壁面緑化を新規に造成する場合、その費用の一部を助成します。				
根拠	新宿区みどりの条例 新宿区みどりの条例施行規則 新宿区屋上等緑化助成金交付要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果が十分でない	屋上緑化等助成制度は、建築物緑化の普及促進を図るための方策として有効ですが、助成に対する申請件数が少ない状態です。屋上緑化等が環境の改善に果たす役割が大きいことを啓発し、建築物緑化の普及を働きかけていきます。		A 目標以上	C 目標を下回った

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	目的の達成状況が十分でないが、モデル地区を設定して積極的に取り組んでいこうという姿勢はうかがえる。緑を増やすことを本位として、区民が利用しやすい補助事業として欲しい。

基本目標		個別目標	3	経常事業	みんなで進める交通安全	
補助事業	52	違法駐車防止対策協議会への事業助成 4協議会			事業開始	平成5年度
補助の目的	新宿区違法駐車等の防止に関する条例に基づき区が指定した重点地区において、所轄4警察署ごとに設置された違法駐車防止対策協議会と協働で違法駐車を防止するための広報・啓発活動を行うことにより、違法駐車の防止に努めます。					
補助の概要	違法駐車防止対策協議会の違法駐車に対する啓発活動経費を補助することで、協議会の活動を支援しています。					
根拠	新宿区違法駐車等の防止に関する条例 新宿区違法駐車等の防止に関する条例施行規則 新宿区違法駐車防止対策協議会補助金交付要綱					

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支出するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなどそれぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。 違法駐車防止対策協議会については、警察庁等の動きも踏まえ、その活動内容を検討していく必要がある。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
平成18年6月の道路交通法の改正による駐車違反の取り締まり変更(駐車監視員制度の導入)を踏まえ、違法駐車の状態を調査し、活動内容及び助成方法の見直しをする上での資料収集を行なった。今後、交通安全協会と違法駐車防止対策協議会の統合が可能かどうかの事業の調査を行う。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	地域との協働による違法駐車防止に対する啓発活動の実績が根付いているからです。ただし、補助団体である違法駐車防止対策協議会の活動が、近年問題になっている自動二輪車の違法駐車対策など、より現在のニーズに見合った効果を発揮できるよう内容など検討の余地があります。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
D 廃止の方向で検討すべき	交通安全協会が実施している事業との類似性があり、事業の効果・効率を高めるため、同協会との組織統合について協議を進めていくとされているので、その中で効果的な事業が実施されるよう、補助事業の統合廃止の方向で検討を行う必要がある。 また、その際、行政監査で指摘された「補助額の算定基準又は対象経費を明記していない」という点についても、改善を図られたい。

【その他の意見】

警視庁の違法駐取りが厳しく、駐車違反車両が減少した現在、従来どおりの事業継続の必要性は認めにくい。

基本目標		個別目標	3	経常事業	みんなで進める交通安全
補助事業	53	交通安全協会への事業助成 4協会			事業開始 昭和48年度
補助の目的	区と警察及び所轄4警察署ごとに設置された交通安全協会が協働して、区民等に対する交通安全意識の普及啓発を目指します。				
補助の概要	交通安全協会が実施している交通安全意識の普及啓発活動の一環として例年実施している交通安全パレードや交通安全運動等の活動費の一部を補助しています。				
根拠	新宿区交通安全協会補助金交付要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支出するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなどそれぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
現時点での補助金見直しはできないと考えられるが、違法駐車対策協議会との整合性を含め検討を行うため、四警察署及び交通安全協会と話し合いの場を設けて活動内容の見直しを行なう。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	区内の交通事故件数が毎年減少していることから、交通安全協会の活動が区民の交通安全意識の普及啓発に一定の効果을あげていると考えられるからです。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、検証を行うべき	違法駐車防止対策協議会の活動と一部重複する部分があり、内部評価においても、「事業がより効果的・効率的に実施されるよう、同協議会との組織統合について協議を進めていく」とされている。その中で効果的な事業が実施されるよう、抜本的な見直しを行う必要がある。

【その他の意見】

団体助成から事業助成への移行が十分ではないので、なお改善に向けて見直しが必要である。

平成22年3月に補助金交付要綱の一部改正が行われ、補助金の算定基準や対象経費の明確化が図られたのは一歩前進であるが、少なくとも平成14年度から毎年度4交通安全協会に対して、それぞれ同額の54万円の補助金が交付され続けており、執行上はまず定額助成ありきで、真に必要な事業に助成する事業助成の運用とは言い難い。

区民の交通安全意識の普及啓発のために、この補助事業が効果的・効率的に行われて十分成果を挙げているか、また地域との連携・協働も十分図られているか、検証していく必要がある。

基本目標		個別目標	3	経常事業	私道整備助成	
補助事業	54	私道舗装助成			事業開始	昭和32年度
補助の目的	私道の舗装整備を行う区民等に対して助成金を交付することにより、区民等の負担を軽減し、区民等の通行の安全・生活環境の向上を図ります。					
補助の概要	私道舗装整備に対して、標準工事費の8割を助成します。					
根拠	新宿区私道整備に対する助成に関する規則					

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	助成金を交付することにより私道舗装整備が促進され、私道を利用する区民の安全な通行や沿道環境の向上が図られています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	必ずしも目標どおりの成果を挙げていない。 この事業と55「私道排水設備改良助成」、57「細街路拡幅整備助成」は、同じ道路についての事業である。所管が分かれているが、一体的施策としてPRに努めたほうが、効果が上がるのではないかと。

【協働の視点の意見】

この「私道舗装助成」と55「私道排水設備改良助成」57「細街路拡幅整備助成」は、ともに区民協働の街づくりの観点から、関係区民の協力を求めるため、事業実施の対象とすべき個所の実態を把握して、必要な整備について取り組んでもらえるよう、十分な連携を図って計画的に働きかけるべきである。

基本目標		個別目標	3	経常事業	私道整備助成
補助事業	55	私道排水設備改良助成			事業開始 昭和32年度
補助の目的	私道の排水設備整備を行う区民等に対して助成金を交付することにより、区民等の負担を軽減し、区民の生活環境の向上を図ります。				
補助の概要	私道排水設備整備に対して、標準工事費の8割を助成します。				
根拠	新宿区私道整備に対する助成に関する規則				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	助成金を交付することにより私道排水設備整備が促進され、沿道の区民等の衛生かつ安全な生活が確保されています。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	この事業と54「私道舗装助成」、57「細街路拡幅整備助成」は、同じ道路についての事業である。所管が分かれているが、一体的施策としてPRに努めたほうが、効果が上がるのではないか。

【協働の視点の意見】

54「私道舗装助成」で述べたとおり。

基本目標		個別目標	3	経常事業	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成
補助事業	56	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成			事業開始 昭和55年度
補助の目的	第一次実行計画（新宿駅周辺地区の整備推進）の実現				
補助の概要	新宿駅東西自由通路の開設及び新宿駅前広場の整備その他新宿駅周辺地域の発展に資する事業を行う東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟の活動に係る事業補助				
根拠	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟に係る事業経費補助要綱（平成22年1月策定）				

【新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	東西自由通路の整備が区や区民にとってどのような利益・効果が見込まれるのかきちんと説明していく必要がある。
答申を踏まえた区の取組み状況（平成19年2月）	
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟の活動を通じて、新宿駅東西自由通路の必要性や、区民にとってどのような利益・効果があるのか、今まで以上に広く区民に具体的に説明していく。	

【内部評価の状況（平成22年7月）】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	東西自由通路が事業化されたため	B 目標どおり	B 目標どおり	B 目標どおり

【内部評価に対する外部評価結果（平成22年10月）】

外部評価結果	評価の理由
D 廃止の方向で検討すべき	<p>東西自由通路は事業化され、基本設計も進んでいる。21年度の決算実績もゼロであり、本来の補助目的は達成したといえるのではないが、</p> <p>駅周辺整備という目的が残されていることから補助事業を継続するとしているが、もともと本補助事業は昭和55年に「通勤新線新宿駅誘致実現等期成同盟」として発足して以来継続されてきており、本補助事業は実質的に同盟に対する団体補助として継続されていると思われる。</p> <p>このような団体の必要性を否定するものではないが、補助金制度は団体補助から事業補助へ移行すべきであることから、当初の目的を達成した段階で一旦その補助事業は廃止とし、今後の課題に対する取り組みは、必要に応じ別途新たな仕組みを検討することとされたい。</p>

【その他の意見】

平成22年1月に定められた「東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟に係る事業経費補助要綱」によると、同盟は、東西自由通路以外に新宿駅周辺地域の発展に資する事業を行うもので、同要綱第2条第2号、第3号の事業も補助対象としている。しかし、同要綱第3条に定める補助金の額も、予算の範囲内とされているに過ぎず、当該補助対象の具体的な内容が不明である。

基本目標		個別目標	3	計画事業	70 細街路の整備
補助事業	57	細街路拡幅整備助成			事業開始 平成14年度
補助の目的	幅員4メートル未満の細街路を拡幅整備することで、安全で快適な災害に強いまちづくりを推進します。 寄附・無償使用承諾による拡幅整備対象地の区道化を推進します。 補助事業実施により区民の負担を軽減し、拡幅整備の促進に寄与することを目的としています。				
補助の概要	区道への寄附に伴う測量費や拡幅整備に負担が大きい整地工事、擁壁の撤去等に対し補助を行うことで区民の経済的負担を軽減します。				
根拠	新宿区細街路拡幅整備条例 新宿区細街路拡幅整備条例施行規則				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	有意義な事業である。私道舗装事業等他の事業等と連携して推進してほしい。

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	20年度の補助申請は0件でしたが、21年度は計6件と増加しており、うち4件が寄附にかかる補助であり区道化の推進に寄与しているため補助の効果を発揮していると言えます。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、 検証を行うべき	目標の成果を挙げていない。細街路に面して居住する区民のニーズも踏まえた総合的支援の仕組みやインセンティブの付与を検討する必要がある。

【4つの視点への意見】

役割分担

昨年度、「外部評価を踏まえた区の取り組みについて」において、区長の総合判断として「耐震化支援事業」「みどりの推進モデル地区」の支援策と連携し、課を横断する施策を打ち出された。このことによる効果が期待される。

目的の妥当性

目的は妥当だが、目標が6.5kmでは区内の細街路拡幅完了までには50年かかる。細街路は通行に支障があるということだけでなく、救急車・消防車も入らないため、防災面からも大きな問題がある。

目的の達成状況

現状では達成度が著しく低い。

【協働の視点の意見】

区民に細街路の施策が浸透していない。区民の協働によりこの施策が効果を挙げるには、関係各課が、建て替え時のみでなく、特に区助成の道路舗装、ライフライン工事等の際に、総合的・積極的に啓発することである。

【その他の意見】

私道の細街路は、条件はあるが分筆すれば区に寄付ができる。分筆費用の助成により、事業番号54・55の舗装・排水設備改良事業の自己負担額と同額程度で分筆ができれば、区への寄付も増え、拡幅も容易になるのではないか。

22年度については、「区長の総合判断」で記載されたとおり関係課が横断的に施策を行うことで、効果が徐々に上がると期待される。

基本目標		個別目標	1	経常事業	ミニ博物館運営事業助成	
補助事業	58	ミニ博物館運営事業助成			事業開始	平成3年度
補助の目的	区内に所在する文化財を有する社寺等及び産業設備（地場産業・伝統工芸等）に対し、施設の一部を改修等を行い、ミニ博物館として一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与します。					
補助の概要	区内の社寺等が所有する文化財や産業の実態を展示公開する目的で、各事業者が自らミニ博物館を新設、運営、展示替え・展示設備改修等の管理運営を行うために要する経費を補助します。					
根拠	ミニ博物館事業及び補助金交付要綱 新宿区補助金交付規則					

【新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
A 概ね問題がない	観光施策の一つとして、より積極的な展開は考えられないか。

【内部評価の状況（平成22年7月）】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	<p>展示替え等の経費の一部を補助することにより、ミニ博物館の新たな魅力を引き出すことができました。</p> <p>また、運営補助することにより、既存館のミニ博物館事業を継続することができました。</p> <p>よって、総合評価は、目的どおり実施し、予定していた成果をあげたものと評価し、「効果を発揮している」としました。</p>	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果（平成22年10月）】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>新宿区内にはまだまだミニ博物館として区民に紹介したい“資源”があるのではない か。引き続き、ミニ博物館を発掘する努力が望まれる。</p> <p>一方で、PR不足が感じられる。施設を増やす努力とともに、小・中学校と連携し、子供 たちに新宿区の素晴らしい財産を見学させるなど、伝統的な新宿らしさの周知に努めて 欲しい。</p>

【その他の意見】

現在は区内に点在するミニ博物館の「点としての支援」であるが、今後それぞれの周辺地域を含めた面としての文化発信の一環の中で、さらに意義あるものとなることが望まれる。

基本目標		個別目標	1	経常事業	文化財保護保存調査等
補助事業	59	新宿区文化財保護事業に関する補助金			事業開始 昭和59年度
補助の目的	区指定文化財を保護・保存し未来に継承すると共に、広く発信していくことで、地域文化の発展に寄与します。				
補助の概要	区指定文化財を保護・保存するため、その所有者等に対し、文化財の保護・保存に要する経費の一部を補助します。				
根拠	新宿区文化財保護条例 新宿区文化財保護事業に関する奨励金及び補助金交付要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	<p>本補助事業は、現在、文化財の補修・修復について対象としている補助であり、毎年、制度を周知する中で、平成21年度は実績はありませんでした。文化財の補修・修復について、特に絵画、仏像等、美術・工芸品の修復にあっては要する期間も長く、費用も高額なことから、所有者が容易に実施を判断できるものではありません。そのため、個人所有物であっても、2分の1の補助率を設定し、補修・修復による文化財保護に資するものとしています。</p> <p>また、この補助制度が、文化財指定に必要な所有者同意を得る際の有力な動機づけ要因になっていることから、「補修・修繕に対する補助金」は効果を発揮していると今回、評価したものです。</p> <p>しかしながら、本事業の目的に照らして考えた場合、下記課題欄に記載のとおり、制度上の課題があると認識しており、改革に取り組みます。</p>	D 目標を下回った	B 目標どおり	改正 制度改正等

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	文化財は一度失われると取り返しがつかないものである。したがって、毎年の実績は少ないが、新宿区内の貴重な文化財の保護・保存等を実施していく取組みは評価できる。区指定文化財だけでなく、区の登録文化財にも支援の枠を広げ、貴重な財産の保護・保存等を推進していくことが望まれる。

【その他の意見】

区の登録文化財や無形民俗文化財の公開事業、道具の運搬や遠征費を補助対象としていないとの課題認識は理解するところであるが、補助制度の改正に当たって、遠征費については保護する文化財の区民への還元性の視点を踏まえる必要がある。

また、貴重な文化財を保存に支障のない方法で、区民に公開する方策を工夫して欲しい。

基本目標		個別目標	2	経常事業	地場産業の活性化、地域におけるさまざまな新しいビジネスの誕生
補助事業	60	地場産業団体の展示会等支援			事業開始 平成17年度
補助の目的	区の地場産業である印刷・製本関連業及び染色関連業の団体が自主的に行う事業に対して、補助金を交付することにより、地場産業の振興と活性化を図ります。				
補助の概要	区の地場産業の団体、「新宿区印刷・製本関連業団体協議会」及び「新宿区染色協議会」が自主的に行う展示会等の事業に対して補助を行います。				
根拠	新宿区地場産業団体の事業助成補助金交付要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	地場産業団体が、これからの経営発展を目指すため事業を工夫し実施していますが、より効果的な施策を追加する必要があります。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	平成17年度の新宿区補助金等審査委員会からの答申を受け、区の補助制度は団体助成から事業助成に切り替わっているが、本事業では補助対象を特定の2団体に限定し、毎年展示会事業へ繰り返し助成されている。こうした補助の仕方が地場産業の振興や活性化にどう効果を上げているのか疑問を感じる。 審査の段階で外部委員を入れるなどの見直しが必要ではないか。

【4つの視点への意見】

役割分担

地域の活性化を図るため、区としてもさらなるPRに努めて欲しい。

効率性・代替手段

この補助事業の要綱の別表2によると、製品開発のための事業として事業実施のための出張に要する交通費及び宿泊費を補助対象としている。また、国内外での販路開拓等の事業として展示会等に参加するための交通費及び宿泊費を補助対象としている。自主事業に対する支援であれば、宿泊費まで補助対象とするのはいかなものか。

【その他の意見】

区内の小学生や中学生に、新宿区の誇る伝統文化・工芸に触れられる機会を与える取組みも検討して欲しい。

基本目標		個別目標	2	計画事業	81	文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援	
補助事業	61	ものづくり産業事業助成				事業開始	平成17年度
補助の目的	区の中小企業等が、経営環境を向上させることを目的として取り組む事業に対して補助金を交付することにより、対象企業の成長を支援し、地域産業の活性化を図ります。						
補助の概要	区の中小企業等が、経営環境を向上させることを目的として取り組む事業(新製品開発・技術開発事業、販路拡大事業)に対して補助金を交付します。						
根拠	新宿区ものづくり産業支援事業助成補助金交付要綱						

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	区内のものづくり産業のうち、優れた事業の成長を促し、販売力を高めることで、地域産業の活性化につなげていくことができました。なお、目標とする応募件数に達していないためPRについては、さらに工夫が必要です。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	新宿らしいものづくり中小企業の育成、地域産業の活性化につながるものであり評価できる。 より多くの企業から応募があるよう、事業の周知徹底を図って欲しい。

【4つの視点への意見】

効率性・代替手段

この補助事業の要綱の別表2によると、製品開発・技術開発のための事業として補助事業実施のための出張に要する経費を補助対象としている。また、国内外での販路開拓の事業として展示会等に参加するための交通費及び国外の場合の宿泊費を補助対象としている。自主事業に対する支援であれば、ここまで補助対象とするのはいかなるものか。

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資	
補助事業	62	融資資金等の貸付等(環境保全資金利子補給)			事業開始	平成13年度
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担が軽減し、環境の保全・改善を図ることを目的とします。					
補助の概要	貸付利率の2/3を利子補給します。					
根拠	新宿区環境保全資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、営業用の低公害車を購入するなど、環境の保全・改善につながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、 検証を行うべき	中小企業の環境への取組み意識を喚起するという政策目的は非常によく理解できるが、執行率及び執行額がかなり低い。制度設計のあり方、申請手続きやPRの方法などに問題があるのではないかと、これらを抜本的に見直ししていく必要がある。

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	63	融資資金等の貸付等(地場産業振興資金利子補給)			事業開始 昭和60年度
補助の目的	区が、地場産業を営む中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、地場産業を営む中小企業者の経費負担を軽減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。				
補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。				
根拠	新宿区地場産業振興資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	地場産業を営む中小企業者が当該制度を利用したことにより、資金繰りの安定、収益性の向上など地場産業の支援につながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
A 概ね問題がない	地場産業を新宿区の文化の一つとして維持するという政策目的は理解できる。普遍性・継続性が高い事業といえる。

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資	
補助事業	64	融資資金等の貸付等(商工業緊急資金利子補給)			事業開始	平成2年度
補助の目的	区が、災害や経済環境の変動により、著しく事業活動が低下し、経営に支障をきたした中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部または全部を補助することにより、経費負担を削減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。					
補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。 貸付利率の全額を利子補給します(特例)。					
根拠	新宿区商工業緊急資金融資要綱 新宿区商工業緊急資金融資の特例要綱 新宿区制度融資利子補給要領					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、資金繰りの安定、収益性の向上などにつながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	災害と経済変動を同一の制度としたつくりには疑問がある。緊急事態における支援として、自然災害に対する支援措置は、基盤の弱い事業者が安心して事業を継続するためのセーフティネットとして重要であるが、一方の経済変動に対する支援については、その要素に伴った、機動性が高く、より効果的なものとするような補助の制度が別途検討されるべきではないか。

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	65	融資資金等の貸付等(商工業年末特別資金利子補給)			事業開始 平成5年度
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、資金需要の高い年末時の経営の安定化を図ることを目的とします。				
補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。				
根拠	新宿区商工業年末特別資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、従業員への年末賞与資金を確保するなど事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>年末資金の融資支援は必要と認めるが、補助している利子補給単価が低く、件数の実績も少ない。</p> <p>制度ができて10年以上経過するが、融資を受けやすくする等見直すべきところはないのか、また、政策の効果や、短期融資の利子補給が制度運用コストに見合うのか等についても精査する時期に来ているのではないかと。</p>

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	66	融資資金等の貸付等(小規模企業資金利子補給)			事業開始 昭和49年度
補助の目的	区内の小規模企業者に対して、経営に必要な資金を融資し、経営の安定化、発展に資することを目的とします。				
補助の概要	貸付利率の2/3を利子補給します。				
根拠	新宿区小規模企業資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	小規模企業者が当該制度を利用したことにより、経営の安定化、資金繰りの安定化につながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	本補助事業66「小規模企業資金利子補給」と補助事業67「小規模企業特例資金利子補給」については、67は必ずしも66に対する特例というわけではなく、全国制度に準拠してつくられているようなので、結果的に66と制度の趣旨が似たようなものになっているように思われる。この2つの事業はひとくりに整備したほうが良いのではないか。

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	67	融資資金等の貸付等(小規模企業特例資金利子補給)			事業開始 平成19年度
補助の目的	区が、小規模企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担を軽減し、経営の安定化、発展を図ることを目的とします。 小規模企業特例資金は信用保証協会が全部保証(100%)するものです。				
補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。				
根拠	新宿区小規模企業特例資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	小規模企業者が当該制度を利用したことにより、材料等の一括仕入れを行い、収益性の向上につながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	補助事業66と同じ

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	68	融資資金等の貸付等(創業資金利子補給)			事業開始 平成9年度
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の創業時の経費負担を軽減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。				
補助の概要	貸付利率の2/3を利子補給します。 商店会に加入または加入の申込みをした場合はさらに0.2%利子補給を加算します。 については、平成21年度から開始				
根拠	新宿区創業資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、創業時の資金繰りを円滑化し、経営の安定につながるなど、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	新宿区の経済活力を発展させるため、ベンチャー支援として重要な事業と考えるが、競争と変動の激しい分野なので、より有効な施策となるよう見直すべきところがないかどうか精査して欲しい。

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資	
補助事業	69	融資資金等の貸付等(技術・事業革新資金利子補給)			事業開始	平成11年度
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、新しい技術や商品の開発、事業の転換や多角化などを図ることを目的とします。					
補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。 中小企業新事業活動促進法等に基づく認定を受けた事業に対する融資の場合は2/3を利子補給します。					
根拠	新宿区技術・事業革新資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、事業の多角化につながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、 検証を行うべき	<p>中小企業の技術革新は経済発展に不可欠であり、本補助事業の政策目的は非常に重要である。</p> <p>しかし、事業開始から10年が経過しているが、予算に対し執行率が非常に低く、実績が上がっていないことから、目的に対する効果は不十分と考えられる。さらに活用される制度とするため、制度の大きな見直しが必要ではないか。</p>

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資	
補助事業	70	融資資金等の貸付等(経営応援資金利子補給)			事業開始	平成15年度
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。					
補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。					
根拠	新宿区経営応援資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、収益性を向上するなど、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>本補助事業は、売上高等が減少した事業者に対する運転及び設備資金の融資における利子補給事業で、かなり枠組みが広い中で、他の利子補給事業との重複調整が適性になされているのか、区民の目線としては疑問が残る。</p> <p>利用実績も多く、経済状況の悪化により資金繰りに支障をきたした中小企業者への支援に役立っているという意義は十分認められるが、より効果的な補助となるよう、他の補助事業との関連も含め精査する時期に来ているのではないかと。</p>

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	71	融資資金等の貸付等(区設小売市場使用者移転支援資金利子補給)			事業開始 平成17年度
補助の目的	区が、区設小売市場を使用している中小企業者に対して、金融機関から区設小売市場からの移転、事業継続に必要な資金の融資を受けた際の借入金利子の一部または全部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。				
補助の概要	貸付利率の全額（貸付額 1,250万円まで） 貸付利率から0.5%を減じた額（貸付額1,250万円超）				
根拠	新宿区設小売市場使用者移転支援資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価（平成19年度から平成21年度まで）		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、区設小売市場からの移転、その後の事業継続につながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
E その他	本事業は、区設小売市場使用者移転者への特例措置であり、今後新規に実施することとはなく実施期間内のみ対応であるため、評価しない。

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資	
補助事業	72	融資資金等の貸付等(情報技術活用促進資金利子補給)			事業開始	平成18年度
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、新しい情報技術を図ることなどを目的とします。					
補助の概要	貸付利率の2/3を利子補給します。					
根拠	新宿区情報技術活用促進資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領					

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、顧客管理システムや在庫管理システムの導入につながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	中小企業がIT化により生産性を高めることは重要であり、事業の意義は十分理解できる。 しかし、実績件数が必ずしも伸びておらず、政策的目標に見合った成果を十分挙げていないように思われる。実績が伸びない原因を検証し、中小企業のIT化を効率的に推進されるよう改善を望みたい。

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	73	融資資金等の貸付等(ワーク・ライフ・バランス企業応援資金利子補給)			事業開始 平成19年度
補助の目的	区が、ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業者に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、経営の安定化及び発展を図ることを目的とします。				
補助の概要	貸付利率の2/3を利子補給します。				
根拠	新宿区ワーク・ライフ・バランス企業応援資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、資金繰りが安定化し、従業員の福利厚生が充実につながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	中小企業の努力を後押しする制度であり、事業目的は非常に良いが、育児休業取得者がどれくらい増えたか、従業員の福利厚生が具体的にどう充実されたのかなど、ワーク・ライフ・バランスの具体的な達成度の面からの評価や、ワーク・ライフ・バランスに関する計画事業・補助事業を合わせた全体として評価をする手法も含めて、工夫・検討してほしい。

【4つの視点への意見】

効率性・代替手段

改正育児・介護休業法の施行により、男性の育児・介護休業取得促進に向けた法整備も進んでおり、今後の進捗状況を見極めていく必要がある。

また、比較的新しい先駆的・政策誘導的な助成事業だが、件数実績がそれほど伸びていない。このような事業の場合、時期を明示して投資を促すような手法も検討してはどうか。

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	74	融資資金等の貸付等(貸付信用保証料補助)			事業開始 昭和28年度
補助の目的	信用保証協会の保証付きで制度融資を利用した中小企業者に対し、融資を受ける際に信用保証協会に支払う貸付信用保証料を一括で補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、資金繰りの改善や経営の安定化を図ります。				
補助の概要	信用保証協会の保証付きで制度融資を受けた中小企業者に対し、貸付信用保証料の1/2または全額を補助します。				
根拠	新宿区商工業資金融資要綱ほか 新宿区制度融資信用保証協会保証料補助要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、資金繰りが改善されるなど、経営の安定化につながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>中小企業支援の根幹部分を成す補助事業であり、昭和28年から継続しているが、過去3年間を見る限りでは、経営の健全化を図るための措置として、予算額・執行額とも景気に機動的に対応していることは評価できる。</p> <p>今後も経済状況を注視し、常に状況に対応した運用の見直しを継続していくべきである。</p>

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	75	融資資金等の貸付等(商店会共同事業資金利子補給)			事業開始 昭和50年度
補助の目的	区が、商店会及び商店街振興組合に対して、金融機関から共同事業に必要な融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担を軽減し、区内商業の振興に資することを目的とします。				
補助の概要	区の制度融資のうち償還期間が1年以内の資金の貸付利率の1/2に相当する利率を補助します。				
根拠	新宿区商店会共同事業資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	商店会及び商店街振興組合が当該制度を利用したことにより、集客力の増加、商店会のPR等につながるなど、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、 検証を行うべき	昭和50年から30年以上続いている補助事業である。この事業は年末売出し等のための短期の融資であるため、補助単価は低い。19年度以降には補助単価を見直し、予算上の対象件数の増加を見込むなど、制度の変更を図ってはいるものの、実績件数は毎年2件のみである。 この経過を見ると、本事業は抜本的に見直しする必要があると考えざるを得ない。

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	76	融資資金等の貸付等(魅力ある商店街づくり資金利子補給)			事業開始 昭和58年度
補助の目的	区が、商店会及び商店街振興組合に対して、金融機関から融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、経費負担を削減し、商店街の整備等を図ることを目的とします。				
補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。				
根拠	新宿区魅力ある商店街づくり資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	本制度は、資金繰りが困難な商店会に対する融資による支援を通じて、商店会の自主的な取り組みを促進し、商店会のやる気を実現する上で重要な役割を果たしています。20年度の実績では、当該制度を利用した商店会が街路灯の建替えを行い、商店街の環境整備につなげており、商店会からも「本制度の適用を受けたことで整備をすることが出来た」との評価を受けました。こうしたことから、本制度は効果を発揮していると考えます。	D 目標を下回った	B 目標どおり	C 目標を下回った

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、 検証を行うべき	<p>魅力ある商店街づくりの必要性は十分理解できるが、本事業は、3年続けて執行率が低く問題である。</p> <p>この補助を効果的なものとするためには、商店会に、一丸となってまとまった事業を行う活力が必要と考える。昨今の社会経済情勢等もあり、もし商店会に補助を受けるに至るまでの活力が十分でないため、執行率が低下しているのであれば、もう少し別な仕組みで商店街の活力を取り戻すよう、制度のあり方を考える時期にきているのではないかと。また、商店会に一丸となって事業を行う活力が十分あるにもかかわらず、執行率が低いのであれば、この制度が商店会のニーズと合致していないのではないかと。別途、計画事業・補助事業も整備されているので、本事業についてはそういった方向で見直すべきである。</p>

基本目標		個別目標	2	経常事業	中小企業向け制度融資
補助事業	77	融資資金等の貸付等(店舗改装資金利子補給)			事業開始 平成13年度
補助の目的	区が、中小企業者に対して、金融機関から店舗改装のための融資を受けた際の借入金利子の一部を補助することにより、中小企業者の経費負担を軽減し、経営の安定化や発展を図ることを目的とします。				
補助の概要	貸付利率の1/2を利子補給します。				
根拠	新宿区店舗改装資金融資要綱 新宿区制度融資利子補給要領				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	中小企業者が当該制度を利用したことにより、計画通りの店舗のリニューアルオープンにつながっており、事業の目的を達成しているため。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	補助事業の必要性は十分理解できる。目的も妥当であり、需用・実績もあることは評価できる。 しかし、このような商店にとって比較的ベーシックな補助の場合、目的に対し実際どのような効果を挙げたのか、評価手法についてアウトカム評価ができないか工夫検討して欲しい。

基本目標		個別目標	3	計画事業	83	歌舞伎町地区のまちづくり推進	
補助事業	78	歌舞伎町タウン・マネージメントの運営				事業開始	平成20年度
補助の目的	歌舞伎町の課題解決に向けて地元、事業者、ボランティア団体など活動主体の参画の場づくりとネットワークを図り、歌舞伎町全体としてルネッサンス推進事業に取り組むために設立した歌舞伎町タウン・マネージメント事業の助成を行うことにより、クリーン作戦、地域活性化、まちづくりのルネッサンスプロジェクトが展開され、誰もが安心して楽しめるまちへの再生を推進します。						
補助の概要	情報発信事業、地域活性化事業、安全・安心事業、まちづくり事業等に関する費用に補助しています。						
根拠	歌舞伎町タウン・マネージメント補助金交付要綱						

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	歌舞伎町タウン・マネージメントを中心に、まちが一体となって、歌舞伎町の再生に向けた取り組みが行われるようになり、事業全体が計画どおりに進んでいると評価します。		B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	新しい取り組みに健闘しているが、計画どおりの成果が出ていないようなので、事業の実施方法等の見直しを常に行いながら効果的な補助事業のあり方を模索して欲しい。

【4つの視点への意見】

効率性・代替手段

民間の第三者機関でもできるのではないかな。

【協働の視点の意見】

地元、事業者、ボランティア団体等の参画の下に、民間活力を活用する方針は、合理性がある。将来的には行政主導ではなく民間主導の協働事業に移行していけるのではないかな。

【その他の意見】

目的は良いが、予算規模が大きく、また、地域・民間団体も協働しており、いつ・どこまで行政が関わるのか、役割分担も不明確である。

民間活力の発揮ということで民間の裁量が大きくなりがちなので、多額に上る補助経費が適切かつ公正に執行されるよう、常に十分なチェックにより透明性が確保されるように留意する必要がある。

基本目標		個別目標	3	経常事業	新宿区商店会連合会への事業助成	
補助事業	79	新宿区商店会連合会への事業助成			事業開始	平成17年度
補助の目的	新宿区内で産業振興等の目的で組織された団体が自主的に行なう事業に助成を行うことで、地域経済の活性化を図ります。					
補助の概要	新宿区商店会連合会が主催する、創意と努力が地域のお客様に高く評価されている商店を表彰する、「『金賞』新宿区商店会連合会推奨」事業に対して経費の一部を助成し、地域商業の活性化を図ります。					
根拠	産業振興に係わる団体に対する事業補助金交付要綱					

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	対象となる事業(商店街こだわり大賞)が、効果的に持続できるような工夫が必要。例えば大賞となった商店街等のマップやパンフレットを作成してPRするといった支援を考えるべきではないか。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
新宿区商店会連合会に対し、受賞店舗が商店会の活性化の拠点となるよう受賞店舗のPR等の指導を行った。今年度作成の観光マップ(高田馬場・大久保地域)の範囲には、該当店舗が無かったため、今後の課題とする。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	毎年度、表彰店数が増え、選考方法についても改善を行うなど、事業実施の工夫がされています。また、「商店会サポート事業」とも連携して事業を行い、区と商店会連合会が一体となって、当事業に取り組んでいます。 商店街の中の創意と努力が地域のお客様に高く評価されているお店を『金賞』として表彰することは、お店及び商店街のPRとなり、地域商業の活性化に効果を発揮していると評価します。	B 目標ど おり	B 目標ど おり	B 目標ど おり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
C 抜本的な見直し、検証を行うべき	<p>区内の産業振興を推進するうえで、新宿区商店会連合会の果たす役割が重要であることは充分認識しているところである。</p> <p>また、新宿区商店会連合会の自主事業である「『金賞』新宿区商店会連合会推奨」事業が商店街活性化に効果的であることは理解できる。</p> <p>しかしながら、区は「産業振興に係わる団体に対する事業補助金交付要綱」で、「中小企業の振興、商店街の活性化等を目的として団体が自主的に行う事業に要する経費の一部を補助する」としていながら、別表で補助対象を1団体・1補助事業に限定している。地域経済の活性化を図ることが目的ならば、このように補助団体・事業を限定するのはいかがなものか。区は補助の公平性、中小企業への支援のあり方、補助対象事業が地域経済の活性化にどのようにつながっていくのかという視点などで、制度を見直しすべきである。</p>

基本目標		個別目標	3	計画事業	84 商店街活性化支援
補助事業	80	商店街空き店舗活用支援事業			事業開始 平成20年度
補助の目的	新宿区内の商店街にある空き店舗を活用し、商店街の活性化につながる事業を行う事業者に対して、区が補助することにより、商店街に活気が戻り、街全体が一体となって、賑わいあふれる商店街につなげていくことを目的とします。				
補助の概要	新宿区内の商店街の空き店舗を活用し、自立して継続的に行う事業を行い、商店街活性化及び地域貢献が期待できる事業者に対して、事業開始に必要な経費の一部を助成します。				
根拠	新宿区商店街空き店舗活用支援事業実施要綱				

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価 (平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	補助金交付者からの事業に対する満足度の高さ、また新聞・テレビなどにも多く取り上げられたことによる事業や商店街のPRとなったことなどから、効果を発揮していると評価します。		C 目標を下回った	B 目標どおり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し、検証が必要	<p>店舗の開店時にネックとなる初期投資の支援があることにより、多くの団体に機会が与えられたことは効果的である。</p> <p>区が空き店舗活用に支援を実施していく中では、地域の特性を考慮したうえでの事業者選定や、真に支援を必要とする事業者なのかなどの面から、補助制度を向上させていく必要がある。</p> <p>平成20年度から開始されたばかりであり、新宿区のように経済活性度の高いところでは、必要な地域に必要な支援を行うことが難しい事業であることは理解できるが、この補助事業が目的としていることの効果についての検証を行ったうえで、新宿区らしい空き店舗活用の支援の実施を期待する。</p>

【4つの視点への意見】

効率性・代替手段

本事業は計画事業でもあり時限性があるので、その範囲内でどのようなものが商店街の活性化に有効なのかを検証し、総合的に判断していく必要がある。その際には、空き店舗を活用したことにより、その商店街にどう活気が戻り、賑わいのある商店街への程度効果が表れたのかについても検証する必要がある。

【その他の意見】

経済活性度の高い新宿区では、地方都市での空き店舗事業とは状況が異なると考える。

事業の目的である商店街の活性化を図り、賑わいあふれる商店街につなげていくには、新宿区の地域特性を踏まえ、地域住民が必要とする事業者を厳選することが重要である。

基本目標		個別目標	3	経常事業	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金
補助事業	81	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金			事業開始 昭和58年度
補助の目的	外国人学校の児童・生徒の就学の安定性を保つとともに、区の重要施策である子育て家庭の支援を充実させるためです。				
補助の概要	経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し補助を行うことにより、負担を軽減します				
根拠	外国人学校児童・生徒保護者補助金交付要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	補助金の申請、請求、受領が、保護者の委任を受けた代理人が行なうという原則は修正すべきである。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
17年度に要綱を改正し、補助金の申請、請求、受領を保護者が原則行うこととして実施した。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	補助金の交付により保護者の経済的負担を軽減し、児童・生徒の就学の安定性を図っています。このため、効果的な補助金の支給を行っているとして評価できます。	B 目標どおり	B 目標どおり	B 目標どおり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	保護者の経済的負担を軽減し、児童・生徒の就学の安定を図っていることは評価できる。 ただし、平成17年に要綱を改正してはいるが、近年の社会情勢の変化を踏まえ、区立学校通学児童・生徒への支援内容との比較や、補助対象外国人学校などの検証などを行ったうえで、現時点での多文化共生の理念に沿った見直しを図る必要があるのではないか。

【4つの視点への意見】

目的の妥当性

「経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対する負担軽減」を目的とするのであれば、多文化共生の理念を踏まえて、現在補助対象としている学校以外に、他の外国人認可学校があるのであれば、そこで学ぶ児童・生徒を支援する考えがあってもよいのではないか。

【その他の意見】

保護者の負担軽減を図る補助金の公平性を保つには周知徹底が重要である。今後も幅広く周知する方法の工夫を期待する。

基本目標	*	個別目標	1	経常事業	納税貯蓄組合連合会への事業助成
補助事業	82	納税貯蓄組合連合会への事業助成			事業開始 昭和26年度
補助の目的	<p>納税貯蓄組合法第10条の2に規定する納税貯蓄組合連合会が、新宿区の税務行政の協力団体として行う事業活動を奨励するため、補助金を交付する。</p> <p>これにより、納期内納付の推進、口座振替納税の普及拡大等、自主納付の高揚と正しい税知識の普及を推進し、納税意識の高揚を図り、安定的な歳入を確保します。</p>				
補助の概要	<p>納税貯蓄組合連合会に対し、補助対象事業に要する経費を、補助金として交付する。</p> <p>補助対象事業は、区税の納期内納付および納税推進に関する事業や税知識の普及その他納税知識の普及、啓発に関する事業等です。</p>				
根拠	納税貯蓄組合法 新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱				

【新宿区補助金等審査委員会答申(平成17年3月)と平成18年度の取組み状況】

答申評価	意見
B 実施内容・方法に見直し・検証が必要	助成額に比して、新宿区政・区民税にとって効果的な事業が行われているかどうか疑問が残る。
答申を踏まえた区の取組み状況(平成19年2月)	
平成17年度要綱改正を行うとともに、18年度は予算額を1,000,000円に削減した。今後も、事業内容及び補助額を精査する等について引き続き検討していくとともに、区税にとって効果的な事業(広報周知活動等)の実施を依頼していく。	

【内部評価の状況(平成22年7月)】

3年間を通しての評価(平成19年度から平成21年度まで)		年度別評価の状況		
総合評価	評価理由	19年度	20年度	21年度
効果を発揮している	税制改正に関する広報、都区合同納税キャンペーンへの参加及び独自キャンペーン活動等、納税推進への寄与と、税に対する中学生の作文の募集・表彰等、税知識の普及・啓発への寄与が大きかったことによるものです。	B 目標どおり	B 目標どおり	B 目標どおり

【内部評価に対する外部評価結果(平成22年10月)】

外部評価結果	評価の理由
D 廃止の方向で検討するべき	<p>納税貯蓄組合連合会が、区の税務行政の協力団体として行う事業活動を奨励し、税の普及啓発の補完的役割や、租税教育の一環としての「中学生の税の作文」、広報紙やキャンペーンによる地域の納税思想の普及啓発活動は理解できる。</p> <p>しかしながら、補助目的である「納期内納付の推進、口座振替納税の普及拡大等、自主納付の高揚と正しい税知識の普及推進し、納税意識の高揚を図り、安定的な歳入を確保」することに現在の補助内容が効果的であるのか疑問である。</p> <p>また、納税貯蓄組合の構成員の高齢化や組合数、組合員の減少に伴い、活動が低下傾向にあることを考慮すると、ひとつの区切りとすべき時期ではないか、そのうえで、区は近年の経済状況も踏まえ、効果的な補助内容の見直しなど、補助制度を再構築すべきである。</p>

【4つの視点への意見】

効率性・代替手段

平成17年3月の新宿区補助金等審査会委員会からの答申を受け、団体補助から事業補助に見直しを図っているがあまり変化が見受けられない。この時期を区切りとし見直しを図るべきである。

目的の達成状況

現行の補助により納税意識が顕著に高まっているのか、区はどのように効果を検証しているのか疑問である。

今後に向けて

第4章 今後に向けて

今年度の外部評価の作業を終えて、各委員から出された評価の課題および今後のあり方について述べる。

1 計画事業の評価に関して

前年度から新たに作成された内部評価のフォーマットについては今回2年目となったため、初回に比較してかなり改善がみられたことをまず評価したい。

しかし、昨年度の外部評価でも指摘した成果指標については、まだなお検討と改善の余地があると思われる。たとえば、「計画事業48 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」において、重点モデル地区の指定数をひとつの目標にすることはよいが、最終的な事業内容を評価する場合は、指定することによって具体的にどのような成果があったのか、客観的なアウトカム指標を見いだす必要がある。各事業にとってふさわしい成果指標を見つけることは、事業の根幹にかかわることなので、他の事業でもぜひ再検討をお願いしたい。

次に、事業の担い手と協働について指摘をしたい。たとえば「計画事業83 歌舞伎町地区のまちづくり推進」は、ルネッサンス事業の推進によって地区の安全性が大きく高まったことは評価するが、次の段階としての新たな文化の創造と発信という視点では、まだ方向性が見えていない。補助事業である「歌舞伎町タウン・マネジメントの運営」とも関係するが、行政と民間の両者の特性を生かした戦略的な関係構築が未熟という印象である。また、「計画事業27 元気館事業の推進」においては、指定管理者が担うことは適当であると判断されるが、区民が求めるニーズを的確に把握し、それを適切に指定管理者に伝え、サービスを向上させるのは区の役割である。今後すべての事業に、市民協働あるいは民間協働という視点が極めて重要になってくることから、計画事業の推進においては、指定管理者制度を含めた斬新で幅広い協働メニューの検討をお願いしたい。

さらに、職員の資質向上と職員間の横のコミュニケーションについて指摘したい。職員に対するヒアリング調査において、職員が他都市の類似事例や先進事例を知らないということがあった。これは事業推進上極めて基礎的なことであるので、今後は職員の調査、企画政策能力の向上やその経験を職員

共有の情報にしていく方策の検討をお願いしたい。

なお計画事業を束ねる個別目標に関しては、今年度全体としては評価を行わなかったが、計画事業の評価をする中で、気がついた点を2点指摘したい。

ここ数年第1部会では、災害に備えるための日常的なまちづくりを重点的に継続して評価対象としてきたが、個別目標の「3 災害に備えるまち」に属する事業以外にも災害時を想定して進めるべき事業が多いことを痛切に感じてきた。たとえば「1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」に属する「計画事業51 地球温暖化対策の推進」における雨水対策、「計画事業52 清潔できれいなトイレづくり」、さらに「3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち」に属する「計画事業70 細街路の整備」は、もちろん平常時に重要な事業であるが、同時に災害時のことも十分考慮して進めることが必要である。都市整備事業は今後財政的にも厳しい状況になることが予想されるため、単一の目的だけでなく、いくつかの複合的な目的を同時に満たしてこそ、費用対効果が高いといえる。そこで、重要な計画事業はいくつかの個別目標に再掲し、複数目標化することをぜひ検討していただきたい。

次に「計画事業61 ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進」におけるガイドラインは現在計画策定中だが、策定後は単なるひとつの計画事業という位置づけではなく、個別目標3の計画事業やその他のソフトとハードの関連事業を含む大きな枠組みの中で実施していくことが必要である。そこで、ユニバーサルデザインの推進を、別途、区の施策推進の重要な計画の一つとして位置付け、その中で関連する計画事業を明確にするなどして、積極的な展開を望みたい。

2 補助事業の評価に関して

今回82の補助事業すべてについて評価を行ったが、補助事業の評価については、平成17年3月に第三者による補助金等審査委員会の答申が出され、5年後の今年度行政の内部評価が行われ、そして今回の外部評価という経過がある。したがって、平成17年の評価結果を踏まえて改善が見られた事業はもちろん評価が上がっている(4事業)が、逆に5年が経過しても大きな改善が見られない事業は評価が下がっている(27事業)。また最終結果として、抜本的な見直し・検証を行うべきC評価が18事業、廃止の方向で検討すべきD評価が9事業ある。つまり、今回の補助事業の評価は平成17年度の評価をベー

スにしているのがかなり厳しい結果となった。以下、委員から出された課題等について述べる。

計画事業と共通するが、補助事業の評価指標についてもアウトカム指標とすべきであるが、そうになってない事業が多い。ただし、利子補給のようにアウトカム指標にできないものもある。こういった事業は、その大もとにある融資事業や関連する計画事業と共に総合的に評価する必要がある。

事業開始からすでに多年を経過している事業については、補助事業の性格から考えて、サンセット方式という区の基本的な考え方の実効性を高める必要がある。

路上喫煙の取り締まり、ポイ捨てや放置自転車対策のパトロール、通学時の子どもの見守り等、街の中で区民に対する注意喚起や指導をする業務がかなり増えてきている。これらは委託業務やボランティアによって実施されているが、バラバラに実施されている上、費用対効果という視点で見ると効率が悪い。一人の人間がある地域で総合的なパトロールができるような体制にすると、コミュニティ形成にとってもよいし、効率も改善されるのではないかと。区民と行政の協働という視点で見直して欲しい。

区民に対する補助金の性格上、事業開始前に一部の補助金が支払われる必要がある場合はあるが、事業補助という性格からは、「前金払い」ではなく、「概算払い」で事業終了後に精算という方法があるので、「前金払い」は必要ない。

補助事業の評価は今年度初めて行ったが、計画事業と補助事業に内容が類似しているものが多かった。これは基本計画策定前からある経常事業と補助事業を新たな基本計画の一定の枠組みに入れ込んだことによって生じたのではないだろうか。そのことによって基本計画全体の施策と事業の姿が見えにくくなり、行政評価の合理的なあり方を難しくしている。今後は、基本計画の全体施策の体系の中で計画事業、補助事業、経常事業を効果的に評価していくために、新たな改善が必要である。

3 外部評価に対する意見に関して

これまで、当委員会の評価報告に対して、区側からは、「外部評価結果を踏まえた区の取組みについて」により、当委員会が評価したことを区がどう受

け止め、どう改善に取り組んだかの説明を受けてきた。

しかし、その内容は、当委員会の評価結果が正確に受け止められたのか否か判然としないものも多く見受けられる。

当委員会としては、精力的に資料を読み込んだ上で、担当者への質問、現地調査、さらに必要に応じて追加質問等を行った上で、議論を重ねて評価を取りまとめたものであり、評価結果には万全を期しているところである。

だからといって、当委員会の評価が絶対のものであると過信しているわけでもない。

限られた時間、限られた資料の中で行った当委員会の評価が、結果として妥当ではないこともありうることは十分認識しているところである。

そうした点について、もし、区が行政特有の配慮に基づく表現をすることにより「外部評価結果を踏まえた区の実践について」の内容が不明確になっているとしたら、当委員会の意図するところではない。

私達は、平成 20 年度の外部評価結果報告において『「新しい計画評価の文化」の共有と定着に向けて』という副題を付し、その際、行政に外部評価に対して構える姿勢があったことは非常に残念であるとの当委員会の思いを述べたところである。

外部評価の仕組みとして、評価者である私達委員と、被評価者である行政側の双方が真摯に意見を交換することにより、共に新たな気づきの機会を得ることで、評価の精度を高めてこそ、真の改善に向けた取り組みにつなげることができるものと考えているところである。

しかしながら、現実の評価作業の中では時間の制約もあって、十分議論を行うことはできない。

そこで、評価の文化を共有していくためにも、「外部評価結果を踏まえた区の実践について」を取りまとめる際には、私達がこうした思いで評価に取り組んでいることを十分ご理解いただいた上で、行政としての忌憚のない意見を明らかにして欲しいと願っている。

行政と率直なやりとりをできる文化が、まさに、新宿区における評価の文化の共有に向けた大きな一歩となると信じている。

< 資 料 >

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

	氏名		
第1部会 まちづくり 環境 みどり	卯月 盛夫	早稲田大学社会科学総合学院 教授	会長 部会長
	大塚 巖	新宿区防災サポーター連絡協議会 会長	
	川俣 一弥	新宿区町会連合会 副会長	
	須貝 俊司	区 民	
	鍋島 照子	区 民	
	山下 修	神楽坂通り商店会	
第2部会 福祉 子育て 教育 暮らし	岡本 多喜子	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授	部会長
	小菅 知三	新宿区民生委員児童委員協議会 会長	
	中原 純一	区 民	
	山村 利枝	区 民	
第3部会 自治 コミュニティ 文化 観光 産業	名和田 是彦	法政大学法学部政治学科 教授	副会長 部会長
	入江 雅子	戸山公園子どもの遊び場を考える会	
	富井 敏弘	区 民	
	芳賀 恒之	区 民	
	渡辺 翠	新宿区エコライフ推進員協議会	

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。

(2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 3 人以内

(2) 区民 6 人以内

(3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部行政管理課が担当する。

(平成20年条例第1号・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平成20年条例第1号・一部改正)

附 則

〔以下 略〕